令和８年９月25日

総　務　委　員　会

議　　案

議案第54号	令和８年度葛飾区一般会計補正予算（第２号）	（財政課長）
議案第55号	令和８年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	（財政課長）
議案第56号	令和８年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	（財政課長）
議案第57号	令和８年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	（財政課長）
議案第59号	一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	（人事課長）
議案第60号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（人事課長）
議案第63号	葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例	（戸籍住民課長）
議案第66号	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第67号	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第68号	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第69号	葛飾区立水元小学校外構整備工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第70号	葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第71号	新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事請負契約締結について	（契約管財課長）
議案第72号	葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れについて	（契約管財課長）
議案第73号	訴訟上の和解について	（総務課長）

庶務報告

政策経営部

(1)	中期実施計画等の進捗状況について	（政策企画課長）
(2)	森永乳業株式会社東京工場跡地の整備に関する事業者からの報告内容等について	（政策企画課長）
(3)	リリオ亀有リノベーションプロジェクトに係る協議状況等について	（政策企画課長）
(4)	葛飾区区民サービス向上改革プログラム（令和６年度～令和９年度）の進捗状況について	（経営改革担当課長）
(5)	スタジアムのあるべき姿（案）について	（スタジアム構想担当課長）
(6)	令和８年度都区財政調整区別算定結果について	（財政課長）
(7)	予算編成過程の公表について	（財政課長）

総務部

(1)	公文書等の管理状況について	（総務課長）
(2)	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について	（総務課長）
(3)	専決処分（和解）の報告について	（総務課長）
(4)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てについて	（総務課長）
(5)	義務付け等請求控訴事件の上告受理申立て不受理決定について	（総務課長）
(6)	専決処分（契約変更）の報告について	（契約管財課長）
(7)	工事契約について	（契約管財課長）

施設部

(1)	ＳＨＩＢＡＭＡＴＡ　ＦＵ－ＴＥＮ　Ｂｅｄ　Ａｎｄ　Ｌｏｃａｌに係る定期建物賃貸借契約解除の状況等について	（施設管理課長）

地域振興部

(1)　マイナンバーカードの窓口体制の再検討について　（戸籍住民課長）

産業観光部

(1)　物価高騰緊急対策支援金について　（産業経済課長）

(2)　水元四丁目農園の廃止について　（産業経済課長）

議案第５９号　関係資料
総　　務　　部
令和８年９月２５日

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

人事課

１　改正理由

複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するため、高度な専門的知識又は優れた識見を有する人材を任期を定めて採用する特定任期付職員採用制度を導入する必要があることから、条例の一部を改正するもの

２　改正概要

（１）題名を一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に改めること。

（２）特定任期付職員の採用について定めること。

（３）特定任期付職員の給与の特例について定めること。

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行日

令和９年４月１日

別　紙

一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
○一般職の任期付職員の採用に関する条例 平成１９年６月２８日 条例第２３号	**○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例** 平成１９年６月２８日 条例第２３号
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）**第３条第２項及び**第７条第１項の規定に基づき、専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）**第３条第１項及び第２項並びに**第７条第１項**並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項**の規定に基づき、専門的な知識経験**又は優れた識見**を有する者の任期を定めた採用**及び任期を定めて採用された職員の給与の特例**に関し必要な事項を定めるものとする。
（職員の任期を定めた採用） 第２条	（職員の任期を定めた採用） 第２条　**任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。**
任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。	**２**　任命権者は**、前項の規定によるほか**、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
（１）　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合	（１）　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
（２）　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合	（２）　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
（３）　当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合	（３）　当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
（４）　当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合	（４）　当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
（任期の更新） 第３条　任命権者は、**前条**の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、**当該職員**の同意を得なければならない。	（任期の更新） 第３条　任命権者は、**前条各項**の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、**当該任期付職員**の同意を得なければならない。
	（給与に関する特例） **第４条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第１の特定任期付職員給料表を適用する。**

	２　任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて別表第２の号給別基準職務表に従い、前項の特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。 **３　任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第１項の特定任期付職員給料表に掲げる号給により難いときは、前２項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる７号給の給料月額にその額と同表に掲げる６号給の給料月額との差額に１からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の指定職俸給表８号俸の額未満の額に限る。）又は同表８号俸の額に相当する額とすることができる。** **４　第２項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。** **（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）** **第５条　特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和３０年葛飾区条例第９号。以下「給与条例」という。）第４条、第２２条第１項及び第２項、第２５条、第２７条第２項、第２７条の４第２項並びに第２７条の５第１項の規定の適用については、給与条例第４条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１９年葛飾区条例第２３号。以下「任期付職員採用条例」という。）第４条の規定」と、給与条例第２２条第１項及び第２項中「第１１条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第２５条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第４条に規定する」と、給与条例第２７条第２項ただし書中「第１１条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０８．７５」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０１．２５」と、給与条例第２７条の４第２項中「第１１条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては１００分の１３６．２５」とあるのは「特定任期付職員にあっては１００分の９３．７５」と、給与条例第２７条の５第１項中「第１１条第１項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。** **（給与条例の適用除外）** **第６条　給与条例第６条、第７条、第１０条から第１３条まで及び第１３条の３の規定は、特定任期付職員には適用しない。**
（特別区人事委員会規則への委任） **第４条　第２条**の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに**任期付職員**の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。 付　則 この条例は、平成１９年７月１日から施行する。	（特別区人事委員会規則への委任） **第７条　第２条各項**の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに**同条第２項の規定により任期を定めて採用された職員**の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。 付　則 この条例は、平成１９年７月１日から施行する。 **付　則** **（施行期日）** **１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、**

次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の第２条第１項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第１（第４条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
１	４０８，０００
２	４５１，０００
３	５０３，０００
４	５６６，０００
５	６３９，０００
６	７２５，０００
７	８２１，０００

別表第２（第４条関係）

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
１	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
２	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
３	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
４	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
５	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
６	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
７	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

議案第６０号　関係資料
総　　務　　部
令和８年９月２５日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人事課

１　改正理由

庶務事務システムの改修に伴い、育児短時間勤務の承認又は期間の延長に係る請求について、同システムによる手続を可能とするため、条例の一部を改正するもの

２　改正概要

育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求を書面以外の方法により行うことができるようにするもの

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行日

公布の日

別　紙

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現　行	改正案
○職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月１８日 条例第１号	○職員の育児休業等に関する条例 平成４年３月１８日 条例第１号
（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続） 第１０条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、**書面**により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに行うものとする。	（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続） 第１０条　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、**規則で定めるところ**により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに行うものとする。
（平２０条例９・追加）	（平２０条例９・追加）
	付　則 **この条例は、公布の日から施行する。**

議案第６３号　関係資料
地　域　振　興　部
令和８年９月２５日

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

戸籍住民課

１　改正理由

総務省が印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正したことを踏まえ、印鑑登録申請時の保証人要件を改めることのほか、所要の改正を行うもの

２　改正概要

（１）保証人要件の見直し

印鑑登録申請時の保証人要件については、これまで葛飾区において印鑑登録をしている者としていたが、葛飾区以外の自治体において印鑑登録をしている者も対象とする。

（２）特定在留カード及び特定特別永住者証明書への対応

多機能端末機において、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード・特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）でも印鑑登録証明書を取得することが可能となったため、特定在留カード等を多機能端末機での印鑑登録証明書交付の対象として追加する。

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行日

公布の日

葛飾区印鑑条例新旧対照表

現　行	改正案
○葛飾区印鑑条例 昭和５０年３月２６日 条例第５号 東京都葛飾区印鑑条例（昭和３１年６月葛飾区条例第８号）の全部を改正する。 目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　印鑑の登録（第３条―第１６条の２） 第３章　印鑑登録の証明（第１７条―第１９条の２） 第４章　雑則（第２０条―第２２条） 付則 第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。 （区長の責務） 第２条　葛飾区長（以下「区長」という。）は、この条例の適用に当たっては、常に住民の権利の保護に留意するとともに事務処理の効率化に努めなければならない。 （平２４条例２４・一部改正） 第２章　印鑑の登録 （登録資格） 第３条　葛飾区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。 ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 （１）　満１５歳未満の者 （２）　成年被後見人（第１６条の２の規定により法定代理人が同行して次条本文の規定による申請をする者を除く。） （平１２条例３０・平２４条例２４・令２条例１８・一部改正） （登録申請） 第４条　印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により区長に自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者（当該者が成年被後見人である場合を除く。）が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。 （令２条例１８・一部改正） （登録申請の確認） 第５条　区長は、前条の規定による申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 ２　前項の規定による確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによって行うものとする。 ３　登録申請者が印鑑登録を自ら申請した場合であって、次	○葛飾区印鑑条例 昭和５０年３月２６日 条例第５号 東京都葛飾区印鑑条例（昭和３１年６月葛飾区条例第８号）の全部を改正する。 目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　印鑑の登録（第３条―第１６条の２） 第３章　印鑑登録の証明（第１７条―第１９条の２） 第４章　雑則（第２０条―第２２条） 付則 第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とする。 （区長の責務） 第２条　葛飾区長（以下「区長」という。）は、この条例の適用に当たっては、常に住民の権利の保護に留意するとともに事務処理の効率化に努めなければならない。 （平２４条例２４・一部改正） 第２章　印鑑の登録 （登録資格） 第３条　葛飾区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。 ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 （１）　満１５歳未満の者 （２）　成年被後見人（第１６条の２の規定により法定代理人が同行して次条本文の規定による申請をする者を除く。） （平１２条例３０・平２４条例２４・令２条例１８・一部改正） （登録申請） 第４条　印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により区長に自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者（当該者が成年被後見人である場合を除く。）が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。 （令２条例１８・一部改正） （登録申請の確認） 第５条　区長は、前条の規定による申請があったときは、当該登録申請者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 ２　前項の規定による確認は、郵送その他区長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び区長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることによって行うものとする。 ３　登録申請者が印鑑登録を自ら申請した場合であって、次

の各号のいずれかに該当するときは、区長は、前項の規定による確認の手続を省略することができる。
（1） 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって区長の定めたものの提示があったとき。
（2） **葛飾区**において既に印鑑の登録を受けている者が、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。

4　区長は、第２項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書及び区長が適当と認める書類の持参がないときは、当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。
（平５条例１９・平１６条例２９・平２４条例２４・令２条例１８・一部改正）

（印鑑の登録）
第６条　区長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちに当該申請に係る印鑑の登録をしなければならない。

（登録印鑑の制限）
第７条　区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。
（1） 住民基本台帳に記録されている次に掲げる事項のいずれかで表していないもの
ア　氏名
イ　氏
ウ　名
エ　旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名
オ　旧氏
カ　通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）
キ　氏若しくは旧氏又は氏若しくは旧氏の頭文字及び名の頭文字を組み合わせたもの
ク　通称の一部を組み合わせたもの
（2） 職業、資格等他の事項を併せて表しているもの
（3） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
（4） 印影の大きさが１辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は１辺の長さ２５ミリメートルの正方形に収まらないもの
（5） 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
（6） 前各号のほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの
2　区長は、前項第１号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。
（平７条例１５・平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）

（印鑑登録原票）
第８条　区長は、印鑑登録原票（電子計算処理により記録されたものをいう。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。
（1） 登録番号

の各号のいずれかに該当するときは、区長は、前項の規定による確認の手続を省略することができる。
（1） 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって区長の定めたものの提示があったとき。
（2） **区市町村**において既に印鑑の登録を受けている者が、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。
4　区長は、第２項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書及び区長が適当と認める書類の持参がないときは、当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。
（平５条例１９・平１６条例２９・平２４条例２４・令２条例１８・一部改正）
（印鑑の登録）
第６条　区長は、前条の規定により登録申請者が本人であること又は申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちに当該申請に係る印鑑の登録をしなければならない。
（登録印鑑の制限）
第７条　区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。
（1） 住民基本台帳に記録されている次に掲げる事項のいずれかで表していないもの
ア　氏名
イ　氏
ウ　名
エ　旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名
オ　旧氏
カ　通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）
キ　氏若しくは旧氏又は氏若しくは旧氏の頭文字及び名の頭文字を組み合わせたもの
ク　通称の一部を組み合わせたもの
（2） 職業、資格等他の事項を併せて表しているもの
（3） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
（4） 印影の大きさが１辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は１辺の長さ２５ミリメートルの正方形に収まらないもの
（5） 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
（6） 前各号のほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないと区長が認めたもの
2　区長は、前項第１号の規定にかかわらず、外国人住民（法第３０条の４５に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。
（平７条例１５・平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）
（印鑑登録原票）
第８条　区長は、印鑑登録原票（電子計算処理により記録されたものをいう。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。
（1） 登録番号

（２） 登録年月日
（３） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）
（４） 出生年月日
（５） 住所
（６） 印影
（７） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記
（８） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（昭６２条例２７・平１６条例２９・平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）

（印鑑登録証の交付）

第９条　区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその者の代理人（当該印鑑の登録を受けた者が成年被後見人である場合は、その者の法定代理人）に対して直接交付する。

２　印鑑登録証には、登録番号を記載する。

（令２条例１８・一部改正）

（印鑑登録証の引替交付）

第１０条　印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を区長に申請することができる。

（平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）

（印鑑登録証亡失の届出）

第１１条　印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちに区長に届け出なければならない。

（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第１２条　区長は、法の規定に基づく届出等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第１５条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合を除き、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

（平２４条例２４・一部改正）

（印鑑登録原票の登録事項変更の届出）

第１３条　印鑑登録者は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を区長に自ら届け出なければならない。

（平１６条例２９・全改）

（登録廃止の申請）

第１４条　印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて区長に申請しなければならない。

２　印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

（印鑑登録の抹消）

第１５条　区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当

（２） 登録年月日
（３） 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）
（４） 出生年月日
（５） 住所
（６） 印影
（７） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記
（８） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（昭６２条例２７・平１６条例２９・平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）

（印鑑登録証の交付）

第９条　区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を当該印鑑の登録を受けた者又はその者の代理人（当該印鑑の登録を受けた者が成年被後見人である場合は、その者の法定代理人）に対して直接交付する。

２　印鑑登録証には、登録番号を記載する。

（令２条例１８・一部改正）

（印鑑登録証の引替交付）

第１０条　印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付を区長に申請することができる。

（平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）

（印鑑登録証亡失の届出）

第１１条　印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちに区長に届け出なければならない。

（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第１２条　区長は、法の規定に基づく届出等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第１５条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合を除き、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

（平２４条例２４・一部改正）

（印鑑登録原票の登録事項変更の届出）

第１３条　印鑑登録者は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を区長に自ら届け出なければならない。

（平１６条例２９・全改）

（登録廃止の申請）

第１４条　印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて区長に申請しなければならない。

２　印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

（印鑑登録の抹消）

第１５条　区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。
（1） 印鑑登録廃止の申請をしたとき。
（2） 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
（3） 葛飾区外に転出したとき。
（4） 死亡したとき。
（5） 氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されている旧氏を含む。）、名又は通称を変更したため、登録されている印鑑が第７条第１項第１号の規定に該当することになったとき。
（6） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を変更したため、登録されている印鑑が第７条第２項の印鑑に該当しなくなったとき。
（7） 外国人住民である者が法第３０条の４５の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。
（8） 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。
（平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）
（代理人）
第１６条　登録申請者又は印鑑登録者（当該者が成年被後見人である場合を除く。）は、第５条第２項、第１０条、第１１条、第１３条又は第１４条第１項若しくは第２項の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。
（平１６条例２９・令２条例１８・一部改正）
（成年被後見人の印鑑登録の申請等）
第１６条の２　登録申請者又は印鑑登録者が成年被後見人である場合、第４条本文、第１１条、第１３条又は第１４条第１項若しくは第２項の規定による申請等をするときは、法定代理人が当該成年被後見人に同行しなければならない。
２　登録申請者又は印鑑登録者が成年被後見人である場合、第５条第２項又は第１０条の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、法定代理人により行うことができる。
（令２条例１８・追加）
第３章　印鑑登録の証明
（印鑑登録の証明）
第１７条　区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写しについて証明する。
（昭６２条例２７・平１６条例２９・一部改正）
（印鑑登録証明の申請）
第１８条　印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により区長に申請しなければならない。
（平２７条例１４・一部改正）
（印鑑登録証明書の交付）
第１９条　区長は、前条の規定による申請があったときは、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。
（平２７条例１４・一部改正）
（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）
第１９条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明

する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。
（1） 印鑑登録廃止の申請をしたとき。
（2） 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。
（3） 葛飾区外に転出したとき。
（4） 死亡したとき。
（5） 氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されている旧氏を含む。）、名又は通称を変更したため、登録されている印鑑が第７条第１項第１号の規定に該当することになったとき。
（6） 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を変更したため、登録されている印鑑が第７条第２項の印鑑に該当しなくなったとき。
（7） 外国人住民である者が法第３０条の４５の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。
（8） 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。
（平２４条例２４・令元条例４１・一部改正）
（代理人）
第１６条　登録申請者又は印鑑登録者（当該者が成年被後見人である場合を除く。）は、第５条第２項、第１０条、第１１条、第１３条又は第１４条第１項若しくは第２項の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。
（平１６条例２９・令２条例１８・一部改正）
（成年被後見人の印鑑登録の申請等）
第１６条の２　登録申請者又は印鑑登録者が成年被後見人である場合、第４条本文、第１１条、第１３条又は第１４条第１項若しくは第２項の規定による申請等をするときは、法定代理人が当該成年被後見人に同行しなければならない。
２　登録申請者又は印鑑登録者が成年被後見人である場合、第５条第２項又は第１０条の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、法定代理人により行うことができる。
（令２条例１８・追加）
第３章　印鑑登録の証明
（印鑑登録の証明）
第１７条　区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写しについて証明する。
（昭６２条例２７・平１６条例２９・一部改正）
（印鑑登録証明の申請）
第１８条　印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により区長に申請しなければならない。
（平２７条例１４・一部改正）
（印鑑登録証明書の交付）
第１９条　区長は、前条の規定による申請があったときは、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。
（平２７条例１４・一部改正）
（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）
第１９条の２　前２条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明

を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する**個人番号カード（**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。**以下「個人番号カード」という。**）又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備（同法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用し、多機能端末機（葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し（法第１２条第１項に規定する住民票の写しをいう。）、印鑑登録証明書その他の証明書を自動的に交付する端末機であって、葛飾区又は民間事業者が設置したものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（平２１条例４１・追加、平２２条例４０・平２７条例１４・平２７条例５５・令５条例１３・令８条例５・一部改正）

第４章　雑則

（印鑑の登録又は証明に係る調査）

第２０条　区長は、印鑑の登録又は証明に関し必要な調査をすることができる。

２　区長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、その職員をして、関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。

３　職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは印鑑の提示を求める場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平２４条例２４・一部改正）

（閲覧の禁止）

第２１条　区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。ただし、印鑑登録者の申出に相当の理由があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

（平７条例１５・一部改正）

（補則）

第２２条　この条例の施行について必要な事項は、葛飾区規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和５０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都葛飾区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和５１年９月３０日までの間は、なお従前の例によることができる。

３　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京

を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する**個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特定特別法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定にする特定特別永住者証明書（これらのうち**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備（同法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用し、多機能端末機（葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し（法第１２条第１項に規定する住民票の写しをいう。）、印鑑登録証明書その他の証明書を自動的に交付する端末機であって、葛飾区又は民間事業者が設置したものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（平２１条例４１・追加、平２２条例４０・平２７条例１４・平２７条例５５・令５条例１３・令８条例５・一部改正）

第４章　雑則

（印鑑の登録又は証明に係る調査）

第２０条　区長は、印鑑の登録又は証明に関し必要な調査をすることができる。

２　区長は、前項に規定する調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、その職員をして、関係人に対し質問をさせ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。

３　職員は、前項の規定により質問をし、又は文書若しくは印鑑の提示を求める場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平２４条例２４・一部改正）

（閲覧の禁止）

第２１条　区長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。ただし、印鑑登録者の申出に相当の理由があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

（平７条例１５・一部改正）

（補則）

第２２条　この条例の施行について必要な事項は、葛飾区規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和５０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都葛飾区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和５１年９月３０日までの間は、なお従前の例によることができる。

３　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京

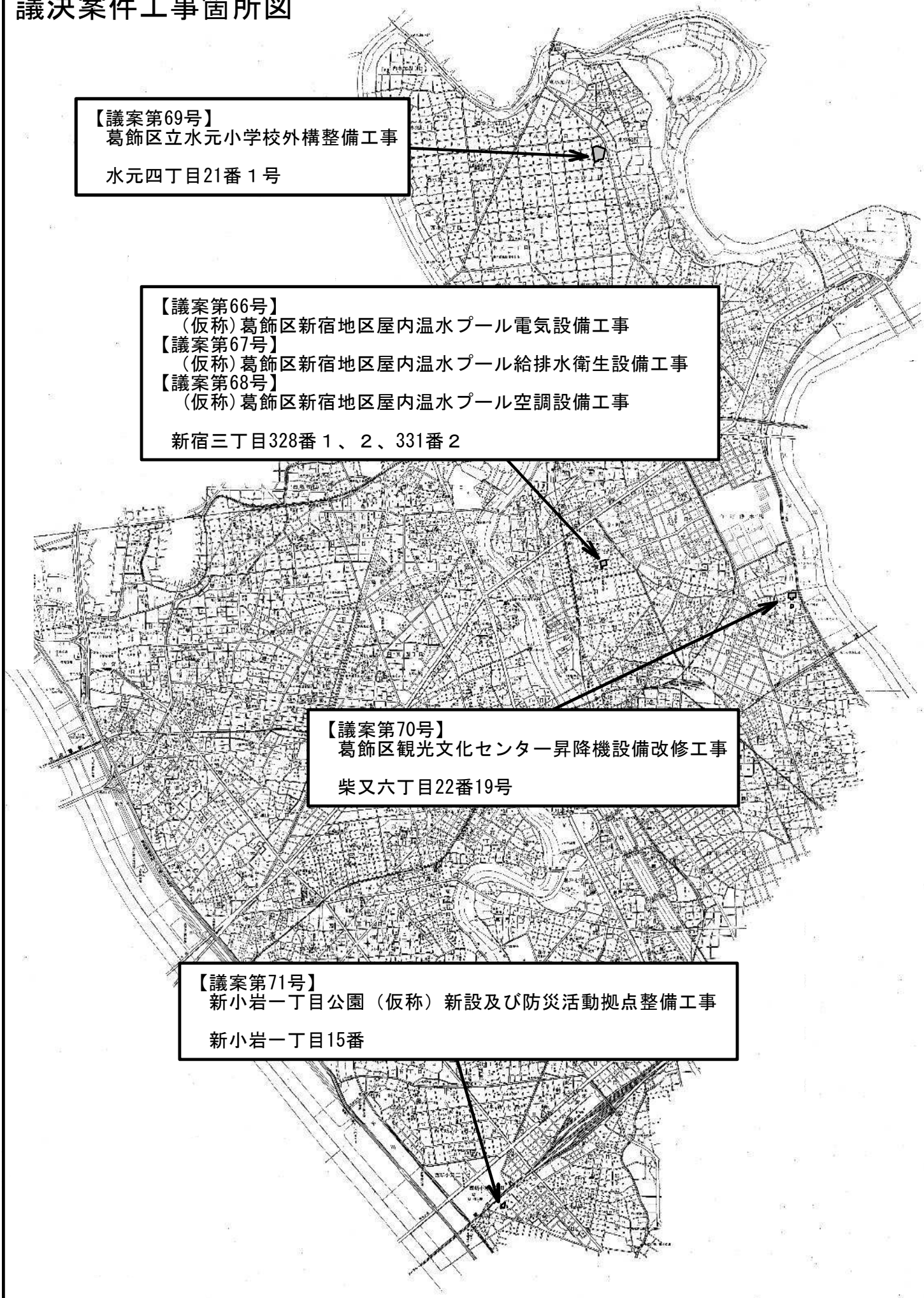
都葛飾区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和５１年９月３０日までの間に、第４条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第７条第１号の規定は、適用しない。 付　則（中間省略） 付　則（平成１２年３月３０日条例第３０号） この条例は、平成１２年４月１日から施行する。 付　則（平成１６年６月２３日条例第２９号） （施行期日） １　この条例は、平成１６年７月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第５条第２項及び第４項の規定は、この条例の施行の日以後になされた印鑑登録の申請について適用する。 付　則（平成２１年１２月１７日条例第４１号）抄 （施行期日） １　この条例は、規則で定める日から施行する。 （平成２２年規則第１３号で平成２２年３月２９日から施行） 付　則（平成２２年１２月１５日条例第４０号）抄 （施行期日） １　この条例は、規則で定める日から施行する。 （平成２３年規則第２号で平成２３年２月１日から施行） 付　則（平成２４年６月２７日条例第２４号） この条例は、平成２４年７月９日から施行する。 付　則（平成２７年３月２７日条例第１４号） この条例中第１条の規定は平成２７年７月２１日から、第２条の規定は平成２８年７月１日から施行する。 付　則（平成２７年１２月１４日条例第５５号） この条例は、平成２８年１月１日から施行する。 付　則（令和元年１０月１１日条例第４１号） この条例は、令和元年１１月５日から施行する。 付　則（令和２年６月２２日条例第１８号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（令和５年３月２９日条例第１３号） この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 （令和５年規則第１１２号で令和５年１２月２０日から施行） 付　則（令和８年３月２７日条例第５号）抄 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。	都葛飾区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和５１年９月３０日までの間に、第４条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第７条第１号の規定は、適用しない。 付　則（中間省略） 付　則（平成１２年３月３０日条例第３０号） この条例は、平成１２年４月１日から施行する。 付　則（平成１６年６月２３日条例第２９号） （施行期日） １　この条例は、平成１６年７月１日から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第５条第２項及び第４項の規定は、この条例の施行の日以後になされた印鑑登録の申請について適用する。 付　則（平成２１年１２月１７日条例第４１号）抄 （施行期日） １　この条例は、規則で定める日から施行する。 （平成２２年規則第１３号で平成２２年３月２９日から施行） 付　則（平成２２年１２月１５日条例第４０号）抄 （施行期日） １　この条例は、規則で定める日から施行する。 （平成２３年規則第２号で平成２３年２月１日から施行） 付　則（平成２４年６月２７日条例第２４号） この条例は、平成２４年７月９日から施行する。 付　則（平成２７年３月２７日条例第１４号） この条例中第１条の規定は平成２７年７月２１日から、第２条の規定は平成２８年７月１日から施行する。 付　則（平成２７年１２月１４日条例第５５号） この条例は、平成２８年１月１日から施行する。 付　則（令和元年１０月１１日条例第４１号） この条例は、令和元年１１月５日から施行する。 付　則（令和２年６月２２日条例第１８号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（令和５年３月２９日条例第１３号） この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。 （令和５年規則第１１２号で令和５年１２月２０日から施行） 付　則（令和８年３月２７日条例第５号）抄 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 **付　則** **この条例は、公布の日から施行する。**

議案第６６号　関係資料
議案第６７号　関係資料
議案第６８号　関係資料
議案第６９号　関係資料
議案第７０号　関係資料
議案第７１号　関係資料
総　　務　　部
令和８年９月２５日

議決案件工事資料

契約管財課

議決案件工事箇所図


【議案第69号】
葛飾区立水元小学校外構整備工事
水元四丁目21番１号
【議案第66号】
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事
【議案第67号】
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事
【議案第68号】
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事
新宿三丁目328番１、２、331番２
【議案第70号】
葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事
柴又六丁目22番19号
【議案第71号】
新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事
新小岩一丁目15番

（（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事）

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003634
件　　名	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事
履行場所	東京都葛飾区新宿三丁目328番１、２、331番２
工　　期	契約締結日の翌日から令和10年７月14日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和８年６月30日
開札日時	令和８年７月24日　13時30分　電子入札
落札者名	大豊・ＫＨＹ建設共同企業体 大豊電設株式会社　代表取締役　飯塚　悦永 東京都葛飾区亀有四丁目６番11号
落札金額	261,250,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	サイシング・中村建設共同企業体					入札不参
2	大豊・ＫＨＹ建設共同企業体	261,250,000	0.2	20.7	20.9	落札
3	高野・三協建設共同企業体					辞退
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	261,910,000 円

（参　考）

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事

引込設備工事	一式
受変電設備工事	一式
幹線設備工事	一式
動力設備工事	一式
電灯設備工事	一式
コンセント設備工事	一式
個別映像・音響設備工事	一式
放送設備工事	一式
電話用配管設備工事	一式
情報通信用配管設備工事	一式
テレビ共同受信設備工事	一式
インターホン設備工事	一式
トイレ呼出設備工事	一式
機械警備用配管設備工事	一式
自動火災報知設備工事	一式
太陽光発電設備工事	一式

（（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事）

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003639
件　　名	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事
履行場所	東京都葛飾区新宿三丁目328番１、２、331番２
工　　期	契約締結日の翌日から令和10年７月14日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和８年６月30日
開札日時	令和８年７月24日　14時30分　電子入札
落札者名	東和・洞田貫建設共同企業体 株式会社東和エンジニアリング　代表取締役　山村　憲二 東京都葛飾区西亀有四丁目13番６号
落札金額	244,794,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	ｅｖｏ・木村建設共同企業体					辞退
2	東和・洞田貫建設共同企業体	244,794,000	0.0	18.8	18.8	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	244,816,000 円

（参　考）

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事

屋内工事

衛生器具設備工事	一式
給水設備工事	一式
排水設備工事	一式
給湯・太陽熱設備工事	一式
消火設備工事	一式
ガス設備工事	一式
ろ過設備工事	一式

屋外工事

給水設備工事	一式
排水設備工事	一式
消火設備工事	一式
ガス設備工事	一式

（（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事）

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003640
件　　名	（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事
履行場所	東京都葛飾区新宿三丁目328番１、２、331番２
工　　期	契約締結日の翌日から令和10年７月14日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和８年６月29日
開札日時	令和８年７月23日　13時30分　電子入札
落札者名	東和・とりかつ建設共同企業体 株式会社東和エンジニアリング　代表取締役　山村　憲二 東京都葛飾区西亀有四丁目13番６号
落札金額	337,337,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	近代・城東建設共同企業体					辞退
2	東和・とりかつ建設共同企業体	337,337,000	0.0	18.7	18.7	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	337,348,000 円

（参　考）

（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

空気調和設備工事

機器設備工事　　一式

配管設備工事　　一式

ダクト設備工事　　一式

換気設備工事

機器設備工事　　一式

ダクト設備工事　　一式

床暖房設備工事

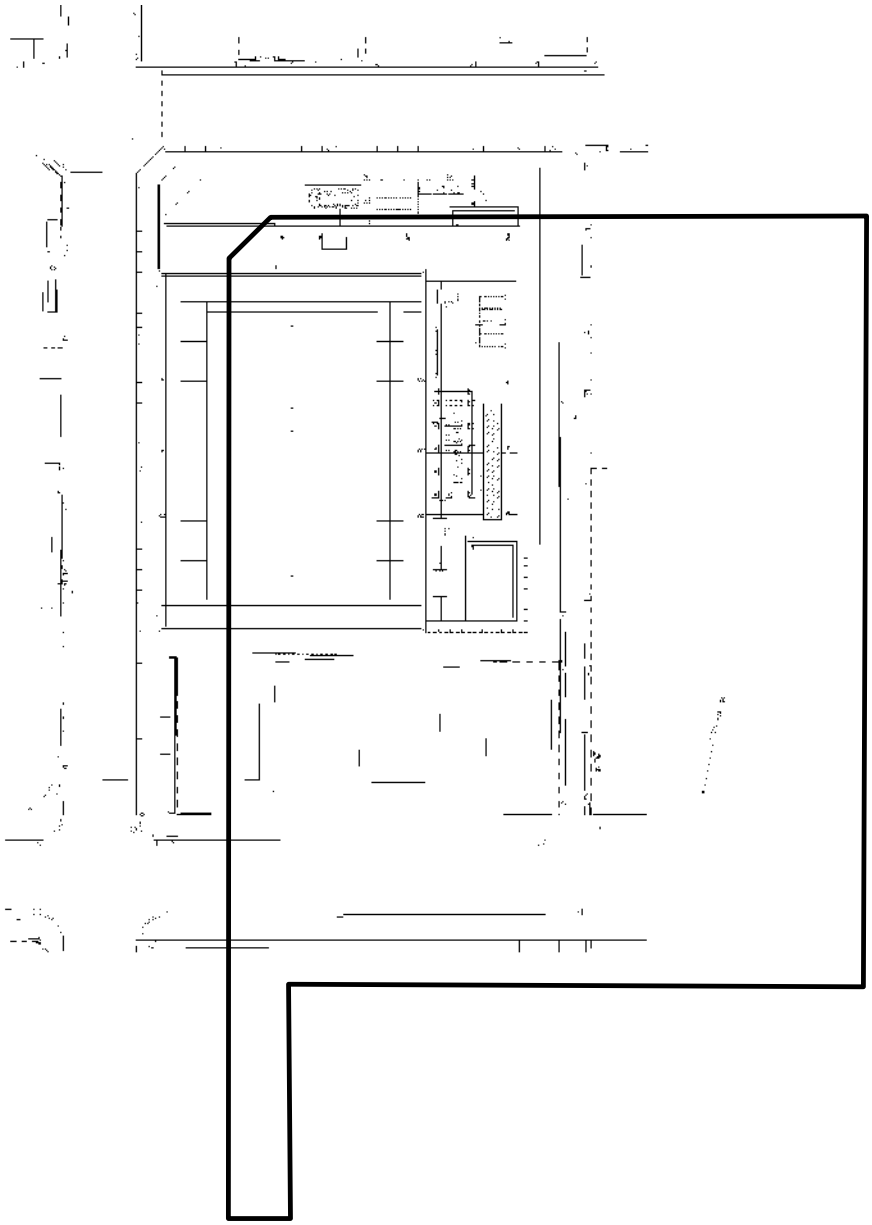
自動制御設備工事

案　内　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

配　置　図



（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール電気設備工事
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール給排水衛生設備工事
（仮称）葛飾区新宿地区屋内温水プール空調設備工事

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003738
件　　名	葛飾区立水元小学校外構整備工事
履行場所	東京都葛飾区水元四丁目21番１号
工　　期	契約締結日の翌日から令和９年８月31日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和８年７月17日
開札日時	令和８年８月20日　13時30分　電子入札
落札者名	株式会社相川造園 代表取締役　相川　正吾 東京都葛飾区堀切八丁目22番７号
落札金額	473,000,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	株式会社相川造園	473,000,000	0.2	18.5	18.7	落札
2	葛飾エクステリア株式会社					辞退
3	株式会社桂造園					辞退
4	株式会社山溪緑地					辞退
5	東洋グリーン産業株式会社					辞退
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

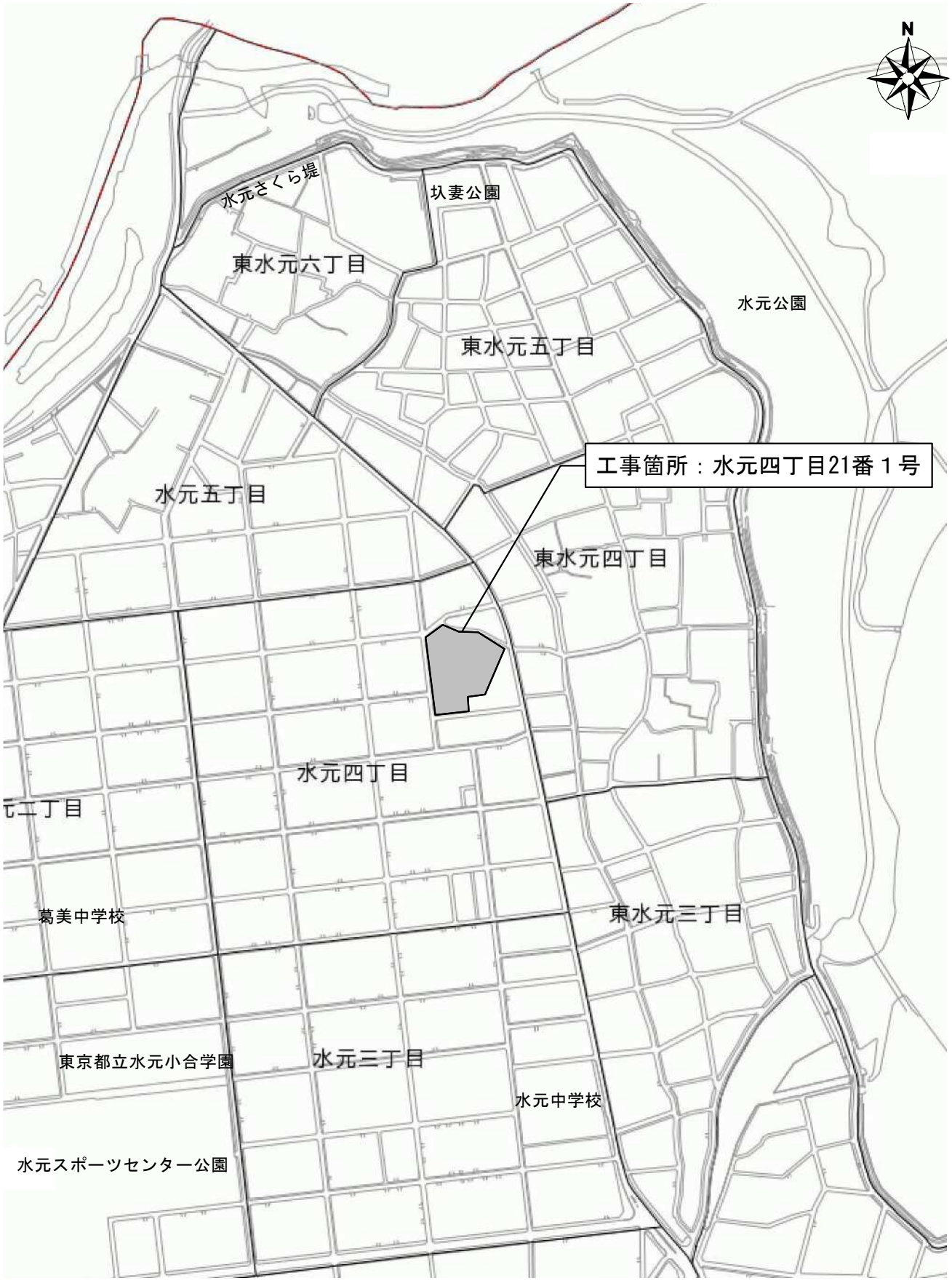
予定価格	474,540,000 円

（参　考）

葛飾区立水元小学校外構整備工事

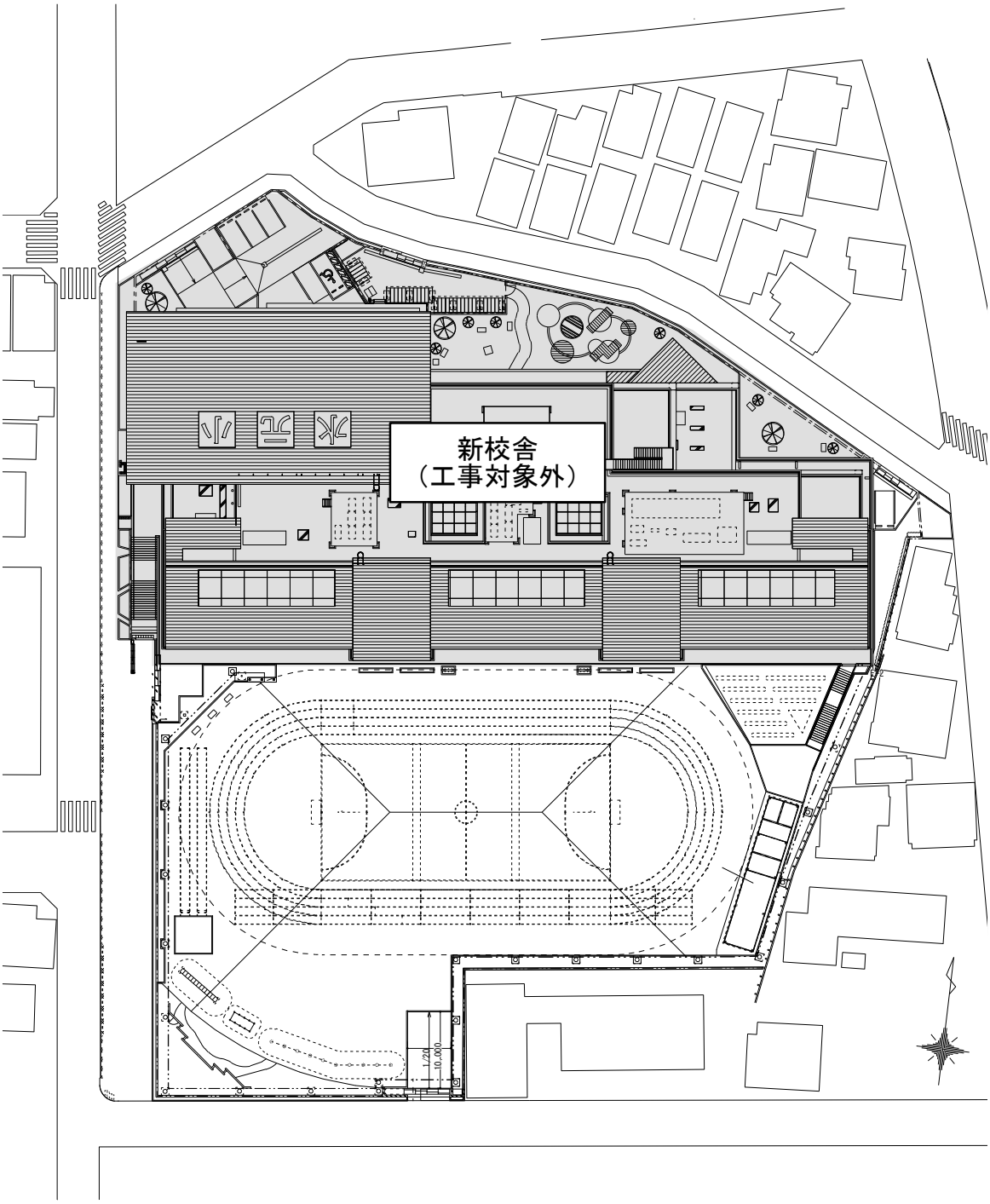
校庭整備工事	一式
付属棟建築工事	一式
防球ネット等設置工事	一式
電気設備工事	一式

案　内　図



葛飾区立水元小学校外構整備工事

配　置　図



葛飾区立水元小学校外構整備工事

（葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事）

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003751
件　　名	葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事
履行場所	東京都葛飾区柴又六丁目22番19号
工　　期	契約締結日の翌日から令和10年３月17日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和８年７月２日
開札日時	令和８年７月24日　13時30分　電子入札
落札者名	中央エレベーター工業株式会社 代表取締役　福田　賢司 東京都台東区上野三丁目４番９号
落札金額	155,430,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	株式会社エレベータシステムズ					失格
2	三精テクノロジーズ株式会社　東京支店					辞退
3	中央エレベーター工業株式会社	155,430,000	0.0	13.0	13.0	落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	155,526,800 円

（参　考）

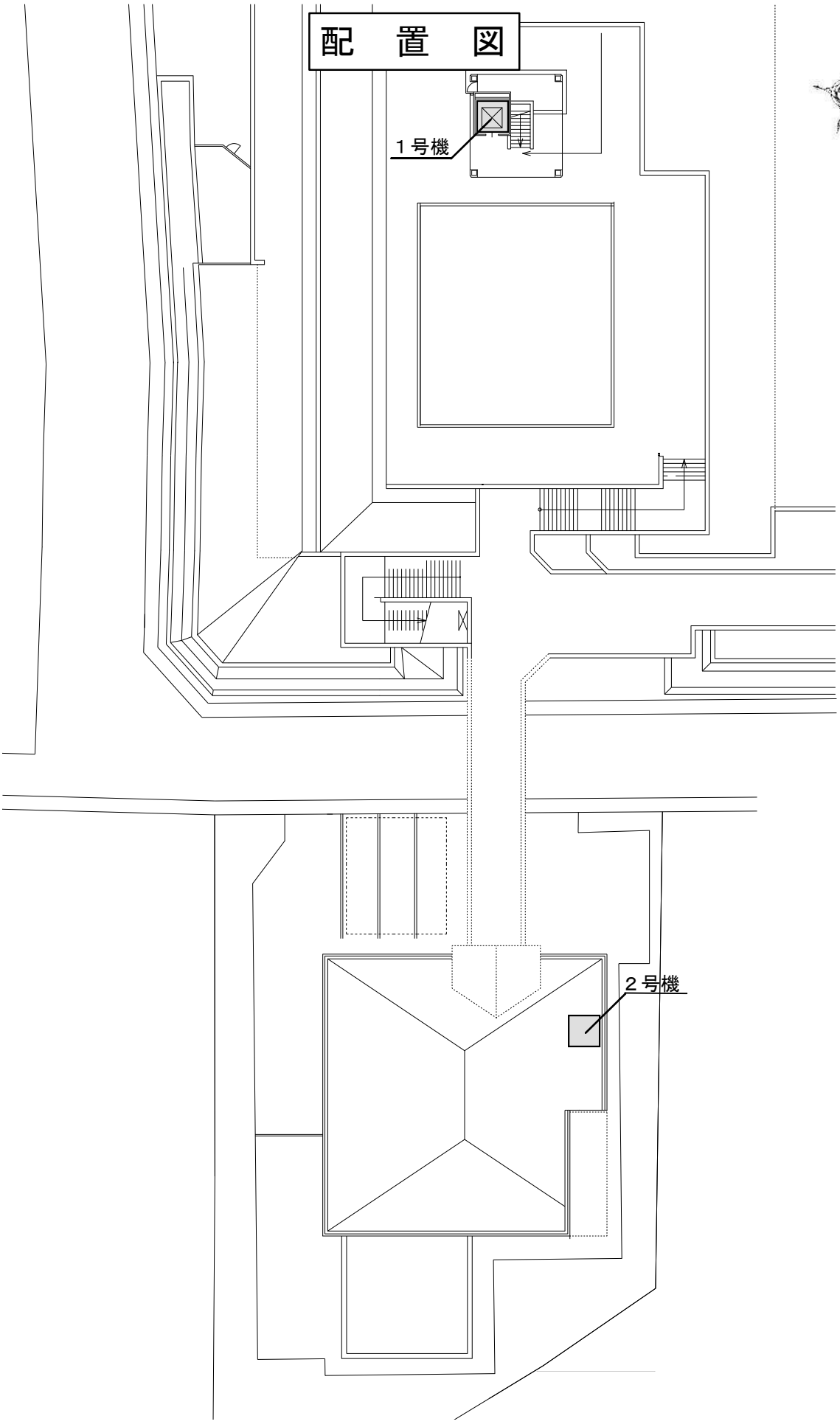
葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事

昇降機設備改修工事　　一式

案　内　図



葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事



葛飾区観光文化センター昇降機設備改修工事

（新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事）

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003670
件　　名	新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事
履行場所	東京都葛飾区新小岩一丁目15番
工　　期	契約締結日の翌日から令和９年８月13日まで　200日間
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和８年６月29日
開札日時	令和８年７月21日　13時30分　電子入札
落札者名	株式会社山溪緑地 代表取締役　松田　太郎 東京都葛飾区青戸八丁目５番16号
落札金額	170,720,000 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	葛飾エクステリア株式会社	171,050,000	0.0	23.0	23.0	
2	株式会社桂造園					辞退
3	株式会社山溪緑地	170,720,000	0.1	27.5	27.6	落札
4	東洋グリーン産業株式会社					辞退
5	株式会社優造園	171,090,700	0.0	17.5	17.5	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	171,090,700 円

（参　考）

新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事

公園工事　面積　945.29平方メートル

公園整備

植栽	低木植栽	151株
園路広場	インターロッキングブロック舗装	面積　584.00平方メートル
	ゴムチップ舗装	面積　77.00平方メートル
遊戯施設	すべり台	１基
	スイング遊具	１基
	健康遊具	２基
サービス施設	ベンチ	４基
	水飲み	１基
管理施設	門扉	３箇所
	メッシュフェンス	延長　78.10メートル
	目隠しフェンス	延長　41.10メートル
電気設備	公園灯	６基
	防犯カメラ	４台
建築	便所	１棟

防災活動拠点整備

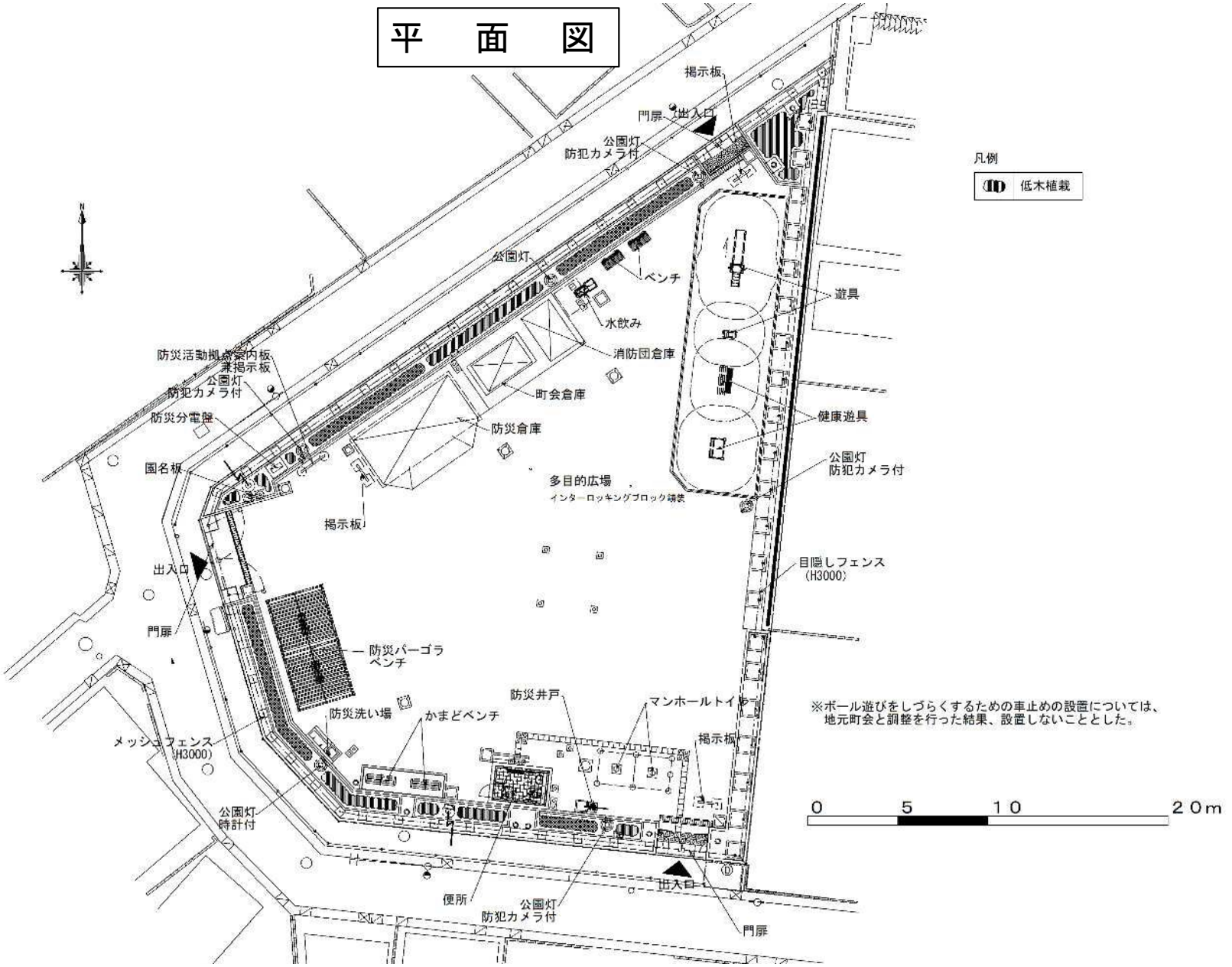
防災施設	防災井戸	１基
	マンホールトイレ	２基
	かまどベンチ	２基
	防災洗い場	１基
	防災パーゴラ	１基
	防災分電盤	１基
	防災倉庫	１棟

案　内　図



新小岩一丁目公園（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事

平　面　図



新小岩一丁目公園　（仮称）新設及び防災活動拠点整備工事

議案第７２号　関係資料
総　　務　　部
令和８年９月２５日

葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れについて

契約管財課

１　買入れの目的

葛飾区立常盤中学校改築に伴い、什器等を買い入れるもの

２　買い入れる物品、数量

葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等

⑴	生徒用机	664台
⑵	会議用等テーブル	91台
⑶	事務用机及び脇机	40台
⑷	生徒用椅子	922脚
⑸	会議用等椅子	1,014脚
⑹	事務用椅子	66脚
⑺	書架	９台
⑻	ロッカー及びシューズボックス	80台
⑼	整理棚	145点
⑽	収納庫	505点
⑾	ホワイトボード及びホワイトボードスクリーン	16点
⑿	パーティション	５台
⒀	清掃用具入れ	10台
⒁	教卓	18台
⒂	その他什器等	85点
	合計	3,670点

３　納期

令和９年３月17日

（葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れ）

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003843
件　　名	葛飾区立常盤中学校改築に伴う什器等の買入れ
納入場所	葛飾区指定の場所
納入期限	令和９年３月17日
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和８年８月３日
開札日時	令和８年８月19日　13時30分　電子入札
落札者名	エビヌマ株式会社 代表取締役社長　海老沼　優文 東京都葛飾区東堀切二丁目16番２号
落札金額	190,190,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社釜亀商店	191,476,400				
2	エビヌマ株式会社	190,190,000				落札
3	株式会社小林平和堂	190,901,800				
4	東京トラヤ株式会社　新小岩支店	192,000,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	192,830,100 円

議案第７３号　関係資料
総　　務　　部
令和８年９月２５日

訴訟上の和解について

総務課

１　議決事件

訴訟上の和解

２　事件名及び裁判所

⑴　事件名　令和６年（ワ）第13864号　汚染除去費用請求事件

⑵　裁判所　東京地方裁判所

３　当事者

⑴　原告

東京都新宿区神楽坂一丁目３番地

学校法人東京理科大学

理事長　浜本　隆之

⑵　被告

葛飾区

４　請求の趣旨

⑴　被告は、原告に対し、金７億8,405万8,000円及びこれに対する令和６年３月22日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うこと

⑵　訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

５　和解の内容

⑴　被告は、原告に対し、本件について、平成30年２月23日付土地譲渡契約書に基づく汚染除去費用として、金６億円の支払義務があることを認める。

⑵　被告は、原告に対し、⑴の金員を令和８年12月末日限り、原告が別途指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

⑶　原告は、その余の請求を放棄する。

⑷　原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関しこの和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は各自の負担とする。

６　事件の経過

⑴　令和６年３月５日　調停申立て（葛飾区へ調停申立書が送達されたのは、令和６年３月21日）

⑵　令和６年５月15日　調停期日（不成立により事件終了）

⑶　令和６年５月28日　訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和６年６月17日）

⑷　令和６年８月30日　口頭弁論期日

⑸　令和６年11月１日　第１回弁論準備手続期日

⑹　令和７年１月14日　第２回弁論準備手続期日

⑺　令和７年３月11日　第３回弁論準備手続期日

⑻　令和７年４月21日　第４回弁論準備手続期日

⑼　令和７年５月30日　第５回弁論準備手続期日

⑽　令和７年６月23日　第６回弁論準備手続期日

⑾　令和７年７月30日　第７回弁論準備手続期日

⑿　令和７年９月18日　第８回弁論準備手続期日

⒀　令和７年11月11日　第９回弁論準備手続期日

⒁　令和７年12月22日　第10回弁論準備手続期日

⒂　令和８年２月16日　第11回弁論準備手続期日

⒃　令和８年３月24日　第12回弁論準備手続期日

⒄　令和８年４月27日　第13回弁論準備手続期日

⒅　令和８年７月２日　第14回弁論準備手続期日

庶務報告　Ｎｏ．１
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

中期実施計画等の進捗状況について

政策企画課
ＳＤＧｓ推進担当課

１　趣旨

後期実施計画（令和９年度～令和12年度）の策定に向け、中期実施計画（令和６年度～令和９年度）の進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

あわせてＳＤＧｓ推進計画（令和５年度～令和12年度）についても進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

２　進捗状況

（１）中期実施計画

ア　葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況　別紙１のとおり

イ　施策（指標）の目標値と実績値　別紙２のとおり

ウ　計画事業（活動量・評価指標）の目標値と実績値　別紙３のとおり

（２）ＳＤＧｓ推進計画

ア　ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況　別紙４のとおり

イ　各ゴール（指標）の目標値と実績値　別紙５のとおり

３　進捗状況を踏まえた今後の方針について

（１）後期実施計画

後期実施計画の策定に当たっては、今回取りまとめた進捗状況や政策・施策マーケティング調査等の各種アンケート調査結果を踏まえるとともに、新たな行政課題への対応など計画策定の視点を示した後期実施計画策定方針を基に、区民満足度の更なる向上を目指し、その達成に向けた取組を検討していく。

（2）ＳＤＧｓ推進計画

後期実施計画において「ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクト」の具体化を図るとともに、関連施策の進捗管理を後期実施計画と一体的に行っていく。

4　後期実施計画策定スケジュール（予定）

令和８年12月　　後期実施計画（素案）を区議会報告
　　パブリック・コメント手続の実施
令和９年２月　　後期実施計画（案）を区議会報告
　　３月　　後期実施計画策定

別紙１

中期実施計画
葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況

１　協働推進プロジェクト　～広げる、深める、協働によるまちづくり～

区では、地域に集う多様な主体との協働によるまちづくりを進めるため、職員出前講座の開催や協働事例集・映像の制作、協働まちづくり表彰の実施などにより、区の取組や協働活動を広く紹介し、協働意識の醸成を図ってきました。また、地域団体を招いたワークショップ形式の職員研修を行うことで、職員の地域貢献意識を高め、より実践的で効果的な人材育成に努めてきました。

一方で、高齢化による地域活動の担い手不足や、外国人区民の増加は引き続き課題であり、多様化するニーズに対応するため、担い手の発掘・育成や外国人区民の地域参画を促す必要があります。

今後は、協働を更に広げ、深めるため、地域で行われている協働の取組や区政の魅力を効果的に発信し、これまで以上に多様な主体の協働意識・郷土意識を高めていきます。また、協働の活動を知りたい人や始めたい人に情報を届けるため、これまで紹介した事例集や映像などをアーカイブ化し、公開するとともに、地域活動等の参加促進を進めながら、活動者同士の交流を拡大し、協働の可能性を広げます。

活動が安定的・持続的に発展し担い手不足解消につながるよう、現場のニーズを踏まえながら、新たな担い手の育成や活動意欲の向上に資する仕組みと環境づくりを検討していきます。

２　「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト　～生涯を通じた、切れ目のない健康づくり～

人口減少が見込まれる中、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりのため、区民が自発的に健康づくりに取り組める環境整備が必要です。

区はこれまで、受診率向上を目指した特定健康診査をはじめとする各種健康診査を展開してきました。特に、がんの早期発見・早期治療のため、全てのがん検診について、受診費用の無償化を実施して受診率の向上を図るとともに、高齢男性を介護予防や社会参加活動につなげる「葛飾男塾」、加齢性難聴の早期発見・早期対応を図る「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」などの取組も進めてきました。

また、健康アプリ「モンチャレ」の利用者数については、当初の目標を大きく上回る３万1,000人を超えるまでに増加し、本アプリを活用しながら測定習慣や生活習慣の形成などの具体的な行動改善につなげています。あわせて、区内事業者に対する「健康経営」についても促進するなど、葛飾区全体で健康づくりに取り組む機運を高めてきました。

今後は、健診後の行動変容を図るとともに、健康無関心層や働く世代、男性へのアプローチを更に図っていく必要があります。そのため、モンチャレ等のデータを活用し、区民一人一人の健康状態に応じた支援や施策の効果検証を進めます。また、受診や健康づくりの行動を促す仕組みを取り入れるとともに、介護予防やスポーツ事業と連携し、健康無関心層や働く世代、男性を含め、区民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

これらの取組を通じて、誰もがいきいきと幸せに暮らせる「健康長寿のまち、葛飾」を積極的に推進していきます。

３　共生社会実現プロジェクト　～地域に受け入れ、地域で支え合う～

区では、高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らせるよう、「くらしのまるごと相談課」を設置し、誰もが取り残されない包括的な支援体制の整備を進めてきました。

また、区公式ホームページを 108 言語で閲覧できるようにするとともに、生活のマナーやルールなどを知り、学ぶことができる「外国人向け生活ガイド」のページを作成しました。また、日本人と外国人が円滑なコミュニケーションを図ることを目的とした「やさしい日本語講座」の実施など、多文化共生の実現に向けた取組を進めてきました。加えて、全ての人々が人権や多様性を尊重し合えるよう、人権啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者からの暴力（ＤＶ）等に対する相談窓口の連携体制構築にも着手しています。

今後は、くらしのまるごと相談課を中心に、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し支援が行き届くよう、関係機関等の連携強化による対象者の掘り起こし、ニーズに応じた新たな支援策等の検討、地域団体等の活動支援などを進めます。また、介護現場のＩＣＴ・ＤＸの活用促進や、外国人を含めた福祉人材確保・定着支援を進め、福祉サービスの安定した供給体制の確保を進めています。さらに、今後も増加が見込まれる外国人区民に対して、引き続き日本語習得を支援するとともに、地域住民と外国人区民の交流促進につながる機会を創出し、同じ地域に暮らす一員として、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進めます。

４　「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト　～子育て・子育ち支援の充実～

区では、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザを着実に整備しつつ、ゆりかご面接や産後ケア事業の充実により、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（葛飾区版ネウボラ）を推進してきました。

また、多様な保育需要へ対応するため「こども誰でも通園制度」を開始したほか、学童保育クラブ・わくわくチャレンジ広場に加え、かつしかプラスの充実を進めてきました。

さらに、令和５年 10 月の児童相談所開設に続き、令和８年４月には母子保健部門と児童福祉部門を一体的にマネジメントする「こども家庭センター」機能を整備するなど、子どもの最善の利益確保と家庭への支援充実に積極的に取り組んできました。

今後も、ハード・ソフト両面での事業拡充を通して保護者の不安や孤立感の軽減を図るとともに、就学前教育の推進や保育人材の確保・定着支援を継続し、質の高い保育環境を実現します。また、子どもが就学後も安全・安心に放課後等を過ごし、多様な体験ができる環境の整備を進めるとともに、子ども・若者や子育て支援の視点を区政に反映させながら「子育てするなら、葛飾で」の安心感を強みとしたプロモーションを展開し、子育て世代を中心に「住んでみたい、住み続けたい」と思われるまちづくりを進めていきます。

５　学力・体力向上プロジェクト　～これからの時代を生き抜く学力・体力を身に付ける～

現在、グローバル化や情報化など急激な社会的変化が進む中、学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現や、プログラミング教育、外国語授業など新たな活動への対応を

進めています。また、次世代校務ＤＸの推進により教員の働き方改革を進め、教員が子どもと向き合う時間を確保することで、教育活動を充実させる取組を行っています。

特に、学力向上に向けては、「学力向上グランドデザイン」や「葛飾教師の授業スタンダード」に基づく授業改善、全小学校への学習指導補助員や全中学校への学習指導員の外部人材の配置、全校への学校司書配置による読書活動の活性化、自学自習用配信コンテンツの導入、「かつしかチャレンジプログラム」（自然科学、プログラミング、English Challenge、理数分野、調べる学習の各コース）の開設などの多角的な取組を進めてきました。体力向上に向けては、「かつしかっ子体力アッププログラム」を推進し、体を動かすことへの興味・関心の醸成を図ってまいりました。

今後、更なる学力の定着を図りつつ、これからの時代に求められる資質や能力を身に付けられるよう、授業と自学自習を推し進められる環境づくりとを効果的に連動させ、一人一人に応じた学習を支援します。また、発達障害のある児童等への支援や不登校対策の充実、外国にルーツのある児童・生徒のための学習環境の整備を推進してまいります。さらに、学習センター（学校図書館）の利用時間の拡大を図りながら安心して学習に取り組める環境を整備し、個性を大切にした教育を推進します。

６　危機対応力向上プロジェクト　～あらゆる危機に備える～

近年、震度７を観測した令和８年熊本地震をはじめとする大規模な自然災害が頻発しています。気候変動の影響に伴う大型台風や線状降水帯による水害、富士山噴火による降灰など、災害リスクは複雑・多様化しています。また、依然として自転車盗難が多く、特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件等の区民生活の安全・安心を脅かす事件への対応などの取組も求められているところです。

区はこれまで、建築物の耐震化や液状化対策助成、木造住宅密集地域の解消、防災公園や浸水対応型公共施設の整備、消火器購入支援事業の実施、高齢者インフルエンザ予防接種助成、総合防災訓練の実施など、様々な危機対応力の向上に取り組んできました。

災害対応は、区長を先頭に、組織全体の総力戦になります。今後は、デジタル技術を活用した効率的な防災体制を更に推進するほか、災害時要配慮者の避難支援を強化し、災害対策本部をはじめとする組織の災害対応力の更なる向上を図ります。また、個人向けの防犯対策を継続しながら、ターゲットを絞った防犯対策を行います。さらに、葛飾区感染症予防計画を改定し、感染症の発生を想定した訓練など、感染症の発生時における即応体制の確保を進めます。

７　安全・快適な交通環境実現プロジェクト　～区民の生活の「足」を支える～

公共交通は、移動困難者をはじめとする全区民の日常生活を支える重要な役割を担っています。一方で、多様化・複雑化する移動需要やバス運転手不足（2024 年問題）への対応、さらにはＳＤＧｓの観点から環境負荷の少ない交通手段への転換といった交通を取り巻く環境は急速に変化しています。

区はこれまで、公共交通の利便性向上に向けて、新金線を活用した新たな交通システム整備構想の策定や、地下鉄８・11 号線の延伸、メトロセブン構想の推進など広域的な交通ネットワークの充実に取り組んできました。また、地域の移動手段を確保するため、循環バスの導入、グリーンスローモビリティや小型車両活用デマンド交通の実証運行を実施してきました。

さらに、自転車活用の推進や駅周辺のバリアフリー化に取り組むとともに、「葛飾区バス交通人材確保・定着支援事業補助金」を創設し、交通事業者への支援を行ってきました。これらの取組を踏まえ、令和８年３月には「葛飾区地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の方向性を整理しました。

今後も、自動運転やＭａａＳなどの先端技術を注視し、新交通システムの整備やバス交通をはじめとする地域交通の利便性の更なる向上、安全な自転車活用を促進しながら、高齢社会や子育てに対応した、安全・快適に移動できる交通環境を実現します。

８　「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト　～脱炭素社会の実現を目指して～

昨今の深刻化する気候変動の影響やエネルギー価格の高騰を受け、区民や事業者の省エネルギー・再生可能エネルギーへの関心が一層高まっています。

本区は、「ゼロエミッションかつしか」や「ゼロカーボンシティ特別区」の宣言の下、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すとともに、第３次葛飾区環境基本計画では 2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減する目標を掲げています。

区はこれまで、区民や事業所における省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用を促進するため、かつしかエコ助成金により、区民・事業者の脱炭素化に向けた取組を支援してきました。また、製品プラスチックや古布等の資源化を進め、ごみの発生抑制及び資源回収率の向上を図るなど、循環型社会の形成にも取り組んできました。また、区内最大の事業者である区として、再生可能エネルギーの導入や、ＺＥＢの標準化、庁用車のＺＥＶ化に積極的に取り組んできたところです。

今後は、区民や事業者の環境行動を一層促進するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入・利用を区民生活に浸透させるとともに、技術革新や社会情勢の変化も踏まえながら助成制度の見直しを行います。また、公共施設における再生可能エネルギーの導入や ZEB の標準化を着実に進め、区自らが率先して脱炭素化に取り組むことで、区全体の機運醸成を図り、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向けた取組を推進してまいります。

９　花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト

～花と緑で彩られ、笑顔と活力あふれるまちづくり～

本区では、自治町会、地域団体、商店会等と協働し、街中を花で彩る「花いっぱいのまちづくり」を推進してきました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では競技会場等をフラワーメリーゴーランドで彩り、大会後はレガシーとして有明聖火台周辺に設置しました。令和８年５月から６月にかけては、本区で初めての開催となる新たな緑化イベント「全国みどりと

花のフェアかつしか」を開催し、区民や事業者との協働により区内全体を花で装飾し、緑化意識の高揚を図りました。

花いっぱいのまちは、人々に憩いと安らぎを与え、自然を大切にする意識を高めます。また、花を介した人と人との結びつきは、対話や交流を促し、生きがいのある持続可能な地域づくりにつながります。

今後は、手軽にできる園芸の普及や軒先園芸コンクールの実施など、個人や家庭の緑化活動にとどまらず、区民同士が交流できる施策へと転換し、担い手の裾野を広げ、身近に花と親しめる空間を構築し、花いっぱいのまちづくりを進めます。

10　産業応援プロジェクト　～「事業者が活躍するまち葛飾」の実現～

本区においては、伝統工芸や高度な技術を有する中小製造業、地域に根差した商店街などが、長年にわたり地域経済とまちのにぎわいを支えてきました。一方で、事業者を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足に加え、物価高騰、人手不足、消費行動の変化などにより厳しさを増しており、デジタル技術の活用や経営基盤の強化、新たな担い手の確保が重要な課題となっています。

区ではこれまで、創業塾や専門家相談の実施等により、区内での創業や新たな事業展開を目指す方への支援を進めてきました。また、プレミアム付商品券の発行等による地域消費の喚起、区内企業へのデジタル化伴走支援、伝統工芸品の EC 展開やホームページ作成等のプロモーション支援を通じて、販路拡大や経営力の向上を図ってきました。さらに、リスキリング支援や就労環境整備支援などにより、多様な人材が働きやすく、能力を発揮できる環境づくりにも取り組んできました。

今後は、DX を活用した業務効率化や生産性向上に向けた支援を更に充実させるとともに、リスキリングや人材確保・定着支援、働きやすい就労環境の整備を進め、区内事業者の持続的な成長を後押しします。あわせて、産学公金連携による創業・スタートアップ支援や、伝統産業・商業・工業等の地域資源を活かした販路開拓、にぎわい創出に取り組み、「事業者が活躍するまち葛飾」の実現を目指します。

11　「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト ～惹きつけ、呼び込み、楽しめるまちづくり～

我が国における令和７年の訪日外国人旅行者数は 4,200 万人を超え、インバウンド需要は一層の高まりを見せています。

こうした中、本区ではこれまで、映画「男はつらいよ」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」など、本区ゆかりのキャラクターを活かした観光事業を積極的に展開してまいりました。近年では、亀有地域に「こち亀記念館」、柴又地域に「柴又川甚まちなみ館」を新たに整備し、これらの施設を起点とした回遊性の向上や地域のにぎわい創出に努めているところです。

また、「かつしかアート・カルチャー基本方針」を令和７年３月に策定し、目指すべき未来像「魅力をミガキ　個性がカガヤキ　文化をテラス」を掲げ、文化・芸術の更なる振興と文化を通じたまちづくりの取組を進めています。

今後は、新たに整備した施設を活用した観光振興を一層推進するとともに、本区ゆかりのキャラクターや重要文化的景観に選定された柴又をはじめとする地域に息づく文化・歴史、にぎわいを生み出す商店街、地域に根ざした産業やものづくりなど、葛飾ならではの多彩な地域資源の魅力を広く発信してまいります。また、外国人観光客をはじめとする多様な来訪者のニーズを踏まえた観光資源の創出に取り組み、更なる誘客の促進につなげてまいります。

これらの取組を通じて、観光による地域の活性化と区民の地元への愛着や誇りの醸成を図り、国内外から何度でも訪れたいと思われる魅力あるまちの実現を目指してまいります。

12　公共施設の魅力向上プロジェクト　～利用しやすく安全で快適な施設を目指して～

本区には、総合庁舎や学校、子育て支援施設、地域コミュニティ施設、文化・スポーツ施設など 400 を超える公共施設があります。築 40 年以上の施設が全体の約６割を占め、今後、老朽化に伴う修繕や改築の需要が増加するとともに、建設コストの高騰により施設の維持更新費用も増大すると見込まれています。また、人口構造の変化や多様化する区民ニーズ、行政需要の変化にも対応していく必要があります。限られた行財政資源の下、持続可能な行政サービスを提供していくため、令和５年３月に改定した「葛飾区公共施設等経営基本方針」に基づき、公共施設全体を経営資源として捉えた施設マネジメントを推進してきました。

今後も、基本方針に基づき、施設の計画的・予防的な修繕による長寿命化と維持更新コストの縮減、施設更新・改築時の機能集約や複合化を進めていきます。また、社会状況や区民ニーズ、行政需要等を踏まえながら施設用途や運営手法を見直し、施設総量・機能の適正化を図ります。

全ての公共施設が、適切な行政サービスを提供する「場」、また、区民の自発的な活動を促し地域を元気にし、生活に潤いをもたらす「場」、さらに、区民の安全・安心を守る「場」として、地域における生活拠点となるよう、地域の意見、地域特性、施設の利用実態及び人口動態等を踏まえながら検討してまいります。

13　かつしかファンド活用プロジェクト

～みんなの力で地域課題を解決する活力あるまちづくり～

現在、ふるさと納税の仕組みを活用して賛同者から広く資金を募るクラウドファンディングの取組が全国的に広がっています。これにより、地域課題への関心を高め、自治体への興味・関心を誘発するプロモーション効果が期待できます。

本区では、令和５年度からインターネットを介して寄附を受け付ける環境を整備しつつ、「グリーンスローモビリティによるお出かけ支援」や「花いっぱいのまちづくり」、「柴又川甚まちなみ館和風庭園の桜の植樹」などの事業において試行実施を重ねてきました。

今後は、区の重点施策や独自の魅力について全国に発信・宣伝するための「戦略的なプロモーションツール」として活用する取組を推進し、みんなで地域課題を解決していく活力あるまちづくりを進めます。

14　スマートかつしか実現プロジェクト　～先進技術を生活の中に～

近年、スマートフォンや生成ＡＩの普及など急速なデジタル化が進展しており、社会生活を取り巻く環境が大きく変化しています。国ではデジタル技術を活用しながら一人一人の幸せをデジタル社会で実現する取組が進んでおり、地方自治体においてもデジタル化の取組を加速し、持続可能な役所づくりを進めることが求められています。

本区では、令和６年３月に策定した「かつしかＤＸ」の戦略的取組に掲げる「スマホでつながるデジタル区役所」の実現を目指し、「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスの実現や、内部業務変革に向けたＤＸを推進しています。これまで、「書かない」窓口を実現するための窓口支援システムの構築や、子育てや教育に関連する手続の重点的なオンライン化を推進するとともに、区独自情報を学習した生成ＡＩ「かつしか Chat」や Microsoft 365 Copilot（コパイロット）の活用など、区民サービス向上と業務効率化を進めてきました。

今後も「スマートかつしか」の実現に向け、生成ＡＩの効果的活用などにより区役所業務や各分野でのＤＸを推進します。令和 12 年度予定の新庁舎移転を見据え、デジタル区役所の検討を加速し、スマートフォン等で手続きを完結できる環境を最優先で構築します。

また、行政手続や制度・施設案内などに関する情報提供のデジタル化を進め、区民が必要な情報を迅速かつ円滑に取得できる環境を整備するとともに、ＤＸで生み出された人的リソースを、デジタル機器に不慣れな高齢者等への丁寧な対面サービスや専門相談へ振り分け、利用者の利便性向上を図りながら、区民サービスの更なる向上を実現します。

15　葛飾かわまちづくりプロジェクト　～水辺を舞台としたにぎわいまちづくり～

本区は江戸川、荒川・綾瀬川、大場川に囲まれ、中央部を中川、新中川が流れる豊富な河川資源に恵まれており、河川敷では野球やマラソン大会などのレクリエーションが楽しまれています。

中川では、令和５年８月に高砂橋から新宿六丁目付近までの区間が、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に登録され、区はこれまで、ハード面では、新宿六丁目における国のテラス整備に合わせて、賑わい拠点整備に向けた設計や照明設備等工事に着手してきました。また、ソフト面では、中川かわまちづくりの機運醸成を図るため、各地区でのイベント実施を通じて、プロジェクトの周知を図ってきました。

今後も、中川での取組を契機に他河川でも河川空間のオープン化を進め、様々な活動を川まで広げることで、葛飾ならではの「かわ」を活かしたまちづくりを推進します。区としても組織横断的に連携し、全庁をあげて地域を支援します。

これらの取組により、区を囲む５つの川が大きな回廊となって全てのまちをつなぎ、河川の利活用を広げ、昔ながらの川との共存を取り戻しながら、「かわ」と「まち」が融合した新たな文化を創造していきます。

16　スタジアム構想実現プロジェクト　～スポーツを核としたにぎわいまちづくり～

区では、多様な世代がスポーツに親しみ、日常的に運動習慣を取り入れられる環境づくりを進めてきました。更なるスポーツ振興と地域活性化の起爆剤として、スタジアム整備を踏まえたまちづくりの検討を進めています。

令和６年３月に区南部にある私学事業団総合運動場の敷地等を取得し、現在は「東新小岩運動場」として活用を図るとともに、将来的にスタジアムを有する都市計画公園としての整備に向けた取組を進めています。

これまで、スタジアム構想に係る建築基準法や都市公園法等の制約の整理のほか、先行事例を基にした公民連携手法やスタジアムの運用、防災・環境といった基礎調査を行うとともに、スタジアムの整備運営にかかわる民間事業者等に対して敷地の利活用や事業手法についてヒアリングを実施しました。また、大学教授等の有識者で構成される葛飾区スタジアム構想事業検討委員会を設置し、同委員会では、スタジアムの将来像や方向性、理念等を示す「スタジアムのあるべき姿」を策定し、これを踏まえた「スタジアム構想」の取りまとめに向けた検討を進めています。

同委員会での検討結果を踏まえ、公募等を含めた事業化に向けた次の段階へ移行し、スタジアム構想の実現に向け着実に進めていきます。

スタジアム整備は、スポーツ振興に加え、区内商業や観光業をはじめとする地域経済の活性化や、大規模避難施設といった防災機能の強化、再生可能エネルギーや省エネによる環境配慮など、多面的な効果が期待されます。また、スポーツをする・みる場としてのスポーツ振興の場に加え、各種イベントや周辺のまちづくりにより、地域のにぎわい創出と持続的成長の核としての機能を果たすことができるものと考えます。

今後は、新金線を活用した新交通システムの整備に向けた検討状況を踏まえるとともに、新小岩駅周辺まちづくりと連動させながら、民間活力を最大限に生かす方策を含め、敷地の更なる活用方法を検討します。

別紙２

中期実施計画

施策（指標）の目標値と実績値

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
1	人権・多様性・平和	01	**人権・多様性** 人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります	日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合	%	57.2	56.9	54.7	58.5	66.9	68.1
				男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合	%	45.6	47.7	51.9	57.0	48.4	51.2
		02	**ユニバーサルデザイン** ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合	%	34.7	34.5	37.2	41.7	38.7	42.7
		03	**多文化共生** 互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります	最近１年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合	%	48.1	48.1	52.9	58.1	50.0	52.0
		04	**非核平和** 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします	非核平和に関心のある区民の割合	%	75.3	76.0	71.3	75.0	77.5	79.6
2	健康	01	**健康づくり** 区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします	健康づくりに取り組んでいる区民の割合	%	72.5	70.1	70.5	72.3	74.5	76.0
				65歳健康寿命	歳	男:80.77 女:82.75 ※令和３年度実績	男:80.60 女:82.79	男:80.50 女:82.66	未確定	男:81.07 女:82.87	男:81.37 女:82.99
		02	**心の健康** 心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます	精神障害に係る長期入院患者数	人	286 ※令和３年度実績	279	240	未確定	258	218
				自殺死亡率	人口10万対	18.8	21.8	15.4	14.0	16.7	14.1
		03	**生活習慣病の予防** 区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします	健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合	%	79.1	81.5	80.2	82.5	79.6	80.0
				たばこを習慣的に吸っている区民の割合	%	23.1	22.5	17.4	17.6	16.6	12.2
3	医療	01	**医療サービスの確保** 地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します	かかりつけ医を持っている区民の割合	%	71.0	74.6	75.2	75.8	76.4	78.8
				必要な時に、必要とする医療を受けている区民の割合	%	86.5	88.6	88.7	88.8	88.9	89.3
		02	**在宅医療の推進** 医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします	国保・後期高齢者医療被保険者の病院・診療所による在宅看取りの割合	%	19.42	18.06	19.51	19.72	25.06	30.37

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
4	衛生	01	**感染症対策** 感染症の予防と感染拡大を防ぎます	感染症予防のための行動に取り組んでいる区民の割合	%	98.1	95.1	95.9	92.9	97.8	97.8
				結核罹患率	人口10万対	9.7	10.1	9.7	11.9	12.5	10.0
		02	**食品衛生** 食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	食品等の収去検査適合率	%	97.7	97.8	98.4	98.0	98.1	98.5
		03	**環境衛生** 衛生的で快適な環境を整えます	環境衛生関係営業施設の検査適合率	%	97.2	91.6	95.2	94.0	93.2	93.6
5	地域福祉・低所得者支援	01	**地域福祉の推進** 支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合	%	40.8	42.8	40.4	44.6	41.6	42.4
		02	**福祉サービス利用者支援** 福祉サービスを安心して利用できるようにします	区内の福祉サービス提供事業所で第三者評価を受審した事業所数	事業所	134	194	133	192	154	170
				成年後見制度の利用者数	人	785	803	812	837	885	985
		03	**生活困窮者支援** 生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします	就労支援事業支援者数	人	287	172	205	193	320	360
				生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数	人	11	18	27	26	30	44
				ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られたひとり親の世帯	世帯	43	55	65	66	51	59
6	高齢者支援	01	**高齢者活動支援** 高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します	60歳以上の区民のうち、就労や自主的な活動の場を持っている人の割合	%	49.7	49.8	50.5	48.1	50.5	51.3
		02	**介護予防** 高齢者の介護予防活動への支援を充実させます	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合	%	56.9	54.0	52.2	58.4	57.7	58.5
				要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の区民の割合	%	79.3	78.5	78.1	77.8	80.9	82.5
		03	**高齢者要介護・自立支援** 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合	%	44.7	48.1	47.5	50.8	48.6	52.2
				要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合	%	78.1	77.0	78.7	78.0	78.5	78.9

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
7	障害者支援	01	**障害者自立支援** 障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します	相談支援事業所等でケアマネジメントを利用している障害者の割合	%	76.1	81.7	81.3	82.2	76.8	78.0
		02	**障害者就労支援** 障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します	障害者就労支援センター登録者の新規就職率	%	33.0	31.3	40.5	50.8	35.0	37.0
				障害者就労支援センター登録者の就労定着率	%	63.6	61.9	67.5	68.8	70.0	75.0
		03	**児童発達支援** 発達が心配される児童一人一人の発達を支援します	障害児通所支援受給児童数	人	942	948	953	1,013	1,222	1,502
8	子ども・家庭支援	01	**母子保健** 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	95.8	96.7	96.9	96.4	95.9	96.0
		02	**子育て家庭への支援** 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	子育て支援が充実していると思う区民の割合	%	54.6	53.3	57.1	62.7	57.4	60.0
				子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合	%	48.2	51.7	50.9	58.2	57.2	60.0
		03	**仕事と子育ての両立支援** 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	仕事と子育てが両立しやすい環境が整っていると思う区民の割合	%	45.3	45.3	44.9	54.1	50.2	55.0
		04	**放課後支援** 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場で、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせていると思う保護者の割合	%	71.2	74.0	76.9	77.9	73.2	75.2
		05	**子ども・若者支援** 子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます	子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合	%	48.2	51.7	50.9	58.2	57.2	60.0

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
9	学校教育	01	**学力・体力の向上** 学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます	全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差（上段：小学校、下段：中学校）	ポイント	1.1 -1.7	0.2 -1.2	-0.1 -1.3	0.6 0.7	2.2 -0.8	3.0 0.0
				体力・運動能力調査における体力合計点の平均（上段：小学校、下段：中学校）	点	45.2 43.0	45.1 43.1	44.5 42.8	44.6 43.5	45.6 43.4	46.0 43.8
				授業に満足している保護者の割合	%	71.1	71.3	71.4	71.1	76.0	80.0
		02	**一人一人を大切にする教育の推進** 一人一人を大切にする教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします	特別支援教室において特別な指導を受けた児童・生徒数（上段：小学校、下段：中学校）	人	981 253	914 213	996 240	1,119 237	995 281	995 281
				不登校児童・生徒数の出現率（上段：小学校、下段：中学校）	%	－	2.60 9.36	2.61 8.14	未確定	1.52 7.32	1.50 7.28
				不登校児童・生徒数（そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数）（上段：小学校、下段：中学校）	人	482 (172) 763 (310)	531 (190) 807 (254)	529 (158) 706 (146)	未確定	480 (170) 760 (310)	480 (170) 760 (310)
				にほんごステップアップ教室・日本語学級の利用者数（上段：教室、下段：学級）	人	78 129	127 173	140 248	173 273	195 156	195 190
		03	**教育環境の整備** いきいきと学校生活が送れるよう、教育環境を整えます	子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合	%	63.7	66.2	66.0	66.4	67.9	69.9
10	地域教育	01	**学校・家庭・地域の連携** 学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合	%	19.4	21.4	22.9	26.4	22.9	26.5
				地域の活動に参加している児童・生徒の割合	%	31.9	34.2	35.2	36.9	34.8	36.0
				最近１年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことのある区民の割合	%	18.2	20.4	21.9	21.2	19.8	21.4
		02	**家庭教育への支援** 家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします	子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心がけている保護者の割合	%	87.4	90.1	89.2	89.5	91.4	95.4
				朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	%	92.5	91.8	91.0	91.3	97.2	99.1
				夜は時刻を決めて寝ている児童・生徒の割合	%	58.0	55.6	56.5	55.5	63.9	69.9

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
11	生涯学習	01	**区民学習** 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	日頃から学習や習い事をしている区民の割合	%	30.8	32.3	31.9	35.4	31.2	31.6
		02	**図書サービスの充実** 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します	最近１年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合	%	27.5	27.4	28.7	28.1	30.7	35.0
				１か月に１冊以上の本を読んでいる区民の割合	%	32.5	32.4	30.4	33.3	33.4	34.4
12	スポーツ	01	**スポーツ活動の推進** 区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります	日頃から運動やスポーツをしている区民の割合	%	66.4	64.6	66.2	67.1	69.7	73.0
		02	**スポーツ基盤整備** 区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します	スポーツ施設の利用者数	万人	286.1	311.0	327.3	324.5	351.3	360.0
13	地域街づくり	01	**計画的な土地利用の推進** 計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します	計画的な土地利用が進み、住みやすくなっていると思う区民の割合	%	42.8	44.3	45.6	44.2	46.0	49.2
		02	**駅周辺拠点の形成** 駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします	駅周辺が住み、働き、憩うことのできる、便利でにぎわいのある地域になっていると思う区民の割合	%	40.4	41.7	46.4	45.8	45.6	48.0
		03	**地域の街づくり** 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	地域特性や地域の実情が活かされた街づくりが進められていると思う区民の割合	%	42.6	43.7	50.7	50.3	43.8	45.0
		04	**良好な住環境づくり** 良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります	住環境が良好だと思う区民の割合	%	61.9	60.8	63.4	64.6	65.0	67.0
				細街路拡幅整備率	%	42.5	43.3	44.0	44.7	46.3	49.9

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
14	防災・生活安全	01	**防災街づくり** 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	災害に強い街になっていると思う区民の割合	%	24.6	22.9	24.2	30.6	29.0	31.6
				不燃化特区（四つ木・東四つ木・東立石・堀切）の不燃領域率	%	60.8	61.5	62.0	未確定	64.1	－
				西新小岩五丁目地区の不燃領域率	%	45.9	47.2	47.6	未確定	48.3	53.1
				住宅の耐震化率	%	94.8	94.8（令和４年度現状値）	94.8（令和４年度現状値）	未確定	－	－
		02	**災害対策** 災害に対し的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合	%	35.7	34.0	34.3	39.5	46.0	50.0
		03	**防災活動** 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合	%	56.4	58.5	57.9	57.6	56.8	57.2
				防災に関わる訓練や講座等に参加している区民の割合	%	17.0	19.9	19.3	20.0	17.4	17.8
		04	**地域安全** 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	犯罪発生件数	件	2,316	2,853	3,037	3,309	2,181	2,000
				自転車盗難件数	件	760	1,150	1,291	1,400	733	700
		05	**消費生活** 賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします	最近１年間で消費者被害にあったことのない区民の割合	%	96.0	94.8	94.3	93.0	96.4	96.8

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
15	交通	01	**道路交通網の充実** 誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります	都市計画道路（区施行路線）整備率	%	65.8	65.9	66.6	66.6	68.8	70.0
				区内の交通の便が良いと思う区民の割合	%	54.1	53.0	54.9	51.9	56.1	58.1
		02	**自転車活用の推進** 自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします	自転車放置率	%	4.0	4.1	3.9	3.4	2.6	1.8
				自転車を利用しやすい環境が整備されていると思う区民の割合	%	33.9	35.5	35.1	35.4	36.0	40.0
				区内の交通事故発生件数 （暦年集計）	件	834	835	743	950	511	511
		03	**公共交通の充実** 区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します	区内の交通の便が良いと思う区民の割合	%	54.1	53.0	54.9	51.9	56.1	58.1
16	公園・水辺	01	**公園整備** 多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します	区民１人当たりの公園面積	㎡	4.39	4.36	4.33	4.31	4.39	4.41
				公園に満足している区民の割合	%	66.7	67.1	68.4	68.9	69.3	71.9
		02	**水辺整備** 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	水辺が親しめる空間となっていると思う区民の割合	%	59.9	58.3	61.0	58.0	61.9	63.9

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
17	環境	01	**気候変動対策** 省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、気候変動対策を進めます	省エネを心がけている区民の割合	%	85.9	83.5	81.8	84.2	89.9	93.9
				区全域の温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比	%	−16.6 （令和２年度実績）	−15.7 （令和３年度実績）	−18.9 （令和４年度実績）	−26.1 （令和５年度実績）	−31.0	−50.0
				区の事務事業による温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比	%	−25.7	−25.4	−25.7	−27.0	−41.0	−51.0
		02	**緑と花のまちづくり** 緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります	緑と花の豊かさを感じる区民の割合	%	66.9	68.7	70.9	68.7	68.9	70.9
				花いっぱい活動に取り組む活動箇所数	箇所	152	159	166	168	176	200
		03	**自然保護** 豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます	自然を大切にする行動をしている区民の割合	%	71.1	72.7	72.4	73.0	75.1	79.1
				自然環境学習に参加する区民の数	人	1,045	1,455	1,935	1,869	1,085	1,125
		04	**生活環境保全** 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします	生活環境に関する苦情件数	件	315	276	298	292	248	180
		05	**資源循環の促進** 持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます	区民１人１日当たりの区収集ごみ量	g	472	449	440	432	447	425
				事業系ごみ年間総排出量	t	23,270	22,781	22,615	21,262	23,822	23,805
				資源回収率	%	23.5	23.6	23.7	23.4	25.4	27.0
		06	**まちの美化推進** ごみのない、きれいで清潔なまちにします	区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合	%	53.5	53.6	56.8	55.2	57.5	61.5

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
18	産業	01	**産業の活性化** 新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します	買い物や食事などで商店街を利用している区民の割合	%	66.1	66.1	65.8	66.0	68.1	70.1
				創業塾受講者のうち、実際に創業した件数	件	76	60	57	68	100	120
		02	**経営支援** 区内の事業所が安定的に経営できるようにします	区の支援により事業承継した区内中小企業数	社	2	1	0	5	3	5
				倒産件数	件	28	38	41	38	26	25
		03	**都市農地の保全** 農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります	区内に存続する農地面積	a (アール)	3,410	3,309	3,169	3,121	3,065	2,769
				区内に農地が必要と感じている区民の割合	%	62.0	61.2	62.5	63.9	63.2	64.4
		04	**キャリアアップ・就労支援** 区民のキャリアアップと就労を支援します	雇用支援事業で就職した就業者	人	328	356	316	300	360	370
19	観光・文化	01	**観光まちづくり** 本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします	多彩な観光資源が葛飾区の魅力を高めていると思う区民の割合	%	38.2	40.9	45.9	47.4	40.4	41.2
		02	**観光イベント** 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします	観光イベントが区内ににぎわいをもたらしていると思う区民の割合	%	37.2	41.4	48.0	49.1	40.4	41.2
		03	**文化・芸術の創造** 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます	最近１年間に音楽や美術などの催し物に行ったことのある区民の割合	%	38.7	43.5	43.1	44.4	40.5	42.5
				最近１年間に文化・芸術活動に取り組んだことのある区民の割合	%	16.8	19.6	17.6	20.8	18.5	20.5

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
20	地域活動	01	**地域力の向上** 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします	町会加入率	%	56.1	54.1	53.2	50.3	58.1	60.1
				最近１年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことのある区民の割合	%	17.7	20.1	19.0	21.3	21.7	25.7
				自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠であると思う区民の割合	%	64.4	63.9	59.8	62.8	68.4	72.4
		02	**地域活動の場の提供** 利用しやすい地域活動の場を提供します	気軽に利用できる地域活動施設があると思う区民の割合	%	25.0	28.6	29.1	30.7	26.2	27.4
				地域コミュニティ施設の利用率	%	49.5	52.4	54.1	56.5	50.7	51.9

別紙３

中期実施計画

計画事業（活動量・評価指標）の目標値と実績値

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
1	1	1	人権・多様性への理解促進事業	人権推進課	活動量	1	全世帯に対する人権・多様性に関する普及啓発（回）	3	3	3	3
						2	人権・多様性に関するパンフレット作成・配布（部）	10,000	10,000	－	－
						3	企業向け啓発紙の作成・配布（部）	5,600	5,600	5,600	5,600
						4	人権基本条例の制定	検討	検討	検討・制定	検討
					評価指標	1	日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合（%）	66.3	54.7	66.6	58.5
2	1	1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業	人権推進課	活動量	1	WLBに取り組む企業へのアドバイザー派遣事業（企業）	6	3	－	8
						2	WLBに取り組む企業支援	検討・実施	検討	実施	実施
						3	WLBに関する情報提供・啓発（イベントでの区民へのアプローチ）（人）	1,000	2,307	1,000	1,982
						4	WLBに関する講座・講演会（区民・企業対象）（回）	2	2	2	2
						5	男性向けの家事や子育て等に関する講座・講演会（回）	3	3	3	3
						6	WLB情報誌作成・配布（部）	4,000	3,500	4,000	3,500
					評価指標	1	WLBに取り組んでいる区民の割合（%）	55.9	58.5	56.6	59.5
3	1	1	配偶者暴力防止事業	人権推進課	活動量	1	配偶者暴力相談支援センター業務運営	運営	運営	運営	運営
						2	DV防止・啓発事業				
							①パンフレット等作成・配布（枚）	4,000	4,000	1,000	1,000
							②講座・講演会等（回）	4	4	4	4
					評価指標	1	相談窓口が行政にあることを知っている区民の割合（%）	71.7	66.7	72.3	70.3

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
4	1	2	バリアフリー事業	調整課、道路建設課	活動量	1	移動等円滑化促進方針策定	策定	策定	推進	推進
						2	バリアフリー基本構想策定	－	－	検討	検討
						3	補助274号線（立石地区）	予備設計	予備設計	予備設計	予備設計
						4	ホームドア整備経費助成	助成（JR新小岩駅）	助成（JR新小岩駅）	検討	検討
					評価指標	1	バリアフリー事業達成率（%）	87.0	87.0	87.0	87.0
5	1	2	歩道勾配改善事業	道路補修課	活動量	1	工事整備延長（計画延長 20km）（km）	0.3 西亀有・お花茶屋	0 入札不調	0.3 西亀有・お花茶屋	0.3 西亀有・お花茶屋
					評価指標	1	歩道勾配の改善率（%）	84.1	82.7	85.7	85.7
6	1	3	多文化共生社会の推進	文化国際課	活動量	1	やさしい日本語の普及				
							①地域向け講座（回）	2	2	2	2
							②職員向け研修（回）	2	0	2	0
						2	多文化理解講座・交流イベント等（事業）	18	16	18	15
						3	日本語教室（入門・初級）の実施				
							①入門コース（50時間）（コース）	1	1	2	5
							②初級コース（110時間）（コース）	3	3	4	4
						4	語学ボランティアの活動事業（通訳・翻訳）（件）	48	1	60	5
						5	国際交流団体への助成（団体）	7	5	8	5
						6	友好都市等との受入・派遣（事業）	7	4	5	2
						7	ボランティア日本語教室運営団体立ち上げ支援（団体）	検討・プロポーザル	0	1	2
					評価指標	1	最近１年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合（%）	49.0	52.9	49.5	58.1
						2	日本語ボランティア人数（人）	135	173	137	169

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
7	2	1	区民と事業者の健康活動促進事業	健康推進都市担当課、産業経済課、商工振興課、健康推進課	活動量	1	健康ポイントサービスによる健康活動促進				
							①事業の参加者数（人）	5,000	17,926	10,000	31,116
							②事業の参加企業数（事業所）	50	236	100	294
							③かつしかPAYとの連携	検討・実施	実施	実施	実施
							④AIを活用した個人に最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施
						2	健康経営				
							①事業者認証	検討・実施	実施	実施	実施
							②健康経営認証事業者向けの融資	検討・実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	健康づくりに取り組んでいる区民の割合（%）	73.5	70.5	74.0	72.3
						2	65歳健康寿命（歳）	男：80.92 女：81.81	男：80.50 女：82.66	男：80.99 女：82.84	未確定
8	2	1	高齢者の保健事業	健康推進課	活動量	1	長寿医療健康診査受診者数（人）	38,100	35,477	37,900	36,760
						2	健康長寿筋肉元気健診受診者数（人） ※サルコペニア対策健診	650	607	820	544
						3	健康長寿いきいき健診受診者数（人） ※フレイル対策健診	2,050	2,957	2,900	2,662
						4	長寿歯科健診受診者数（人）	2,000	1,565	1,910	1,233
						5	健診結果を踏まえたフレイル予防の取組	検討・実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	健康状態がよいと感じている人の割合（%）	46.3	47.9	47.0	41.9
						2	80歳で20本以上自分の歯を有する区民の割合（%）	62.3	63.6	62.8	63.2

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
9	2	2	精神保健福祉包括ケアの推進	保健予防課	活動量	1	精神保健福祉包括ケア推進協議会	運営	運営	運営	運営
						2	多職種による精神障害者アウトリーチ件数(件) ※ケース数	35	68	35	91
						3	地域生活支援拠点等の整備(あすなろ)	実施	実施	運営	運営
						4	体験型グループホームの運営補助	検討	実施	検討	実施
					評価指標	1	精神障害に係る長期入院患者数(人)	278	240	268	未確定
10	2	3	かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進	健康推進課	活動量	1	糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議	運営	運営	運営	運営
						2	予防推進医療者講習会(回)				
							①糖尿病	2	2	2	2
							②慢性腎臓病(CKD)	1	1	1	1
						3	糖尿病・慢性腎臓病治療放置者・治療中断者受診勧奨	検討	検討	実施	検討
						4	食習慣調査	実施	実施	実施	実施
						5	慢性腎臓病(CKD)にかかる医療機関との連携	検討・実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	国保加入者のうち血糖コントロールが不良な区民の割合(%)	5.32	5.63	5.27	5.39
						2	国保加入者のうち腎機能の低下が疑われる区民の割合(%)	18.60	21.35	18.54	23.47

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
11	2	3	がん対策の総合的な推進	健康推進課	活動量	1	受動喫煙対策（普及啓発）	実施	実施	実施	実施
						2	受動喫煙対策（禁煙支援）	実施	実施	見直し・検証	実施
						3	がん教育支援の推進	見直し・実施	見直し・実施	実施	実施
						4	がん検診精度管理委員会	運営	運営	運営	運営
						5	受診率向上に向けた取組（乳がん、子宮頸がん検診）	検証・実施	実施	実施	実施
						6	読影のDX化（肺がん検診）	導入・実施	導入	実施	実施
						7	がん患者の社会参加支援・相談体制の充実など	拡充	実施	実施	実施
						8	若年がん患者の在宅療養支援	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	肺がん検診精密検査受診率（%）	82.3	76.7	83.6	72.4
						2	乳がん検診受診率（%）	22.0	19.7	24.0	19.3
12	4	1	感染症対策の強化	保健予防課	活動量	1	予防計画に基づく訓練	一部実施	実施	実施	実施
						2	健康危機対処計画に基づく備蓄	一部実施	実施	一部実施	実施
						3	感染症等の予防に関する普及啓発及び感染拡大防止についての社会福祉施設等に対する研修	実施	実施	実施	実施
						4	子どものインフルエンザの予防接種の費用助成	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	訓練の参加者数（人）	50	59	100	73

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
13	5	1	くらしのまるごと相談事業	くらしのまるごと相談課	活動量	1	くらしのまるごと相談窓口新規相談件数（件）	1,800	1,636	1,860	1,514
						2	アウトリーチ個別支援及び参加支援等のための訪問実施件数（件）	416	417	428	349
						3	支援会議の実施件数（件）	30	14	36	4
						4	重層的支援体制整備事業実施計画の推進	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合（%）	41.2	40.4	41.4	44.6
14	5	2	高齢者福祉施設の運営基盤の強化	介護保険課	活動量	1	事業所運営基盤の支援強化				
							①ICT化促進支援等事業所件数（件）	18	13	18	8
							②地域密着型事業所向け家賃助成戸数（戸）	30	4	30	20
						2	介護人材への支援強化				
							①介護人材スキルアップ研修受講者数（人）	360	289	360	251
							②介護人材キャリアアップ助成申込者数（人）	72	86	72	66
							③介護人材生活介護員研修受講者数（人）	120	98	120	52
							④外国人雇用に関する助成件数（件）	63	65	63	20
						3	福祉人材雇用促進				
							①「福祉のしごと大発見」参加者数（人）	125	120	125	106
							②「福祉のしごと大発見」による就業者数（人）	25	10	25	7
						4	介護人材確保調査実施回数（回）	1	1	1	1
					評価指標	1	区内介護事業所での就業継続意向（%）	46.3	69.5	46.8	70.0
						2	介護人材雇用促進事業「福祉のしごと大発見」による就業者の割合（%）	5.6	8.3	5.8	6.6

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
15	5	2	成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実	福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課	活動量	1	中核機関の相談件数（件）	735	1,217	793	1,109
						2	検討支援会議における申立等の支援件数（件）	34	38	35	51
						3	区長申立て件数（件）	99	57	109	62
						4	後見人等報酬助成件数（件）	72	87	82	93
						5	訪問援助事業の契約者数（件）	101	80	111	73
						6	やすらぎ安心サポート事業の相談件数（件）	168	156	173	222
					評価指標	1	成年後見制度の利用者数（人）	835	812	860	837
						2	やすらぎ安心サポート事業の契約者数（人）	5	0	10	15
16	5	3	生活困窮者自立支援事業	くらしのまるごと相談課	活動量	1	新規相談件数（件）	1,370	1,482	1,380	1,440
						2	自立支援計画件数（件）	227	315	229	329
						3	自立支援計画終結件数（件）	182	159	184	210
						4	就労準備支援計画件数（件）	20	27	25	26
						5	家計再生計画件数（件）	150	78	151	94
						6	学習支援事業参加者数（人）	500	471	500	552
					評価指標	1	自立支援計画終結者のうち課題の改善が図られた人の割合（%）	94.6	96.2	94.7	96.7
						2	就職・転職・収入増が図られた利用数（人）	200	130	202	161

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
17	6	2	高齢者の介護予防事業	地域包括ケア担当課	活動量	1	75歳以上の高齢者のうち、低栄養が懸念される方で、初回面接を行った人数（人）	198	192	206	211
						2	介護予防活動に参加した延べ人数（人）	46,250	51,207	46,250	53,873
						3	社会参加活動又は介護予防活動につなげた件数（件）	150	125	160	116
						4	介護予防・健康長寿講座への専門職の派遣件数（件）	70	70	70	69
					評価指標	1	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合（%）	57.3	52.2	57.5	58.4
						2	75歳以上の区民の要介護・要支援認定率（%）	32.3	33.3	32.2	33.8
18	6	3	高齢者介護施設の整備等支援	福祉管理課	活動量	1	特別養護老人ホーム定員数（人）	2,236	2,228	2,249	2,228
						2	特別養護老人ホーム大規模改修（代替施設整備）	基本設計・実施設計	基本設計・実施設計	建設	基本設計・実施設計・建設
						3	（看護）小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの累計利用者数（人）	2,700	2,328	2,988	2,330
						4	看護小規模多機能型居宅介護施設の新規施設数（施設）	－	－	1	0
					評価指標	1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う人の割合（%）	46.7	47.6	47.7	50.8
19	6	3	認知症事業の充実	高齢者支援課	活動量	1	普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施
						2	もの忘れ予防健診延べ受診者数（人）	4,400	3,327	4,400	3,329
						3	おでかけあんしん事業登録件数（件）	1,050	1,010	1,150	1,030
					評価指標	1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合（%）	46.7	47.5	47.7	50.8
						2	もの忘れ予防健診受診率（%）	10.0	8.3	10.1	8.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
20	7	1	障害者施設の拡充支援	障害福祉課	活動量	1	重度障害者（区分4以上）のグループホーム利用者数（人）	146	161	158	159
						2	重度障害者対応型グループホームへの助成件数（運営費助成・整備費助成）（件）	検討	検討	実施	実施
						3	区が助成する生活介護を利用している重度障害者（区分4以上）数（人）	145	371	150	408
					評価指標	1	区が助成するグループホームを利用している重度障害者（区分4以上）数（人）	検討	検討	12	49
						2	障害者通所施設（生活介護事業所）利用率（%）	95.0	93.0	96.0	96.0
21	7	1	障害への理解と交流の促進	障害福祉課、障害者施設課	活動量	1	リーフレットを活用した各種団体・事業者向け講座（延べ参加者数）	30	76	30	258
						2	普及啓発講座（子ども・保護者向け）（延べ参加者数）	60	73	60	52
						3	障害者週間における障害者作品展の出展作品数	35	38	37	39
					評価指標	1	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合（%）	36.0	37.2	36.0	41.7
22	7	2	区内事業所と連携した障害者就労の促進	障害福祉課	活動量	1	障害者就労支援センター登録者における新規就職者数（延人数）	94	114	96	138
						2	障害者就労支援フェア「働き方講演会」の参加人数（人）	50	67	75	89
						3	障害者の雇用を希望する区内事業所への働きかけや支援	検討	検討	実施	実施
						4	自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の出張販売回数（回/週）	7	7	7	8
						5	共同受注窓口による作業受注件数（件）	18	19	20	8
					評価指標	1	障害者就労支援センター登録者の就労定着率（%）	66.0	67.5	68.0	68.8
						2	区内障害者施設（就労継続支援B型）工賃平均月額（円）	20,000	25,987	20,500	28,120

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
23	8	1	ゆりかご葛飾の推進	青戸・金町保健センター、子育て政策課、子育て応援課、子ども家庭支援課	活動量	1	ゆりかご面接数（件）	3,000	3,414	3,000	3,374
						2	妊婦に関する相談件数（件）	11,400	5,762	11,400	6,481
						3	講座等の実施回数（回）	430	726	430	738
					評価指標	1	この地域で、今後も育児をしていきたいと思う親の割合（%）	95.9	96.9	95.9	96.4
						2	ゆりかご面接の実施率（%）	86.7	93.7	87.3	95.8
24	8	2	産後ケア事業の充実	青戸・金町保健センター	活動量	1	産後ケアの実施施設（か所）	30	35	34	35
						2	宿泊ケア利用日数（日）	2,550	5,071	2,550	6,613
						3	乳房ケア利用人数（人）	1,650	2,660	1,700	2,138
						4	デイケア利用人数（人）	400	868	450	1,890
					評価指標	1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（%）	88.6	88.8	88.6	86.9
						2	産後ケアを利用した産婦のうち、利用して良かったと思った産婦の割合（%）	94.1	98.3	94.2	97.7
25	8	2	子ども未来プラザの整備	子育て政策課、保育課	活動量	1	相談機能の強化	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
						2	地域のネットワーク構築				
							①地域団体との情報連絡会	運営	運営	運営	運営
							②子育て支援施設との情報連絡会	運営	運営	運営	運営
						3	施設整備				
							①（仮称）子ども未来プラザ白鳥	実施設計	実施設計	工事	実施設計・工事
							②（仮称）子ども未来プラザ小菅	基本構想	基本構想・計画	基本計画	基本構想・計画
							③（仮称）子ども未来プラザ東水元	検討	検討	検討	検討
							④（仮称）子ども未来プラザ新宿	検討	検討	検討	検討
					評価指標	1	子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合（%）	54.0	50.9	56.2	58.2
						2	子ども未来プラザ整備数累計（か所）	3	3	3	3

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
26	8	2	使いやすい預かり保育の充実	子育て施設支援課	活動量	1	延長保育実施保育園数(園)	132	132	132	132
						2	預かり保育実施幼稚園等園数(園)	31	31	30	30
						3	一時保育実施施設数(か所)	38	35	38	34
					評価指標	1	延長保育の延べ利用人数(人)	86,215	78,153	86,215	70,375
						2	預かり保育(三季休業中の預かり含む)の延べ利用人数(人)	156,535	132,151	150,539	136,937
						3	一時保育の延べ利用人数(人)	17,407	17,333	17,407	18,472
27	8	3	総合的な保育充実支援	子育て施設支援課	活動量	1	就職相談者数(人)	45	58	45	43
						2	奨学金返済支援事業利用者数(人)	250	249	250	241
						3	宿舎借上支援・住宅手当扶助利用者数(人)	1,200	1,328	1,200	1,405
						4	現任保育従事職員資格取得支援利用者数(人)	12	17	12	5
						5	一般指導検査実施数(私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模・家庭的保育事業所)(か所)	123	123	122	121
					評価指標	1	保育人材確保支援事業により就職につながった人数(人)	86	62	86	60
						2	区内保育所における保育士の定着率(%)	80.0	81.7	81.0	87.1
28	8	4	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業	放課後支援課	活動量	1	学童保育クラブ学校内整備校数(累計)(校)	37	37	38	38
						2	学童保育クラブの待機児童解消に向けた放課後居場所事業(モデル実施)校数(校)	4	4	5	8
						3	わくわくチャレンジ広場の対象学年を1年生からとする校数(校)	26	26	26	25
						4	わくわくチャレンジ広場の三季休業日(全日)の実施校数(校)	7	7	7	7
					評価指標	1	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場があることで、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境が整っていると思う保護者の割合(%)	72.2	76.9	72.7	77.9

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
29	8	5	児童相談の充実	子ども家庭支援課、児童相談課	活動量	1	要保護児童対策地域協議会部会の開催（回）	24	23	24	23
						2	児童相談所との合同ケース検討会（回）	12	12	12	12
						3	ショートステイ・トワイライトステイ事業定員数（人）	16	16	16	32
						4	育児支援訪問事業利用実人員（人）	18	16	20	13
					評価指標	1	児童虐待防止への取り組みが充実していると思う保護者の割合（%）	24.2	24.0	25.2	27.5
30	8	5	里親委託等推進事業	児童相談課	活動量	1	里親希望者相談者延べ人数（人）	48	50	48	35
						2	里親家庭の質の向上を目的とした研修実施回数（回）	27	28	27	30
						3	子育て講演会・養育家庭体験発表会参加者数（人）	200	70	200	45
						4	新規児童委託数（人）	3	4	3	3
					評価指標	1	里親登録数（家庭）	34	33	37	27
						2	里親委託率（%）	14.2	11.6	15.8	11.2
31	8	5	子ども・若者支援体制の充実	子ども・若者担当課	活動量	1	若者相談窓口面接相談	実施	実施	実施	実施
						2	若者相談窓口講演会（回）	2	2	2	2
						3	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講開始者（人）	14	1	14	2
						4	学習等意欲喚起支援	実施・見直し	実施・見直し	実施・検証	実施・見直し
					評価指標	1	若者相談窓口新規相談者数（人）	48	47	48	46
						2	高等学校卒業程度認定試験合格者（人）	6	0	14	0
32	8	5	子ども・若者活動団体支援	子ども・若者担当課	活動量	1	助成交付件数（件）	99	56	104	45
						2	連絡会議開催数（回）	3	1	3	4
					評価指標	1	連絡会議参加団体数（団体）	29	23	32	38

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
33	8	5	ヤングケアラー等支援事業	子ども・若者担当課	活動量	1	職員向け研修（回）	1	1	1	1
						2	区民向け講演会（回）	1	1	1	1
						3	ピアサポート等活動費助成（件）	5	1	6	1
						4	ヤングケアラーの負担軽減に資する支援策の拡充検討	検討・実施	検討	検討・実施	検討
					評価指標	1	ピアサポート実施団体（団体）	4	1	5	1
34	9	1	総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～	教育指導課	活動量	1	学習指導員の配置（中学校）（時間／校（累計））	120	120	120	120
						2	学習指導補助員の配置（小学校、保田しおさい学校）（時間／校（累計））	930	930	930	930
						3	校内研究の実施　（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	74
						4	ICT研修会の開催（回）	1	0	1	0
						5	学力調査の実施（小4～中3）（回）	1	1	1	1
						6	学習意識調査の実施（小4～中3）（回）	1	1	1	1
						7	自学自習シートの活用（中学校）（校）	24	24	24	24
						8	ICT活用ハンドブックの活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						9	ICT活用ルールの活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						10	デジタル教材の活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						11	映像教材の活用（小中学校、保田しおさい学校）（校）	5	5	5	10
					評価指標	1	全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差（上：小学校、下：中学校）（ポイント）	1.8 −1.2	−0.1 −1.3	2.0 −1.0	0.6 0.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
35	9	1	教育情報化推進事業	学校教育推進担当課、教育指導課	活動量	1	ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの資質・能力の育成				
							①学習アプリケーションの活用	活用 検討	活用 検討	活用 検討	活用 検討
							②学習者用デジタル教科書の整備	導入・活用	活用	活用	活用
							③中学校のプログラミング教育の充実	実施	実施	実施	実施
							④ICT支援員の配置（週の回数）	週3回程度	週3回程度	週3回程度	週3回程度
							⑤ヘルプデスク等の運用	運用	運用	運用	運用
						2	教員の能力を最大限に発揮するためのICTを活用した働き方改革の推進				
							①デジタル採点システムの導入	導入	導入・活用	活用	活用
							②印刷環境の見直し	実施	実施・運用	運用	運用
							③教職員端末の活用（ロケーションフリー化）	活用・入替え	活用・入替え	活用	活用
							④保護者連絡アプリケーションの活用	活用	活用	活用	活用
						3	教育DXを推進するための環境整備				
							①学校教育総合システムリプレイス	検討	検討	検討	検討
							②児童・生徒用タブレット端末（1人1台）の入替え	活用 次期端末検討	活用 次期端末検討	活用 入替え	活用 入替え
							③大型提示装置の整備・活用	活用	活用	活用 入替え（中学校）	活用
							④周辺機器の整備・活用	活用	活用	活用	活用
					評価指標	1	小学5年生まで（中学1．2年生のとき）に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合（上：小学校、下：中学校）（%）	74.9 78.2	82.3 83.8	76.1 79.1	75.1 75.0
						2	ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教員の割合（上：小学校、下：中学校）（%）	56.6 50.5	69.4 63.8	62.4 57.8	66.8 71.4

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
36	9	1	体力向上のための取組	教育指導課	活動量	1	体力アッププログラムの実施（小中学校、保田しおさい学校）（校）	74	74	74	73
						2	小学校体力向上プログラムの実施（小学校）（校）	49	49	49	48
						3	中学校体力向上プログラムの実施（中学校）（校）	4	24	4	24
						4	体力向上推進校の指定（小中学校）（校）	8	2	8	5
						5	教員の実技研修会の実施（小学校）（回）	4	4	4	4
					評価指標	1	児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における体力合計点の平均（点）上：小学校、下：中学校	45.4 43.2	44.5 42.8	45.5 43.3	44.6 43.5
						2	「運動をもっとしたい」と回答した中学3年生の割合（%）上：男子、下：女子	52.0 41.5	57.2 38.4	52.5 44.0	57.2 39.6
37	9	2	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実	総合教育センター教育支援課、総合教育センター管理担当課	活動量	1	特別支援教室の運営（校）（上：小学校、下：中学校）	49 24	49 24	49 24	48 24
						2	自閉症・情緒障害特別支援学級の運営（校）（上：小学校、下：中学校）	2 2	2 2	2 2	2 2
						3	ペアレントトレーニングの参加人数（人）（小学校のみ）	20	20	30	36
						4	クラス支援員（発達障害児童・生徒対応）の配置（校）（上：小学校、下：中学校）	49 10	46 9	49 10	46 10
					評価指標	1	特別支援教室において特別な指導を受けた児童生徒数（人）（上：小学校、下：中学校）	995 281	996 240	995 281	1,119 237
						2	自閉症・情緒障害特別支援学級において特別な指導を受けた児童生徒数（人）（上：小学校、下：中学校）	21 20	19 20	24 24	25 25

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
38	9	2	日本語指導の充実	総合教育センター教育支援課	活動量	1	にほんごステップアップ教室の運営（教室数）	2	2	2	2
						2	日本語学級の運営（校（累計））	4	4	4	4
						3	日本語通訳派遣延時間（時間）	8,640	10,589	8,640	11,847
						4	日本語夏季講座（講座実施数）	2	2	2	2
					評価指標	1	日本語学級利用者数（人）	142	248	149	273
						2	にほんごステップアップ教室利用者数（人）	170	140	195	173
39	9	2	不登校対策プロジェクト	総合教育センター教育支援課、学務課、学校施設整備担当課	活動量	1	訪問型学校復帰支援（訪問校数）（校）	73	73	73	72
						2	ふれあいスクール明石（教育支援センター）の利用人数（人）	162	99	170	104
						3	校内サポートルームの設置（中学校）（累計）	14	14	19	19
						4	不登校特例校及びふれあいスクール明石（教育支援センター）のあり方について検討	検討	検討	検討	検討
					評価指標	1	不登校児童・生徒の出現率（%） 上段：小学校、下段：中学校	1.53 7.35	2.61 8.14	1.52 7.33	未確定
						2	不登校児童・生徒数（そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数）（人） 上段：小学校、下段：中学校	480 （170） 760 （310）	529 （158） 706 （146）	480 （170） 760 （310）	未確定
40	9	2	いじめ防止対策プロジェクト	教育指導課	活動量	1	いじめ問題対策委員会	実施	実施	実施	実施
						2	いじめ問題対策連絡協議会	実施	実施	実施	実施
						3	学校いじめ対策委員会	実施	実施	実施	実施
						4	教職員向けいじめ防止対策研修の実施	実施	実施	実施	実施
						5	教育委員会の支援体制検討	検討・実施	実施	検討・実施	実施
						6	スクールロイヤー導入	配置	配置	配置	配置
					評価指標	1	いじめの解消率（小学校）（%）	64.5	59.5	66.5	64.8
						2	いじめの解消率（中学校）（%）	61.2	62.6	63.2	66.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
41	9	3	学校施設の改築	学校施設整備担当課	活動量	1	水元小学校（全面改築）	建設工事竣工	建設工事	解体工事 外構工事	建設工事竣工 解体工事
						2	道上小学校（全面改築）	建設工事竣工	建設工事竣工	解体工事 外構工事	解体工事
						3	二上小学校（全面改築）	建設工事	建設工事	建設工事竣工	建設工事竣工
						4	宝木塚小学校（全面改築）	解体工事	解体工事	解体工事 建設工事	解体工事 建設工事
						5	常盤中学校（全面改築）	基本・実施設計 解体工事	実施設計 解体工事	解体工事 建設工事	解体工事 建設工事
						6	よつぎ小学校・四ツ木中学校（合築整備、全面改築）	基本・実施設計 解体工事	実施設計 解体工事	解体工事	実施設計 解体工事
						7	柴又小学校（全面改築） ※東柴又小学校・桜道中学校	構想・計画	構想・計画	構想・計画 基本設計	構想・計画 基本設計 解体工事
						8	木根川小学校・渋江小学校・中川中学校（合築整備、全面改築）	構想・計画 基本・実施設計	構想・計画 基本・実施設計	実施設計 解体工事	実施設計 解体工事
						9	小松南小学校（全面改築）	－	－	構想・計画	構想・計画
						10	本田小学校（全面改築）	－	－	－	－
					評価指標	1	改築した校数（校）	9	8	10	10
42	10	1	中学校部活動の地域移行	地域教育課	活動量	1	協議会の設置	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証
						2	1種目あたりの年間活動日数（日）	45	29	240	40
						3	部活動の在り方の方針の策定	検討	検討	検討	策定
					評価指標	1	地域クラブ活動の実施種目延べ数（種目）	9	7	9	9

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
43	11	1	学びの機会の充実	生涯学習課	活動量	1	かつしか区民大学講座数（講座）	130	132	135	128
						2	連携・協働する団体数（団体）	35	37	35	33
						3	団体支援事業数（事業）	3	3	3	3
						4	ポータルサイト「生涯学習チャンネル」の構築及び作成するコンテンツ数（累計）（コンテンツ）	6	6	6	6
					評価指標	1	受講者数（人）	7,250	7,759	8,300	7,820
						2	支援団体数（団体）	170	192	175	160
44	12	1	高齢者の健康づくりの推進	生涯スポーツ課	活動量	1	スポーツ指導員養成講習会				
							①専門科目（回）	3	3	3	3
							②共通科目（回）	1	1	1	1
						2	スポーツボランティア講習会（回）	2	1	2	1
						3	推奨スポーツの体験コーナー（回）	3	3	3	3
						4	体力テスト測定会				
							①大規模開催（回）	2	2	2	2
							②出前開催（回）	10	10	10	10
						5	ウォーキング・ランニング推進				
							①ウォーキング大会（回）	1	1	1	1
							②ウォーキング教室（回）	5	5	5	3
							③ランニング大会（回）	2	1	2	1
							④ランニング教室（回）	5	5	5	7
					評価指標	1	スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数（人）	400	283	430	305
						2	高齢者スポーツ事業（教室等）の参加者数（人）	8,817	8,274	8,913	6,597

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
45	12	1	障害者スポーツの推進	生涯スポーツ課	活動量	1	障害者スポーツ教室				
							①複数種目（回）	4	4	4	4
							②トランポリン（回）	20	20	20	20
						2	障害者水泳教室				
							①定期（回）	42	42	42	42
							②夏期短期（回）	4	0	4	0
						3	ボッチャ普及事業				
							①大会（回）	2	2	2	2
							②開放（回）	39	39	39	39
						4	フロアホッケー普及事業				
							①大会（回）	1	1	1	1
							②開放（回）	49	47	98	49
						5	障害者スポーツ指導員養成・活用　認定（人）	20	13	20	13
						6	ブラインドサッカー普及事業（回）	4	6	10	0
					評価指標	1	障害者スポーツ指導員の活動人数（人）	442	368	485	405
						2	障害者対象スポーツ事業の参加者総数（人）	2,358	4,362	2,376	3,913
46	12	1	区民健康スポーツ参加促進事業	生涯スポーツ課	活動量	1	区民健康スポーツ参加促進事業（事業）	41	35	41	38
						2	かつしかふれあいRUNフェスタ（回）	1	1	1	1
					評価指標	1	区民健康スポーツ参加促進事業総参加者数（人）	3,193	3,737	3,219	4,805
						2	かつしかふれあいRUNフェスタ総参加者数（人）	8,400	10,623	9,500	13,892

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
47	12	2	スポーツ施設の利用しやすい環境整備	生涯スポーツ課	活動量	1	奥戸総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場照明改修工事	工事	工事	工事	工事
						2	奥戸総合スポーツセンター体育館及び温水プール館外壁等改修工事	－	－	工事	－
						3	奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化工事	設計・工事	設計・工事	工事	工事
						4	奥戸総合スポーツセンター少年野球場等改修工事	工事・設計	工事・設計	工事	－
						5	葛飾にいじゅくみらい公園運動場改修工事	－	－	工事	設計
						6	人工芝充填材入替工事	－	－	－	－
						7	河川敷グラウンドトイレ改修工事	工事	－	工事・設計	工事・設計
					評価指標	1	スポーツ施設の利用者数（万人）	346.9	327.3	349.1	324.5
48	13	1	区民との協働による街づくりの推進	都市計画課	活動量	1	葛飾区都市計画マスタープランの周知	周知	周知	－	周知
						2	震災復興まちづくり模擬訓練の実施	実施	実施	実施	実施
						3	庁内復興事前準備（都市・住宅分野）	検討	検討	検討	検討
						4	団体等への活動支援	支援	支援	支援	支援
						5	区民等が主体の取組の支援に向けた仕組みづくり	制度検討	制度検討	制度改正	制度検討
						6	（仮称）葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定	検討	検討	検討・策定	検討・策定
					評価指標	1	震災復興まちづくり模擬訓練実施率（%）	57.8	57.8	63.1	68.4

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
49	13	2	新小岩駅周辺開発事業	新小岩街づくり担当課	活動量	1	北口地区の街づくり	街づくり検討	街づくり検討	街づくり検討	街づくり検討
						2	南口地区の街づくり				
							①市街地再開発事業	施設建築物等工事	施設建築物等工事	施設建築物等工事	施設建築物等工事
							②南口地区全体の街づくり	街づくり検討	街づくり検討	街づくり検討	街づくり検討
						3	駅周辺の基盤施設整備検討	基盤施設検討	基盤施設検討	基盤施設検討	基盤施設検討
						4	まちづくり組織への支援（エリアマネジメント含む）	まちづくり協議会への活動支援 エリアマネジメント推進支援・社会実験	まちづくり協議会への活動支援 エリアマネジメント推進支援・社会実験	まちづくり協議会への活動支援 エリアマネジメント推進支援	まちづくり協議会への活動支援 エリアマネジメント推進支援
50	13	2	金町駅周辺の街づくり	金町街づくり担当課	活動量	1	まちづくり組織への支援（エリアマネジメント含む）	エリアマネジメント推進支援	エリアマネジメント推進支援	エリアマネジメント推進支援	エリアマネジメント推進支援
						2	金町駅北口地区				
							①駅前広場、生活幹線道路の拡幅整備	計画検討 関係機関協議	関係機関協議	都市計画決定	計画検討 関係機関協議
							②JR金町駅改良及び西側架道橋拡充の検討	計画検討 関係機関協議	計画検討 関係機関協議	計画検討 関係機関協議	計画検討 関係機関協議
							③東金町一丁目西地区市街地再開発事業の推進	Ⅰ期工事	Ⅰ期工事	Ⅰ期工事竣工 既存建物解体工事着手	Ⅰ期工事竣工 既存建物解体工事着手
51	13	2	金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備	施設管理課、地域振興課、戸籍住民課、金町街づくり担当課	活動量	1	金町駅北口地区公共公益施設の整備	実施設計	実施設計	解体工事	解体工事
						2	バンケットホール整備	実施設計	実施設計	解体工事	解体工事
52	13	2	立石駅周辺地区再開発事業	立石駅北街づくり担当課、立石駅南街づくり担当課	活動量	1	北口地区	工事	工事	工事	工事
						2	南口東地区	権利変換計画作成	組合設立認可	権利変換計画認可	権利変換計画作成の検討
						3	南口西地区	組合設立に向けた協議等	組合設立に向けた協議等	本組合設立認可	組合設立に向けた協議等
						4	エリアマネジメント	組織化・地元調整	組織化検討・地元調整	組織化・地元調整	まちづくり組織設立・地元調整

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
53	13	2	立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備	施設管理課、総合庁舎推進担当課、総合庁舎技術担当課、地域振興課、政策企画課	活動量	1	新庁舎整備	検討	検討	基本レイアウト作成	基本レイアウト作成
						2	バンケットホール整備	検討	検討	検討	検討
						3	現庁舎敷地の活用	検討	検討	検討	検討
						4	立石駅周辺の公共施設のあり方見直し	検討	検討	検討	検討
						5	高架下用地の有効活用	検討	検討	検討	検討
54	13	2	高砂駅周辺の街づくり	高砂・鉄道立体担当課	活動量	1	まちづくり組織への支援	勉強会等	勉強会等	勉強会等	勉強会等
						2	駅周辺のまちづくりへの支援	準備会等	準備会等	準備会等	準備会等
						3	駅前広場、アクセス道路などの都市基盤整備	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続
						4	車庫移転等による大規模な土地利用転換	協議、検討	協議、検討	協議、検討	協議、検討
						5	まちづくりガイドプランの更新	検討	検討	検討	検討
55	13	3	青戸六・七丁目地区の街づくり	街づくり推進担当課	活動量	1	都市計画・地区計画に基づく街づくりの推進	関係機関との協議調整	関係機関との協議調整	関係機関との協議調整	関係機関との協議調整
						2	基盤整備の推進	－	－	都市計画手続	－
					評価指標	1	地域特性や地域の実情が活かされた街づくりが進められていると思う区民の割合（青戸）（%）	49.6	50.7	49.9	50.3
						2	地区計画等の公共用地整備率（%）	91.8	91.8	91.8	91.8

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
56	13	4	良質な住宅の確保	住環境整備課	活動量	1	マンションアドバイザー派遣制度利用件数（件）	3	1	4	1
						2	マンション維持管理等セミナー・個別相談会等（回）	2	2	3	2
						3	既存ストック再生型優良建築物等整備事業（件）	－	0	1	0
						4	マンション外観調査・管理状況調査（件）	10	13	20	20
						5	マンション管理士派遣（プラン作成・訪問合計件数）（件）	検討	0	実施	0
						6	優良集合住宅認定相談件数（件）	6	6	6	10
						7	高優賃からSN専用住宅への移行戸数（戸）	0	0	140	134
						8	SN専用住宅の確保戸数（戸）	2	1	3	2
					評価指標	1	管理計画認定を受けたマンション件数（棟）	10	14	10	26
						2	優良集合住宅申請件数（件）	1	2	1	0
57	13	4	空家等対策	住環境整備課	活動量	1	空家等の情報提供等を受け付け、解決に向けた対応を行う件数（件）	100	77	100	95
						2	管理状況確認通知書発送数（件）	50	63	50	105
						3	空き家適正管理助成事業（件）	10	0	10	1
						4	行政代執行または財産管理人選任申立（件）	2	4	2	7
						5	空き家等相談窓口　受付件数（件）	180	275	180	204
						6	相談会　開催回数（回）	7	7	7	7
					評価指標	1	空家等の相談等を解決した割合（%）	85.0	77.0	85.0	79.0

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
58	14	1	東立石地区の街づくり	密集地域整備担当課	活動量	1	道路等用地取得(㎡)	－	0	273	297
						2	道路等整備	工事 571㎡	工事 624㎡	工事 237㎡	工事 301㎡
						3	不燃化助成(建替え)(件)	1	0	4	1
						4	不燃化助成(除却)(件)	4	3	7	6
					評価指標	1	不燃領域率(%)	62.3	61.1	63.5	未確定
59	14	1	堀切地区の街づくり	街づくり推進担当課、密集地域整備担当課、道路管理課	活動量	1	道路等用地取得(㎡)	230	173	135	28
						2	道路等整備	工事	工事 65㎡	工事	工事 19㎡
						3	不燃化助成(建替え)(件)	9	5	9	8
						4	不燃化助成(除却)(件)	26	17	30	15
						5	橋梁架替事業を契機とした街づくりの検討	検討・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議
						6	まちづくり組織への支援	支援	支援	支援	支援
						7	東京都と連携した歩行環境改善の検討	関係者調整・協議	関係者調整・協議	関係者調整・協議 基本設計	関係者調整・協議
					評価指標	1	不燃領域率(%)	61.9	59.8	63.5	未確定
60	14	1	西新小岩五丁目地区の街づくり	街づくり推進担当課、密集地域整備担当課	活動量	1	防災生活道路の拡幅整備	事業着手	事業着手	用地取得	用地取得
						2	防災街区整備地区計画の都市計画決定	都市計画決定	都市計画決定	－	－
					評価指標	1	不燃領域率(%)	46.0	47.6	47.1	未確定

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
61	14	1	民間建築物耐震診断・改修事業	建築課	活動量	1	耐震診断（件）	320	294	400	279
						2	耐震設計（件）	3	0	5	1
						3	耐震改修（件）	5	0	5	0
						4	建替え（件）	130	49	150	35
						5	除却（件）	150	177	190	155
						6	補強設計・耐震改修（件）	10	18	15	11
						7	耐震シェルター等設置（件）	0	0	3	0
						8	耐震診断≪新耐震≫（件）	17	20	30	5
						9	補強設計・耐震改修≪新耐震≫（件）	5	7	20	5
					評価指標	1	助成件数【耐震設計、補強設計・耐震改修、耐震改修、建替え、除却、耐震シェルター等】（累計）（件）	4,190	4,071	4,558	4,273
						2	助成件数【補強設計・耐震改修】（累計）≪新耐震≫（件）	5	7	25	12
62	14	1	地盤の液状化対策	建築課	活動量	1	窓口相談の実施	実施	実施	実施	実施
						2	液状化対策等の説明会実施（回）	10	10	10	20
						3	地盤調査費助成（件）	11	3	15	3
						4	液状化対策費助成（件）	2	1	10	2
						5	地盤の液状化判定調査業務委託（件）	5	2	15	8
					評価指標	1	地盤調査費助成・地盤の液状化判定調査業務委託（累計）（件）	97	79	127	90
						2	液状化対策費助成（累計）（件）	17	16	27	18

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
63	14	2	災害対策本部運営の強化	危機管理課、地域防災担当課	活動量	1	総合防災訓練の実施	実施	実施	実施	実施
						2	防災事業のDX化	検討	検討	実施（導入）	実施（導入）
						3	備蓄倉庫の備蓄品目の見直し	実施	実施	実施	実施
						4	備蓄倉庫の整理、管理の継続	整理	整理	整理	整理
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5
64	14	2	水害対策の強化	危機管理課、調整課、都市計画課	活動量	1	出前講座や地域ごとの説明会、地域別地域防災会議等の実施	実施	実施	実施	実施
						2	浸水対応型市街地構想の実現方策の検討、実施	実施	実施	実施	実施
						3	荒川橋梁部水害対策	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5
						2	災害に備えて家庭内での対策を行っていると思う区民の割合（%）	56.6	57.6	56.7	57.6
65	14	2	受援体制の強化	運用訓練担当課、危機管理課	活動量	1	受援業務別訓練（回）	2	1	3	1
						2	都、他自治体等と連携した連絡会、訓練（回）	2	2	3	3
						3	民間協定団体との連絡会、訓練（回）	2	2	3	1
						4	協定の締結	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5
66	14	2	女性視点の防災対策推進	危機管理課	活動量	1	女性のための防災対策等検討委員会開催回数（回）	1	1	1	1
						2	防災講座開催回数（回）	1	1	1	1
						3	乳幼児と母親のための母子支援防災講座開催回数（回）	1	1	1	1
					評価指標	1	女性のための防災対策等検討委員会開催回数（回）	1	1	1	1
						2	防災講座参加者数（人）	100	60	100	61

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
67	14	2	避難行動要支援者対策等の充実	災害要配慮者支援担当課、危機管理課、地域防災担当課、保健予防課、子育て政策課	活動量	1	個別避難計画の見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新
						2	在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成者件数（件）	43	38	46	39
						3	妊産婦・乳児避難所の仕組みづくり	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
						4	地域別地域防災会議などによる避難の仕組みづくりの支援	実施	実施	実施	実施
						5	福祉避難所の充実	実施	実施	実施	実施
						6	在宅人工呼吸器使用者への非常用電源及び蓄電池等支援者数（件）	37	35	40	40
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5
68	14	2	災害医療体制の強化	地域保健課	活動量	1	災害医療救護計画の見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し
						2	緊急医療救護所の開設・運営訓練の実施（回）	5	5	5	4
						3	緊急医療救護所医療従事スタッフの新規登録（人）	128	137	138	145
						4	水害時における病院業務継続計画（BCP）策定支援（件）	1	1	1	1
						5	水害時における病院業務継続計画（BCP）訓練（件）	1	1	1	1
						6	災害医療ブロック体制における、医療資器材及び医薬品の備蓄	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し
						7	災害医療ブロック体制における、情報連絡体制の構築	検討	実施・見直し	検討・実施	実施・見直し
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
69	14	3	地域防災の連携・強化	地域防災担当課	活動量	1	学校避難所運営会議の開催	開催	開催	開催	開催
						2	学校避難所運営訓練の実施（校）	40	42	40	34
						3	地域防災会議の開催（地区）	2	1	2	2
						4	地域防災連携の構築及び普及	構築・普及	構築・普及	構築・普及	構築・普及
					評価指標	1	学校避難所運営訓練を実施した学校数（校）	40	63	40	54
						2	防災に係わる訓練や講座等に参加している区民の割合（%）	17.2	19.3	17.3	20.0
70	14	3	防災の意識啓発	地域防災担当課	活動量	1	防災講演会・ワークショップ （回）	40	48	40	52
						2	若年層向け防災啓発キャラバン（か所）	76	80	76	96
						3	防災活動団体への助成（団体）	1	1	1	1
					評価指標	1	災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合（%）	56.6	58.5	56.7	57.6
71	14	3	防災活動拠点の整備・更新	地域防災担当課	活動量	1	（仮称）東金町七丁目公園（新設）	工事・竣工	工事・竣工	－	－
						2	白鳥四丁目公園（改修）	工事・竣工	工事	－	工事・竣工
						3	白鳥北公園（改修）	実施設計	－	実施設計	－
						4	（仮称）新小岩一丁目公園（新設）	基本設計	基本設計	用地取得・実施設計	用地取得・実施設計
						5	高砂南児童遊園（拡張）	－	－	基本設計	基本設計
						6	宝町公園（拡張）	－	－	－	－
						7	防災活動拠点の設備更新	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	防災活動拠点数（累計）（か所）	38	37	38	38
						2	防災活動拠点での訓練実施数（累計）（か所）	38	21	38	23

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
72	14	3	学校避難所の防災機能の強化	地域防災担当課	活動量	1	マンホールトイレの整備（校）	－	－	－	－
						2	マンホールトイレ用井戸の整備（校）	7	7	5	5
					評価指標	1	マンホールトイレ設置率（%） （設計数/77校）	96.1	96.1	96.1	96.1
						2	マンホールトイレ用井戸設置率（%） （設置数/77校）	39.0	39.0	45.5	45.5
73	14	3	災害時協力井戸設置助成	地域防災担当課	活動量	1	井戸の整備助成（施設）	2	2	2	1
					評価指標	1	井戸の設置助成数（累計）（施設）	7	7	9	8
74	14	4	地域安全活動支援事業	生活安全担当課	活動量	1	地域安全活動費助成（団体）	25	16	25	19
						2	防犯設備整備費助成（団体）	27	32	27	49
						3	地域安全活動連絡会の開催（回）	2	2	2	2
						4	防犯講習会の実施（回）	1	1	1	1
						5	防犯講話（回）	30	46	30	31
						6	パネル展示の実施（回）	1	1	1	1
						7	自転車盗難防止キャンペーン（回）	12	10	12	12
						8	自転車盗難・特殊詐欺等の予防活動	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	防犯対策をしている区民の割合（%）	54.0	52.0	55.0	54.0
75	14	5	消費者対策推進事業	産業経済課	活動量	1	消費者教育の実施参加者数（人）	2,600	1,968	2,600	2,057
						2	消費生活展の開催来場者数（人）	8,400	3,500	8,400	2,400
						3	消費生活相談件数（件）	3,000	3,722	3,000	4,204
					評価指標	1	最近1年間で消費者被害にあったことのない区民の割合（%）	96.2	94.3	96.3	93.0

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
76	15	1	都市計画道路の整備	道路建設課	活動量	1	区画街路4号線（四つ木地区）（四つ木東地区）（四つ木西地区）	用地取得・予備設計	用地取得・予備設計	用地取得・予備設計	用地取得・予備設計
						2	区画街路6号線	用地取得	用地取得	用地取得	用地取得
						3	補助138・261号線（南水元西地区）	用地取得・事業認可取得準備	用地取得・事業認可取得準備	用地取得・予備設計・事業認可取得	用地取得・事業認可取得準備
						4	補助261号線（南水元地区）	工事	工事	詳細設計・工事	詳細設計
						5	補助264号線（細田西地区）（環状7号線付近地区）	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事
						6	補助274号線（立石地区）	予備設計	予備設計	予備設計	予備設計
						7	補助276・279号線（隅田橋地区）	詳細設計・工事	詳細設計・工事	工事	工事
						8	補助276号線（一口橋南地区）（細田北地区）	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事
						9	補助279号線（高砂地区）	用地取得	用地取得	用地取得	用地取得
						10	補助284号線（東新小岩南地区）（東新小岩北地区）	工事	工事	工事	工事
					評価指標	1	都市計画道路（区施行路線）整備率（%）	66.5	66.6	67.4	66.6
77	15	1	無電柱化の推進	道路建設課	活動量	1	葛・新19・20号線（亀有四丁目、道上小付近）計画延長228m、幅員6m	工事	工事	工事	工事
						2	区道172号線（堀切一丁目、綾南小付近）計画延長210m、幅員11m	工事	工事	工事	詳細設計・工事
						3	葛104号ほか（京成金町線柴又駅付近）計画延長115m、幅員3.6～7.2m	関係機関協議	関係機関協議	工事	工事
78	15	1	新中川橋梁架替事業	道路補修課	活動量	1	八剱橋 設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事
						2	細田橋 調査・設計	調査	調査	設計	調査
					評価指標	1	進捗率（%）（上段：八剱橋　下段：細田橋）	76.5 2.5	71.4 2.0	90.8 3.6	82.2 2.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
79	15	1	京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業	立石駅北街づくり担当課、政策企画課、施設管理課	活動量	1	高架化工事 事業延長2.2km	高架化工事	高架化工事	高架化工事	高架化工事
						2	高架下用地の有効活用	検討	検討	検討	検討
80	15	1	京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進	高砂・鉄道立体担当課	活動量	1	京成本線(高砂駅～江戸川駅付近)の鉄道立体化に向けた合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催
						2	連続立体交差事業の実現に向けた関係機関との協議、調整及び都市計画手続き	協議、調整及び手続	協議、調整及び手続	協議、調整及び手続	協議、調整及び手続
						3	交通ネットワークの検討	検討、関係機関協議	検討、関係機関協議	検討、関係機関協議	検討、関係機関協議
81	15	2	自転車利用環境の整備推進事業	交通政策課、道路補修課	活動量	1	自転車通行空間の確保整備延長(km)	2	3	2	3
						2	シェアサイクルの普及	社会実験	社会実験	社会実験	社会実験
						3	自転車保険の加入促進	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発
						4	葛飾区交通安全計画の改定	－	－	改定	改定検討
					評価指標	1	区内の交通事故発生件数(件)	511	743	511	950
82	15	2	自転車駐車場整備事業	交通政策課	活動量	1	新小岩駅周辺				
							①西井堀第一自転車駐車場	検討	検討	設計	検討
							②新小岩駅北口自転車駐車場	検討	検討	－	検討
						2	金町駅周辺				
							①東金町一丁目西地区(再開発事業関連)	整備工事	整備工事	整備工事 供用開始	整備工事 供用開始
							②金町駅北口(東側)自転車駐車場	－	－	改修工事	検討
							③金町駅北口(東金町側)自転車駐車場	－	－	－	－
							④金町駅北口(西側)自転車駐車場	－	－	－	－
					評価指標	1	自転車駐車場収容台数(台)	27,300	27,325	27,518	25,721
						2	自転車放置率(%)	3.0	3.9	2.8	3.4

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
83	15	3	新金線の旅客化	新交通推進担当課	活動量	1	旅客化に向けた調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討
						2	旅客化に向けた関係機関との協議、調整	関係機関協議	関係機関協議	関係機関協議	関係機関協議
						3	検討委員会・幹事会の開催	検討委員会・幹事会	検討委員会・幹事会	検討委員会・幹事会	方針検討会
						4	設計・工事	－	－	先行整備区間基本設計	概略設計
84	15	3	地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業	交通政策課	活動量	1	調査研究、関係機関協議	調査研究 関係機関協議	調査研究 関係機関協議	調査研究 関係機関協議	調査研究 関係機関協議
						2	関係自治体等との連携強化	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化
85	15	3	バス交通の充実	交通政策課	活動量	1	循環バス等の導入				
							①細田循環バス	補助・運行検証	補助・運行検証	補助・運行検証	補助・運行検証
							②その他新規路線　既存路線の再編	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討
						2	地域主体交通の導入	地域主体交通実証運行	地域主体交通実証運行	地域主体交通運行	地域主体交通運行
						3	サイクル＆バスライドの整備（か所）	2	2	2	2
						4	利便施設整備の支援（か所）	15	1	15	3
						5	交通の新技術活用の検討	MaaS等導入検討	MaaS等導入検討	MaaS等導入検討	MaaS等導入検討
					評価指標	1	区内の交通の便が良いと思う区民の割合（%）	55.1	54.9	55.6	51.9
86	16	1	特色のある公園の整備	公園課	活動量	1	柴又公園（拡張）	実施設計・工事	実施設計・工事	実施設計工事・完成	実施設計・工事
						2	新小岩公園（再整備）	基本修正設計	土壌汚染調査	実施設計	土壌汚染調査
						3	葛飾あらかわ水辺公園（再整備）	調査検討	検討	基本計画	実施設計工事
						4	曳舟川親水公園（改修）	実施設計工事	実施設計工事	調査・基本設計・工事	工事
						5	新宿交通公園（再整備）	基本設計	実施計画	基本設計	実施計画

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
87	16	1	地域の身近な公園の整備	公園課	活動量	1	(仮称)東金町七丁目公園(新設)(防災活動拠点)	工事・完成	工事・完成	－	－
						2	白鳥四丁目公園(改修) (防災活動拠点)	工事・完成	工事	－	工事・完成
						3	南綾瀬中央公園(拡張) (防災活動拠点)	工事・完成	工事・完成	－	－
						4	白鳥北公園(改修) (防災活動拠点)	実施設計	－	実施設計	－
						5	(仮称)新小岩一丁目公園(新設) (防災活動拠点)	基本設計	基本設計	用地取得 実施設計	用地取得 実施設計
						6	高砂南児童遊園(拡張) (防災活動拠点)	－	－	基本設計	基本設計
						7	宝町公園(拡張) (防災活動拠点)	－	－	－	－
						8	住区基幹公園(1園)	－	－	－	－
88	16	2	河川環境改善事業	公園課	活動量	1	水質浄化施設等の改修	調査・実施設計 電気設備工事	調査・実施設計 電気設備工事	調査・実施設計 撤去・更新工事	調査・実施設計 撤去・更新工事
						2	水生植物(ヒシ類等)の刈取り	刈取り・処分	刈取り・処分	刈取り・処分	刈取り・処分
						3	特定外来生物等の防除	防除	防除	防除	防除
						4	水環境モニタリング調査	調査	調査	調査	調査

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
89	16	2	川を活かした街づくり	かわまちづくり担当課、公園課	活動量		中川親水テラス整備				
						1	①照明設備設置	工事	工事	実施設計・工事	実施設計・工事
							②緑道公園改修	関係機関との調整	関係機関との調整	関係機関との調整	関係機関との調整
						2	新中川通水記念公園（再整備）	関係機関調整	関係機関調整	関係機関協議	関係機関調整
						3	中川かわまちづくり事業	計画 設計	計画 設計	設計 工事	設計 工事
						4	柴又公園（拡張）	実施設計 工事	実施設計 工事	実施設計 工事・完成	実施設計 工事
						5	新小岩公園（再整備）	基本修正 設計	土壌汚染調査	実施設計	土壌汚染調査
						6	葛飾あらかわ水辺公園（再整備）	調査検討	検討	基本計画	実施設計 工事
90	17	1	区民の環境行動推進	環境課	活動量		かつしかエコ助成金制度による推進				
						1	①電気自動車等（件）	120	230	120	278
							②V2H（件）	15	16	20	8
							③高断熱住宅（件）	40	132	60	169
							④太陽光発電設置義務化を踏まえた検討、対応	検討	検討	対応	検討
						2	地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー利用拡大の取組	検討・調整	検討	実施	検討
						3	環境学習教室やイベントの開催	実施	実施	実施	実施
						4	水素エネルギー利活用の推進（水素ステーションなど）	検討	検討	検討	検討
						5	森林を軸とした地域間交流（自然体験ツアーなど）	検討・試行	検討	実施	実施
					評価指標	1	区内の家庭におけるCO_2排出量（1,000トン-CO_2）	475	469.5 （見込値）	454	445 （見込値）

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
91	17	1	事業者の環境行動推進	環境課	活動量	1	エコ助成金制度による推進				
							①電気自動車等（件）	10	35	10	55
							②V2H（件）	10	0	10	0
							③環境経営クラウドサービス（件）	10	2	10	1
						2	金融機関との連携による脱炭素経営支援	実施	実施	実施	実施
						3	電力リバースオークション「エネオク」による再生可能エネルギー電力の普及	実施	実施	実施	実施
						4	環境マネジメントシステム認証取得の支援	実施	実施	実施	実施
						5	地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー利用拡大の取組	検討・調整	検討	実施	検討
						6	工場等における脱炭素型施設整備への支援	調整・制度設計	検討	実施	検討
						7	普及啓発セミナー等の実施	実施	実施	実施	実施
						8	葛飾清掃工場のCO2の貯留（CCS）・有効利用（CCUS）に向けた研究	研究	研究	研究	研究
					評価指標	1	区内事業所におけるCO2排出量（1,000トン-CO2）	632	581（見込値）	606	555（見込値）
92	17	1	区の環境行動推進	環境課	活動量	1	公共施設における省エネ改修の実施	実施	実施	実施	実施
						2	公共施設の新築・改築時におけるZEB標準化	実施	実施	実施	実施
						3	公共施設への太陽光発電設置の推進	実施	実施	実施	実施
						4	電力調達に係る再生可能エネルギー利用割合拡大に向けた取組	拡大実施	実施	拡大	実施
						5	庁用車のZEV化　EV車、FCVへの転換（台）	22	22	7	1
						6	地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー利用拡大の取組	検討・調整	検討	実施	検討
						7	地域間連携による森林整備事業	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	区有施設における温室効果ガス排出量（トン-CO2）	20,640	23,584	19,687	23,189
						2	区有施設におけるエネルギー消費量（原油換算値：kl）	12,418	12,307	12,034	12,664

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
93	17	2	緑と花のまちづくり事業	みどりと花のフェア担当課	活動量	1	花いっぱい協議会活動の推進	活動継続	活動継続	活動継続	活動継続
						2	活動団体への補助（件）	68	66	71	65
						3	緑花生活用花材の配付	実施	実施	実施	実施
						4	緑花生活講習会の開催	実施	実施	実施	実施
						5	花情報の発信（花いっぱいホームページ・情報紙）	ホームページ実施	実施	ホームページ実施	実施
						6	花いっぱいレポーターの育成・取材活動支援	実施	実施	実施	実施
						7	花壇コンクール・ガーデニングコンクール等の開催	一部実施 その他検討	一部実施 その他検討	一部実施 その他検討	一部実施 その他検討
						8	花いっぱいアドバイザーの導入	検討	検討	検討	検討
						9	フラワーイベントの開催	実施	実施	実施	実施
						10	区民との新たな協働の仕組みの導入	検討	検討	検討	検討
						11	まちかどマイガーデンの開催	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
					評価指標	1	緑と花のまちづくり推進事業に係る植栽面積合計（㎡）	3,118	3,070	3,192	3,063
						2	緑と花の豊かさを感じる区民の割合（%）	67.9	70.9	68.4	68.7
94	17	2	「（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか」の開催	みどりと花のフェア担当課	活動量	1	（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか	基本計画・実施計画策定	基本計画策定・実施計画検討	プレイベント開催	実施計画策定・プレイベント開催
						2	（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか実行委員会設置・開催	委員会設置・開催	－	委員会開催	委員会設置・開催
						3	全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会設置・開催	－	－	委員会設置・開催	委員会設置・開催
						4	核となる会場（公園等）整備	設計	設計	整備工事	整備工事
					評価指標	1	来場者数（千人）	－	－	－	－

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
95	17	3	生物多様性の保全	環境課	活動量	1	第2次生物多様性かつしか戦略及び実行計画	実施・推進	実施・推進	実施・推進	実施・推進
						2	環境保全団体への支援（団体）	2	2	2	2
						3	水辺のふれあいルーム				
							①来館者数（人）	32,000	24,203	32,000	22,875
							②自然学習講座実施回数（回）	24	24	24	24
						4	自然環境学習の実施	実施	実施	実施	実施
						5	自然環境レポーター				
							①登録者数（人）	44	35	47	35
							②自然環境レポーター通信の発行（回）	4	4	4	4
						6	自然環境調査（モニタリング調査）の実施	実施	実施	実施	実施
						7	アライグマ・ハクビシン箱ワナ設置件数（件）	144	105	149	135
					評価指標	1	自然を大切にしている区民の割合（%）	73.1	72.4	74.1	73.0
						2	外来種の捕獲件数（件）	64	39	69	37

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
96	17	5	資源循環による環境負荷の低減促進	リサイクル清掃課、清掃事務所	活動量		プラスチックごみの削減				
						1	①テイクアウト用容器包装等プラスチックごみ削減の推進	検討	検討	モデル実施 本格実施に向け検討	検討
							②事業者との協働による使用量削減の推進	検討	検討	モデル実施 本格実施に向け検討	検討
						2	ボトルtoボトルによる水平リサイクルの推進	実施	実施	実施	実施
						3	プラスチックの代替素材の利用拡大に向けた普及啓発	実施	実施	実施	実施
						4	プラスチックに関する環境学習の実施	実施	実施	実施	実施
						5	燃やさないごみの資源化	品目拡大	品目拡大	実施	品目拡大
						6	粗大ごみの資源化	実施	実施	実施	実施
						7	布団類による水平リサイクルの推進	実施	実施	実施	実施
						8	製品プラスチックの資源化	一部先行実施	一部先行実施	実施	実施
						9	「繊維to繊維」の推進	実施	実施	実施	実施
						10	葛飾清掃工場のCO2の貯留（CCS）・有効利用（CCUS）に向けた研究	研究	研究	研究	研究
					評価指標	1	資源回収率（%）	24.1	23.7	25.2	23.4

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
97	17	5	かつしかルール推進事業	リサイクル清掃課	活動量	1	かつしかルール（生ごみ減量）の発信、食べきりレシピ本の作成、メニューコンテストの実施	レシピ本作成・配布 コンテスト実施	レシピ本作成・配布 コンテスト実施	レシピ本配布 コンテスト実施	レシピ本配布 コンテスト実施
						2	かつしかルール（雑紙の分別）の発信				
							①事業者向け環境学習	実施	実施	実施	実施
							②雑紙回収チャレンジ	実施	実施	実施	実施
						3	食品ロスの削減				
							①かつしか食べきり協力店登録数（店舗）（累計）	55	44	60	44
							②フードドライブ運動の推進（地域団体主催含む実施数）（回）	20	22	20	22
							③フードドライブ窓口の常設	実施	実施	実施	実施
							④食品ロス削減啓発ツール制作・活用	ツール制作・活用	ツール制作・活用	活用	活用
						4	かつしかルール追加（古布の分別）による資源循環の促進	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	区民1人1日当たりの区収集ごみ量（g/日）	461	440	452	432

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
98	18	1	葛飾ブランド創出支援事業	商工振興課	活動量	1	新規認定数（製品・技術）	8	7	5	5
						2	展示会・販売会の出展・開催数（回）	6	6	6	6
					評価指標	1	認定事業が自社の事業に効果があると考えている認定事業者の割合（%）	79.0	86.0	81.0	84.0
99	18	1	東京理科大学等との産学公連携推進事業	商工振興課	活動量	1	交流・啓発事業の実施回数（回）	4	4	4	4
					評価指標	1	交流・啓発事業の参加者数（人）	60	42	60	52
						2	東京理科大との産学連携補助金件数（件）	2	2	2	2
100	18	1	伝統産業販路拡大支援事業	商工振興課	活動量	1	助成件数（件）	3	3	3	2
						2	展示販売会の参加者数（人）	20	26	20	20
						3	EC販売の参加者数（人）	5	1	7	1
					評価指標	1	展示販売会で売上額が前年より向上している職人数（人）	3	9	4	8
						2	EC販売件数（件）	300	1	350	10
101	18	1	創業支援事業	産業経済課	活動量	1	融資実行件数（件）	70	69	70	69
						2	創業相談件数（件）	700	438	700	457
						3	創業塾受講者数（人）	200	229	200	189
						4	創業交流会開催回数（回）	7	5	7	4
						5	創業の機運を醸成するイベント等の開催・出展（回）	1	1	2	1
					評価指標	1	創業塾受講者のうち、実際に創業した件数（件）	80	57	80	68

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
102	18	1	新製品・新技術開発支援事業	産業経済課、商工振興課	活動量	1	新製品・新技術開発補助金の申請件数（件）	6	1	6	5
						2	新製品・新技術開発支援融資のあっせん件数（件）	8	5	8	2
					評価指標	1	新製品・新技術開発補助金の採択件数（件）	4	0	4	2
						2	新製品・新技術開発支援融資の実行件数（件）	6	3	6	1
103	18	2	事業承継支援事業	産業経済課	活動量	1	事業承継相談（件）	12	13	12	17
						2	事業承継関連融資のあっせん（件）	5	0	5	4
					評価指標	1	区の支援により事業承継した区内中小企業数（社）	2	0	3	4
104	18	2	区内中小企業デジタル化支援事業	産業経済課、商工振興課	活動量	1	IT導入専門相談等の実施件数（件）	60	129	100	155
						2	デジタル化伴走支援の実施事業者数（者）	4	10	5	1
					評価指標	1	デジタル導入補助金の採択件数（件）	10	34	12	57
105	18	3	農地保全支援事業	産業経済課	活動量	1	防災機能の強化のための整備（か所）	1	0	1	0
						2	地域や環境に配慮した基盤整備（か所）	2	0	1	2
						3	農地の創出整備（か所）	1	1	0	1
						4	農地保全の理解促進	0	0	1	1
						5	生産緑地看板の取替設置（か所）	50	50	50	49
					評価指標	1	区内農地面積の前年比減少率（%）	2.5	4.0	2.5	2.0

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
106	18	4	雇用支援事業	産業経済課	活動量	1	事業者訪問・相談件数（件）	1,640	1,677	1,650	1,783
						2	求人情報の収集求人（人）	2,496	2,641	2,512	3,158
						3	就職相談の実施相談件数（件）	1,944	1,617	2,016	1,913
						4	企業向けセミナー・就職支援セミナー・出張相談会の開催（回）	28	27	28	28
						5	若者と企業の交流イベント・企業見学会（回）	38	14	42	25
						6	就労支援相談窓口の一体化	検討	検討	運営	運営
					評価指標	1	雇用・就業マッチング率（%）	52.0	45.2	54.9	43.5
						2	雇用率（%）	24.0	18.8	26.0	16.8
107	18	4	区内産業人材育成支援事業	商工振興課	活動量	1	従業員への助成人数（人）	41	95	22	43
						2	事業主へ助成人数（人）	2	2	2	4
					評価指標	1	本制度を利用して資格を習得した人数（人）	43	97	24	47
108	19	1	寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル	観光課	活動量	1	「寅さん記念館」のリニューアル実施	実施	実施	－	－
						2	「山田洋次ミュージアム」のリニューアル実施	実施	実施	－	－
					評価指標	1	寅さん記念館・山田洋次ミュージアム入館者数（千人）	140	92	150	142
109	19	1	かつしか観光推進事業	観光課	活動量	1	キャラクター等を活かした観光まちづくり事業（事業）	5	5	5	5
						2	観光ルート開発事業（事業）	5	5	5	5
						3	フィルムコミッション事業（件）	95	56	100	79
						4	広域観光プロモーション事業（事業）	4	4	5	4
						5	産業観光振興事業（事業）	6	5	6	5
						6	観光経済調査実施（回）	－	－	実施	実施
					評価指標	1	多彩な観光資源が本区の魅力を高めていると思う区民の割合（%）	40.0	45.9	40.2	47.4
						2	観光イベントが区内に賑わいをもたらしていると思う区民の割合（%）	40.0	48.0	40.2	49.1

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
110	19	1	亀有・柴又地域観光拠点施設活用推進事業	観光課	活動量	1	【亀有】施設整備	工事・開設	工事・開設	－	－
						2	【亀有】(仮称)運営協議会の設置・運営	検討・設置	検討・設置	運営	運営
						3	【亀有】地域賑わい創出事業	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
						4	【柴又】建物改修	工事	工事	工事・開設	工事
						5	【柴又】地域賑わい創出事業	検討	検討	検討・実施	検討
					評価指標	1	多彩な観光資源が本区の魅力を高めていると思う区民の割合(%)	40.0	45.9	40.2	47.4
						2	観光イベントが区内に賑わいをもたらしていると思う区民の割合(%)	40.0	48.0	40.2	49.1
111	19	1	観光資源づくり事業	観光課	活動量	1	新資源創出事業	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
						2	観光大使事業	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	多彩な観光資源が葛飾区の魅力を高めていると思う区民の割合(%)	40.0	45.9	40.2	47.4
112	19	3	文化芸術創造のまちかつしか推進事業	文化国際課	活動量	1	かつしかオリジナル作品公募事業	1(舞台発表)	1(舞台発表)	1(作品募集)	1(作品募集)
						2	公募型文化芸術事業(地域コンサート)(事業)	12	7	12	6
						3	公募型文化芸術事業(アートイベント)(事業)	1	2	2	3
						4	かつしかデジタル美術館(展示作品数)	335	323	400	479
					評価指標	1	かつしかオリジナル作品公募事業及び公募型文化芸術事業の延べ区民参加者数(人)	37,000	37,574	38,100	31,764
						2	公募型文化芸術事業の参加者満足度(%)	79.0	85.9	79.5	83.1

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
113	19	3	文化財の保存及び活用	生涯学習課	活動量	1	地域文化遺産認定件数（件）	2	0	2	0
						2	文化財調査・活用方法	実施	実施	実施	実施
						3	葛飾柴又の文化的景観の保存・活用	実施	実施	実施	実施
						4	情報発信				
							①ホームページによる周知	実施	実施	実施	実施
							②文化財めぐり（回）	2	1	2	2
							③かつしかの文化財（回）	4	4	4	4
							④文化講座（講座）	2	1	2	1
						5	特別展・企画展の開催（回）	2	1	2	3
					評価指標	1	文化財めぐりの参加者数（人）	60	36	80	47
114	20	1	地域力向上支援	地域振興課	活動量	1	加入促進支援				
							①自治町会紹介チラシの発行（部）	15,000	6,829	15,000	7,106
							②自治町会加入促進リーフレットの配布（部）	24,000	2,610	24,000	5,476
						2	地域活動支援				
							①連携イベントの実施（町会数）	5	74	10	129
							②運営改善の実施（町会数）	20	1	30	3
							③地区まつり助成（団体数）	23	28	23	33
						3	自治町会支援体制の構築	基本検討	検討	詳細検討	実施
					評価指標	1	最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことのある区民の割合（%）	19.7	19.0	20.7	21.3
						2	自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠であると思う区民の割合（%）	66.4	59.8	67.4	62.8

別紙４

SDGｓ推進計画
SDGｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況

１　未来創出「地元」イノベーションプロジェクト

先進技術の進展や社会課題の多様化が進む中、区内企業の持続的な成長と地域経済の発展を図るため、産学公金の協働による新事業創出や持続可能な経営の仕組みづくりが必要です。

区はこれまで、東京理科大学等との連携を強化し、先進技術の共有や試作品開発（知的な筋力トレーニング装置等）に取り組んできました。また、事業者の経営安定や継続に向けて、ビジネスマッチングや専門家によるワンストップ相談の実施、省エネ対策や再生可能エネルギーの導入支援などを通じ、事業承継や環境経営への移行を進めてきました。

今後は、ＤＸを活用した業務効率化や生産性向上に向けた支援を更に充実させるとともに、産学公金連携による創業・スタートアップ支援を進めます。また、区内産業の販路拡大を図るとともに、リスキリングや人材確保・定着支援、働きやすい就労環境の整備を進めます。

こうして、区内事業者が新たなイノベーションを創出し、持続可能な経営を実現できる環境を整備していきます。

２　まるごと生活支援プロジェクト

8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、誰一人取り残さず地域で暮らしていけるよう、分野を超えた総合的な支援体制の構築が必要です。

区はこれまで、本人や世帯の困りごとをワンストップで受け止める「くらしのまるごと相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会や民生委員、学校、NPO、地域住民等と連携した「重層的支援体制整備事業」を展開してきました。対象者の自宅を訪問するアウトリーチや継続的なモニタリング、寄り添った伴走支援、地域の活動へつなぐ参加支援などを実施し、丁寧な相談支援を行ってきました。

今後は、くらしのまるごと相談課を中心に、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える本人や世帯に対し支援が行き届くよう、関係機関等の連携強化による対象者の掘り起こし、ニーズに応じた新たな支援策等の検討、地域団体等の活動支援などを進めます。また、福祉現場における ICT・DX の活用促進や、外国人を含めた福祉人材確保・定着支援を推進し、福祉サービスの安定した供給体制の確保を図ります。これらの取組を通じて、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていける支援の仕組みを構築していきます。

３　子どもの未来サポートプロジェクト

急速な社会的変化や子育て世帯の教育費負担が増大する中、全ての子どもの権利が保障され、切れ目のない支援により地域で健やかに育つ仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、「かつしか　こどものページ」や「こえポス」を活用して子どもの意見反映に取り組んできたほか、児童相談所を開設し、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと法

に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化してきました。また、学校給食費の完全無償化や修学旅行費等の支援、1 人 1 台のタブレット端末整備など、教育環境の充実を図ってきました。

今後も、ハード・ソフト両面の事業拡充で保護者の不安や孤立感を軽減し、子育て支援の視点を区政に反映させます。また、就学前教育や保育人材確保・定着支援により質の高い保育環境を実現するとともに、就学後も安全で多様な体験ができる放課後環境を整備します。さらに、授業と自学自習を連動させた個別学習支援や教員の働き方改革、学習センターの活用を進め、発達障害や不登校、外国にルーツのある児童生徒支援を推進します。

これらを通じ、子どもの最善の利益を尊重し、安心して学び育つ環境を整備します。

4　活き生き人生 100 年プロジェクト

人口減少や高齢化が進む中、デジタル技術やデータを活用し、誰もが取り残されることなく健康寿命を延伸できる仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、「かつしか健康チャレンジ事業」や健康アプリ「モンチャレ」の提供を通じ、区民の運動習慣定着や「かつしか PAY」連携による地域経済活性化を図ってきました。また、事業者向けの「葛飾区健康経営優良事業者認証制度」の活用や、男性の介護予防を促す「葛飾男塾」などの各種介護予防事業を展開し、感染症対応のデータベース化など保健分野の取組も進めてきました。

今後は、「モンチャレ」と地域活動・介護予防・スポーツ等を連携させ、医療・健診・国保データ等の分析及び事業効果の可視化と見直しを行い、エビデンス重視の施策立案につなげます。また、健康無関心層や働く世代（ミドル世代）への運動機会の提供や事業者の健康経営の促進などを推し進めるとともに、断熱住宅の普及促進など、住環境の向上も含めた総合的な健康基盤を構築していきます。

5　「ゼロエミッションかつしか」加速プロジェクト

令和 12 年のカーボンハーフや令和 32 年のカーボンニュートラル達成に向け、省エネ技術の導入推進やカーボンオフセット等の活用による持続可能な仕組みの構築が必要です。

区はこれまで区民や事業所における省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用を促進するため、かつしかエコ助成金により、区民・事業者の脱炭素化に向けた取組を支援してきました。また、公共施設への再生可能エネルギー由来の電力切替を実施したほか、連携協定自治体との交流、ごみの減量、製品プラスチック・古布等の資源回収強化を進めてきました。

今後は、区民や事業者の環境行動をより一層促進するため、技術革新や社会情勢の変化も踏まえながら助成制度を見直しつつ、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入・利用を区民生活に浸透させます。また、公共施設における再生可能エネルギーの導入や ZEB の標準化を着実に進め、区自らが率先して脱炭素化に取り組むことで区全体の機運醸成を図ります。さらに、CO2 の削減を推進するため、他自治体との連携による森林整備や間伐などの取組を通じて、森林が有する CO2 吸収機能の維持・向上に貢献するとともに、都市と森林をつなぐ環境交流を推進します。

ごみの発生抑制や資源回収の促進についても継続して取り組み、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向けた取組を進めていきます。

6　スマートムーブプロジェクト

移動需要の多様化やバス運転手不足（2024 年問題）への対応、脱炭素化の推進など交通環境が変化する中、環境負荷が少なく誰もが便利に移動できる仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、地下鉄 8・11 号線延伸やメトロセブン構想の推進をはじめ、細田循環バスの導入、乗合ワゴン「さくら」の運行、グリーンスローモビリティや小型車両活用デマンド交通の実証運行などを進めてきました。また、バス事業者への人材確保支援や、シェアサイクルの社会実験、交通安全啓発、令和 8 年 3 月の「葛飾区地域公共交通計画」策定に取り組んできました。

今後は、新交通システムの整備やバス交通をはじめとする地域交通の利便性の更なる向上を図るとともに、自動運転や MaaS などの先端技術の動向を注視しながら、多様な移動ニーズに対応した交通環境の充実を図ります。あわせて、安全な自転車活用を促進しながら、高齢社会や子育てに対応した、安全で快適に移動できるスマートな交通環境を整備していきます。

7　区民を守る防災未来プロジェクト

近年の大規模自然災害において、情報の錯綜により適切な支援が迅速に行き届かなかった教訓を踏まえ、デジタル技術等を活用して、災害情報を迅速かつ的確に把握・共有し、強靭な防災の仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、災害情報を一元管理・共有する「葛飾区総合防災情報システム」の導入や、防災ポータルサイト「かつラッパ」、河川カメラ画像の公開による迅速な情報提供を行ってきました。また、「浸水対応型市街地構想」に基づく学校避難所の停電・水害対策や民間建築物の整備促進、広域避難や在宅避難の周知に取り組んできました。

今後は、「葛飾区総合防災情報システム」を活用しながら、多様な主体が参加できる訓練機会の確保や備蓄品管理等の効率化を図ります。また、関係機関と連携しながら、個別避難計画の策定と災害時要配慮者支援の充実を図ります。さらに、地域の不燃化の推進、耐震改修、公共施設への太陽光・蓄電池や EV による電源確保、衛生的な災害用トイレ環境の管理など、総合的な防災対策を推し進めます。

これらの取組を通じて、デジタル技術を最大限に活用し、災害時においても命と暮らしを守り抜く強靭な防災都市葛飾を推進していきます。

別紙５

SDGs推進計画

各ゴール（指標）の目標値と実績値

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
1	生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数	人	25	18	27	26	44
	生活困窮者自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られた利用者数	人	212	147	130	161	248
	就労支援事業支援者数	人	349	172	205	193	660
	ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られたひとり親の世帯	世帯	55	55	65	66	76
2	区内に存続する農地面積	a	3,453	3,309	3,169	3,121	2,711
	区内に農地が必要と感じている区民の割合	%	63.2	61.2	62.5	63.9	71.8
	朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	%	92.9	91.8	91.0	91.3	99.1
	低栄養傾向の高齢者の割合	%	17.9	20.2	20.4	20.6	17.0
3	65歳健康寿命	歳	男：80.91 女：82.64 (令和２年度)	男:80.60 女:82.79	男:80.50 女:82.66	未確定	男：81.28 女：82.81
	健康づくりに取り組んでいる区民の割合	%	70.0	70.1	70.5	72.3	74.0
	健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合	%	79.1	81.5	80.2	82.5	80.0
	たばこを習慣的に吸っている区民の割合	%	23.4	22.5	17.4	17.6	12.2
	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合	%	51.9	54.0	52.2	58.4	57.5
	要介護・要支援を受けていない65歳以上の区民の割合	%	79.6	78.5	78.1	77.8	82.5

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
4	国語、算数・数学について区と全国の平均正答率の差 上段：小学校、下段：中学校	ポイント	1.1 -1.7 (令和４年度)	0.2 -1.2	-0.1 -1.3	0.6 0.7	3.0 0.0
	授業に満足している保護者の割合	%	71.1 (令和４年度)	71.3	71.4	71.1	80.0
	日頃から学習や習い事をしている区民の割合	%	28.6	32.3	31.9	35.4	30.2
	最近１年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合	%	26.7	27.4	28.7	28.1	35.0
5	男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合	%	43.9	47.7	51.9	57.0	50.2
	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる区民の割合	%	53.8	56.3	58.5	59.5	60.1
	ＤＶ被害者の相談窓口が行政にあることを知っている区民の割合	%	69.9	69.8	66.7	70.3	75.3
6	上下水道普及率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	災害時協力井戸設置助成事業における設置助成数	件	3	5	7	8	21
	学校避難所におけるマンホールトイレの設置数	校	69	74	74	74	77
7	区内のエネルギー消費量	TJ	14,971 (12.6%) (令和元年度)	14,557 (15.0%) (令和２年度)	14,402 (15.9%) (令和３年度)	14,037 (18.0%) (令和４年度)	11,993 (30.0%)
	区内の再生可能エネルギー導入量	ｋＷ	27,386	28,931	31,301	35,053	41,475
	省エネを心がけている区民の割合	%	83.3	83.5	81.8	84.2	94.2
8	区内産業人材育成支援事業を利用して通学・受講した従業員数	人	129	195	290	333	197
	雇用・就業マッチング支援事業で就職した就業者	人	255	356	316	300	370
	優良従業員表彰事業の勤続20年表彰を受彰した従業員数	人	21 (令和4年度)	162	61	35	25

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
9	産学連携講座等の交流・啓発事業の参加者数	人	36	43	42	52	60
	葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定製品・技術数	件	94	96	103	104	140
	創業塾受講者のうち、実際に創業した件数	件	32	60	57	68	60
	買い物や食事などで商店街を利用している区民の割合	%	66.1	66.1	65.8	66.0	78.5
10	日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合	%	58.6	56.9	54.7	58.5	72.1
	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合	%	35.3	34.5	37.2	41.7	43.3
	最近１年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合	%	39.9	48.1	52.9	58.1	55.0
	障害者就労支援センター登録者の就職定着率	%	82.1	61.9	67.5	68.8	84.0
11	住環境が良好だと思う区民の割合	%	61.3	60.8	63.4	64.6	67.0
	駅周辺が住み、働き、憩うことのできる、便利でにぎわいのある地域になっていると思う区民の割合	%	41.9	41.7	46.4	45.8	48.0
	区内の交通の便が良いと思う区民の割合	%	56.7	53.0	54.9	51.9	61.3
12	区民１人１日当たりの区収集ごみ量	g	492	449	440	432	425
	事業系ごみ年間総排出量	t	22,286	22,781	22,615	21,262	23,805
	資源回収率	%	23.4	23.6	23.7	23.4	27.0

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
13	区全域の温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比	%	-15.0 (令和元年度)	-15.7 (令和3年度)	-18.9 (令和4年度)	-26.1 (令和5年度)	-50.0
	区の事務事業による温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比	%	-24.9	-25.4	-25.7	-27.0	-50.0以上
	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合	%	36.0	34.0	34.3	39.5	50.0
14	環境基準（河川BOD）未達の水域数	か所	1	1	1	1 （見込み値）	0
15	区民１人当たりの公園面積	㎡	4.39 (令和４年度)	4.36	4.33	4.31	4.46
	自然を大切にする行動をしている区民の割合	%	71.4	72.7	72.4	73.0	85.0
	緑と花の豊かさを感じている区民の割合	%	65.5	68.7	70.9	68.7	69.8
16	犯罪発生件数	件	2,302	2,853	3,037	3,309	2,000
	非核平和に関心のある区民の割合	%	78.7	76.0	71.3	75.0	79.6
	児童虐待防止への取組が充実していると思う保護者の割合	%	22.8	22.6	24.0	27.5	31.8
17	町会加入率	%	56.9	54.1	53.2	50.3	64.0
	最近１年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことのある区民の割合	%	15.9	20.1	19.0	21.3	34.0
	自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠であると思う区民の割合	%	62.9	63.9	59.8	62.8	77.0
	日常生活においてＳＤＧｓを意識して生活している区民の割合	%	49.9	51.5	48.4	51.0	75.6

庶務報告　Ｎｏ．２
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

森永乳業株式会社東京工場跡地の整備に関する事業者からの報告内容等について

政策企画課

１　趣旨

森永乳業株式会社東京工場跡地の整備について、事業主である「葛飾特定目的会社（以下「事業主」という。）」から（仮称）葛飾区奥戸物流施設計画の今後の予定が示された。

また、本施設の操業開始後も引き続き、関係機関等と連携・協力しながら、地域との調和に配慮した施設運営に努めることについて、区から要望書を提出するため、報告するもの

２　事業主からの報告内容

資料１のとおり

３　区からの要望事項

これまで区及び近隣自治町会等から提出してきた要望事項について、本施設の操業開始後も引き続き誠実かつ適切に対応するよう、事業主に要望する。また、今後の地域説明会及び本施設の操業開始後に地域から寄せられる意見・要望についても、関係機関等と連携・協力しながら、本施設を運営する管理会社等において誠実かつ適切に対応するよう要望する（資料２のとおり）。

資料１　2026/9/2

事　　業　　主：葛 飾 特 定 目 的 会 社
計画業務受託者：株 式 会 社 Ｆ ・Ｅ ・Ｃ
企 画 設 計：ラン株式会社一級建築士事務所

（仮称）葛飾区奥戸物流施設計画について（報告）

1　施設について
⑴　施設名称　：CBRE IM 葛飾
⑵　竣工日　　：2026 年 9 月 30 日
⑶　施設概要　：別添 1 のとおり
⑷　稼働時期　：倉庫棟 1 階テナントが本年 11 月から稼働開始予定

2　地域貢献棟について
⑴　地域貢献施設の名称：「オクド BASE」
⑵　運営方法等　　：1 階 防災備蓄倉庫
2 階 OkuDoor(別添 2「OkuDoor の案内ちらし」のとおり。
※利用方法等の詳細は調整中です。

3　竣工後の問合せ窓口について
⑴　管理会社　　：PM（プロパティマネジメント会社)：ジョーンズ ラング ラサール株式会社
：BM（ビルメンテナンス会社）株式会社ビケンテクノ
※なお、各種問い合わせ等については、現地「防災センター」において対応を行う予定である。
9/2 現在、電話番号未決定(番号取得後、Google マップ等に掲載して周知予定)

4　交通影響評価・安全対策について
別添 3　2026 年 10 月付「車両運行計画及び入出庫開口部における安全対策について」のとおり
※最終的な交通量計画は当初計画から変わる見込みはありません。

5　地域への周知について
・奥戸連合町会、計画地近傍近隣住民(奥戸 1・2 丁目)、南奥戸小学校を対象に地域説明会を実施する。（10 月内を予定）別添 4 説明会周知文案 参照
・上小松町会・上小松小学校等の関係者に対しては、地域説明会終了後の日程にて、調整の上、説明を実施する。

以上

別添１

2026年10月

（仮称）葛飾区奥戸物流施設計画

１ プロジェクト概要

事業所在地：　東京都葛飾区奥戸1丁目29他（森永乳業工場跡地）
工事期間（予定）：　2024年11月～2026年9月[工事完了]
事業区域の面積：　69,044.53㎡

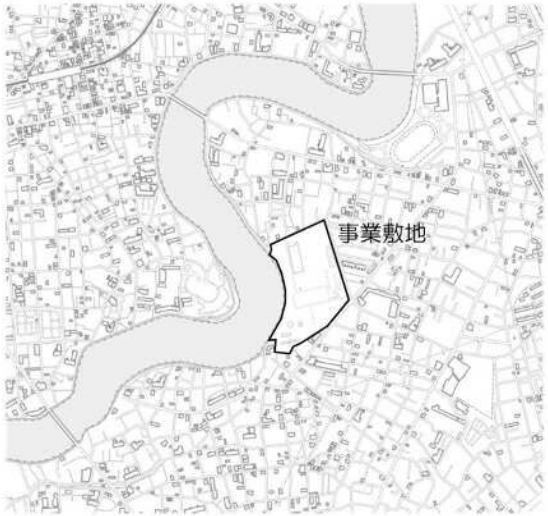
２ 建築概要

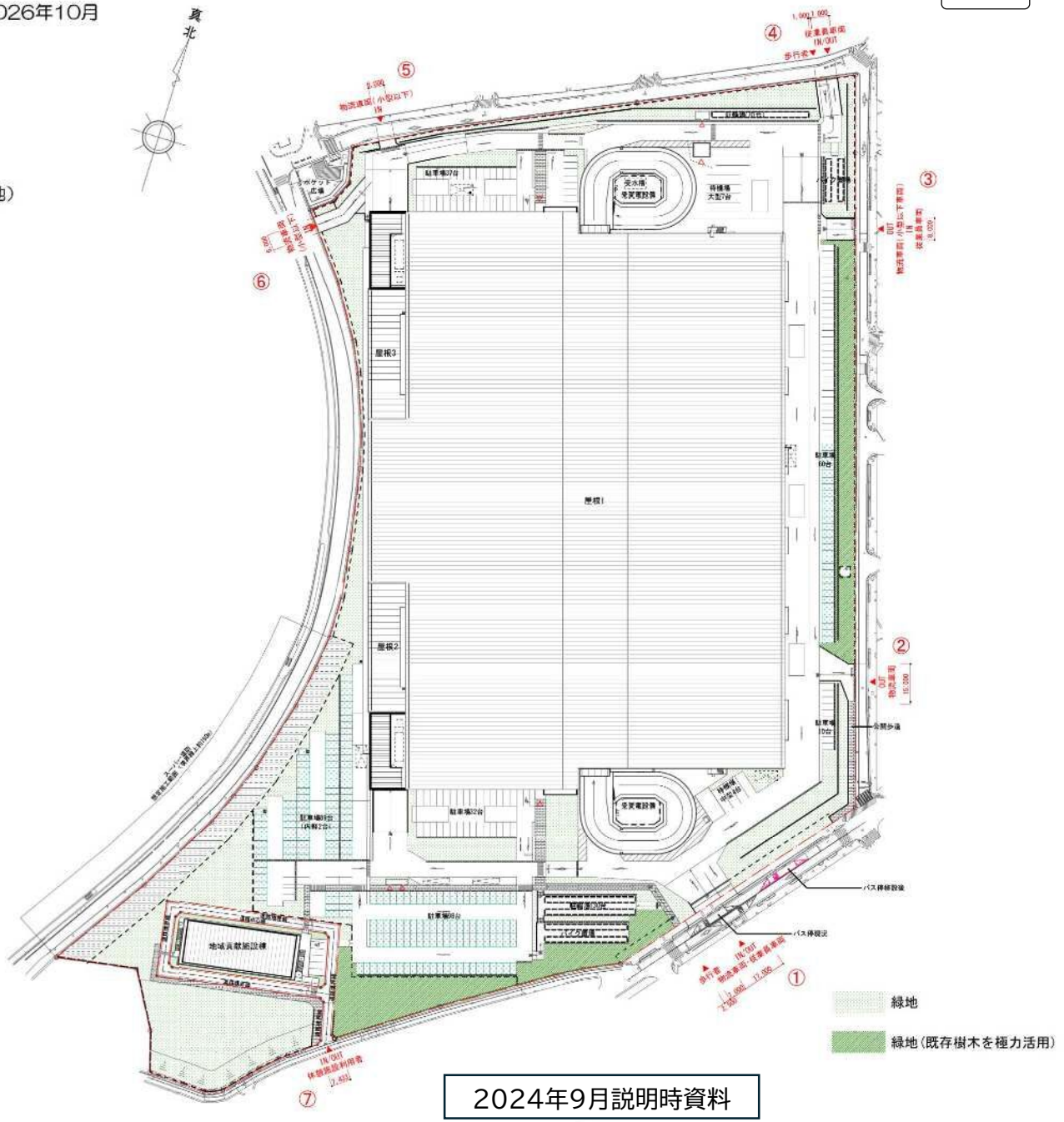
【倉庫棟】

用途：　倉庫業を営む倉庫（マルチテナント型）
延べ面積：　167,016.40㎡
建築面積：　35,784.32㎡
階数：　地上5階
構造：　鉄骨造
最高高さ：　35.86m

【地域貢献施設棟】

用途：　飲食店・防災備蓄倉庫　等
延べ面積：　998.78㎡
建築面積：　776.32㎡
階数：　地上2階
構造：　鉄骨造
最高高さ：　9.08m





2024年9月説明時資料

配置図

別添2

Open the Door, smiles are always in full bloom
ドアを開けると、いつもそこには笑顔が咲きほこる

OkuDoor

オ ク ド ア



食べる・働く・学ぶ・つながる
地域のみんなでつくる笑顔あふれる拠点

地域の人たちが気軽に集い、交流し、新しいアイデアが生まれるコミュニティ拠点です。
OkuDoorは、今までの歴史を大切にしながら未来への時を刻む空間と
豊かな心をはぐくむ場所を、地域の方と共に創っていくという想いを込めた名称です。

OkuDoorでできること

食べる
たべるラボ・カフェラウンジ



地域の食材を活かしたおいしいごはんやドリンクを楽しめます。

働く
はたらくラボ



コワーキングや会議室をご用意。リモートワークや打ち合わせに利用いただけます。

学ぶ
ワークショップ・セミナー



子どもから大人まで学べるワークショップやセミナーを開催します。

つながる
イベントスペース



地域のイベントや交流会など、人と人がつながる場になります。

1F OkuDoor

・ひろば
地域のイベントやマルシェなどを開催する開放的な場所



2F OkuDoor

・たべるラボ
・はたらくラボ
・テラス
・カフェラウンジ
・イベントスペース





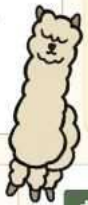
どなたでもお気軽にご利用いただけます！
☑ ご家族で ☑ お子さま連れで ☑ 学生さんも ☑ お仕事帰りに ☑ イベント参加も大歓迎！

施設のご案内



CBRE IM 葛飾 オクドBASE 内

名称　：OkuDoor（オクドア）
住所　：東京都葛飾区奥戸 1-23-1
開業予定日：2026年11月10日
営業時間：10時～16時（調整中）



OkuDoorが目指すこと

- 地域の人たちが交流する場所づくり
- 奥戸の人が親しみを持ってくれる場所づくり
- 地域と人の歴史を刻む場所づくり
- 奥戸ブランド作りの拠点
- 葛飾企業の事業が繁栄するイベント開催

を通じて地域の方の笑顔作りをしていきます。

参加無料
一部有料コンテンツあり

オープニングイベント開催予定！

2026年11月15日（日） 10:00～16:00


移動動物園


キッチンカー


ワークショップ


倉庫棟ツアー


OkuDoorツアー

楽しい企画が盛りだくさん！ みなさまのご来場をお待ちしています！

※内容は変更になる場合があります。

お問合せ



OkuDoor ／オクドア
東京都葛飾区奥戸１－２３－１
info@okudoor.com
03-5654-9102 / 090-5512-7335
https://www.okudoor.com（開設準備中）



会社案内につきましてはQRコードより詳細をご覧ください。

別添3

2026年10月

車両運行計画及び入出庫開口部における安全対策について

1 車両運行計画、交通影響評価

(1) 本計画施設を利用する車両総台数の設定

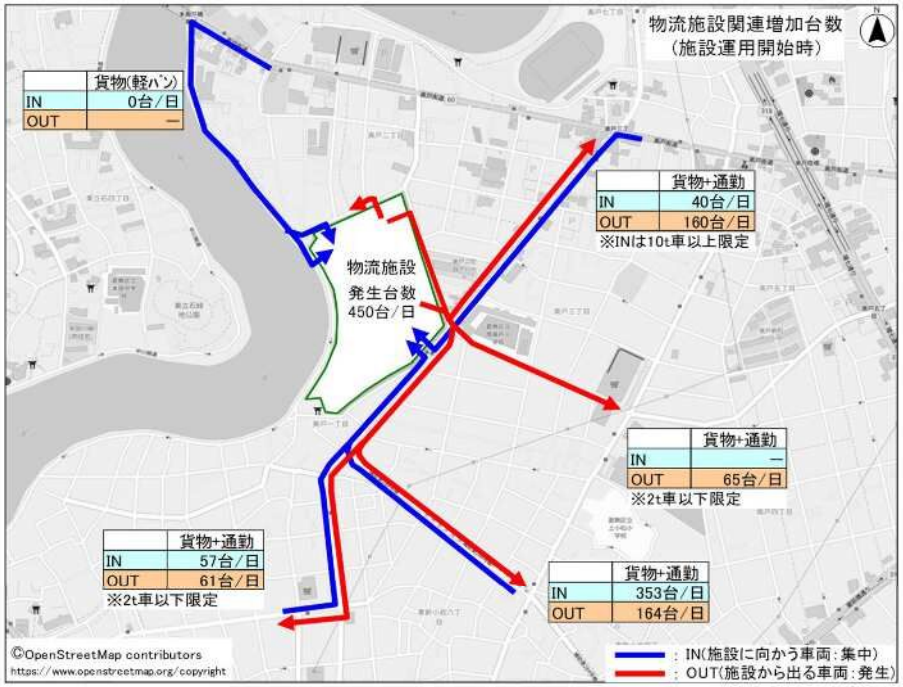
本施設からの発生交通量:450台/日×2→発生集中交通量:900台/日

※記載の車両運行台数は、倉庫運用開始段階(2026/11)時点における、契約企業分としてのものになります。

発生交通量	貨物車	通勤車	合計
全車種合計	420台/日	30台/日	450台/日

(2) 本計画施設を利用する車両入出庫経路の設定

経路は一カ所集中ではなく、渋滞を発生させないように分散される経路を設定しました。



(3) 周辺交通への影響評価

本計画施設を利用する車両の運行経路として設定した主要な交差点について、各交差点の将来ピーク時交通量に、施設関連増加交通量が交差点毎で最大となる時間帯の発生集中交通量を加え、解析及び評価を行いました。

交通を分散させた経路を設定した結果、各信号交差点の評価は、全て渋滞が発生しないとされる交通容量比の指標値が1.00を下回りました。

本計画の増加交通量によって各交差点で慢性的な渋滞の発生はなく、現況の信号制御及び車線構成で交通処理が可能となっていますので、交通規制の変更等は行わない予定でおりますが、開口部周辺等の安全対策については、適切に実施していく予定です。

2 入出庫開口部における安全対策

入出庫開口部周辺等の安全対策を以下のとおり、実施していく予定です。



■開口部 ①(南面)
- 車両入出庫開口部 幅17.0m
- 倉庫テナント事業者 通勤車両 車種 普通乗用車
- 倉庫テナント事業者 運行車両 車種 全車種
- 安全管理対策として警報設備、カーブミラーを設置
- 警備員を配置します(運用時)

■開口部 ②(東面) [前回記載 警備員配置を削除。出庫台数が少ないことから、運用開始段階において再調整実施のため]
- 車両出庫専用開口部 幅15.0m
- 倉庫テナント事業者 運行車両 車種 全車種
- 安全管理対策として警報設備、カーブミラーを設置

■開口部 ③(北東面1)
- 車両入出庫開口部 幅8.0m
- 倉庫テナント事業者 通勤車両 車種 普通乗用車
- 倉庫テナント事業者 運行車両 車種 2.0t車以下
- 安全管理対策として警報設備、カーブミラーを設置
- 利用制限や警備員の配置については運用(テナント事業者確定)段階で計画

■開口部 ④(北東面2)
- 車両入出庫開口部 幅6.0m
- 倉庫テナント事業者 通勤車両専用 車種 普通乗用車
- 安全管理対策として警報設備、カーブミラーを設置
- 利用制限や警備員の配置については運用(テナント事業者確定)段階で計画

■開口部 ⑤、⑥(北西、西面) [前回記載 警報、カーブミラーの設置を削除。今後使用計画により検討致します。]
- 車両入庫専用開口部 幅6.0m
- 倉庫テナント事業者 運行車両 車種 2.0t車以下
- 利用制限や警備員の配置については運用(テナント事業者確定)段階で計画

■開口部 ⑦(地域貢献施設棟 専用)
- 車両入出庫開口部 幅4.0m
- 地域貢献施設棟 利用車両及び関係車両(テナント) 車種 2.0t車以下
- 安全管理対策として警報設備、カーブミラーを設置

２０２６年１０月

ご近隣の皆様へ

事　業　主：葛飾特定目的会社
計画業務受託者：株式会社Ｆ・Ｅ・Ｃ
企画設計：ラン株式会社一級建築士事務所

(仮称)葛飾区奥戸物流施設計画についてのご案内

謹啓　時下ますますご清祥のことと存じ上げます。
表記計画工事では大変お世話になっております。
今般、表記計画に於ける現時点での交通計画等につきまして、説明会を開催致しますので、ご案内致します。
本件につきまして、お問合せがございましたら、下記連絡先担当あてにご連絡を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

【説明会】
日時場所：２０２６年１０月　●日(●)１９：００～２０：３０

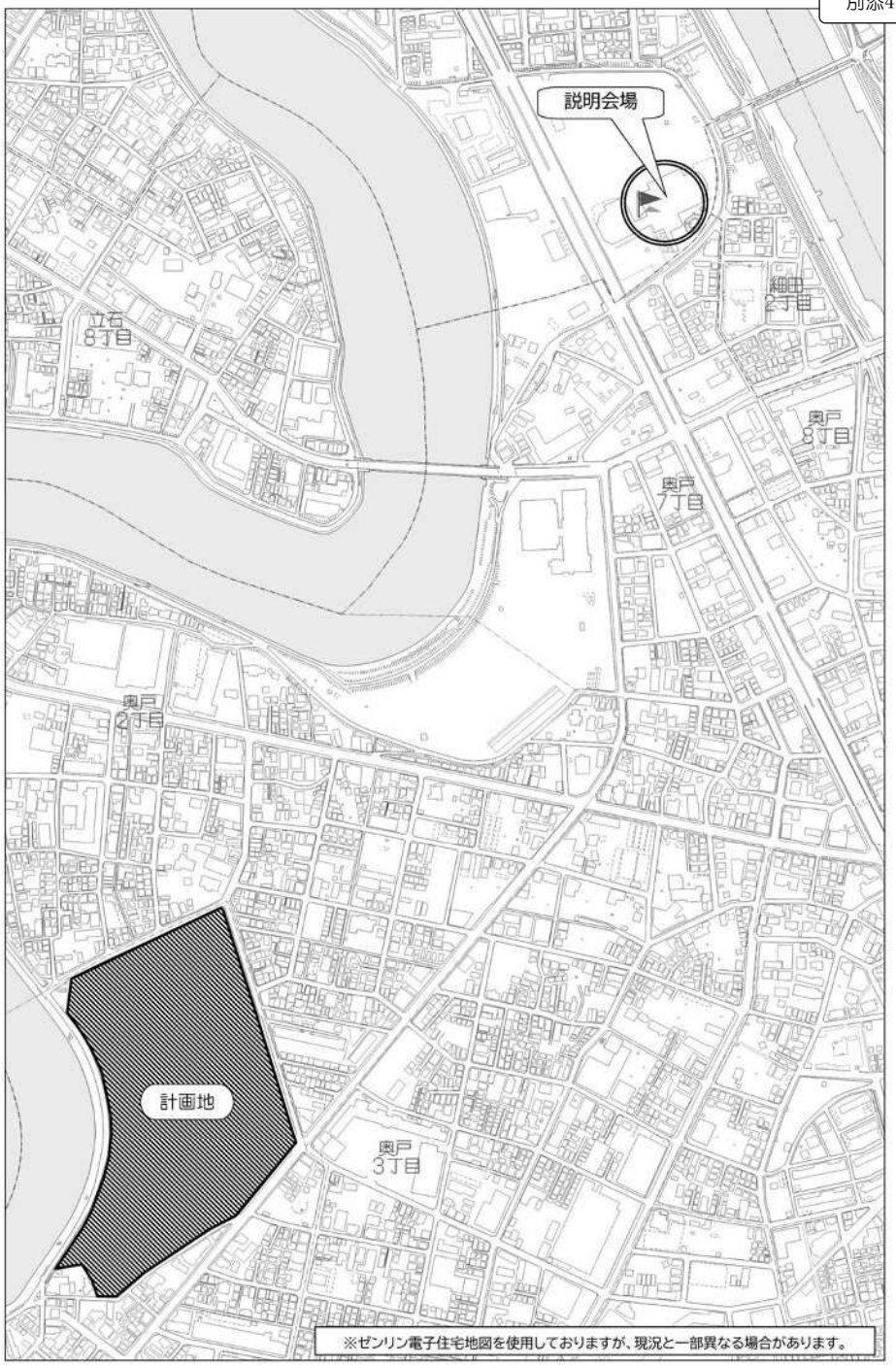
葛飾区奥戸総合スポーツセンター 温水プール館 第一会議室
葛飾区高砂一丁目２番１号 **温水プール館２階**（地図中◎説明会場”）
※体育館会議室ではございませんので、ご注意ください。

【説明内容】　現時点での施設運営計画(交通量及び安全対策)について

【連絡先】　東京都杉並区高円寺北二丁目３番１号
ラン株式会社一級建築士事務所　　担当：栃澤、野澤
電話　03-5327-3981

以上

別添4



資料２

（案）

葛飾特定目的会社　御中

葛飾区長　青木 克徳

（仮称）葛飾区奥戸物流施設の操業開始後における連携・協力に関する要望書

貴社におかれましては、葛飾区奥戸物流施設（以下「本施設」という。）の建設に当たり、区及び近隣自治町会等から寄せられた意見・要望に対し、真摯に御対応いただき、厚く御礼申し上げます。

今後、本施設の操業が予定されておりますが、操業開始後も、下記に掲げる事項について、引き続き、関係機関等と連携・協力しながら、地域との調和に配慮した施設運営に努めていただくよう要望いたします。

記

１　次に掲げる要望事項について、本施設を運営する管理会社等に適切に引き継ぎ、本施設の操業開始後も引き続き、誠実かつ適切に対応すること。

⑴　これまで区及び近隣自治町会等が提出した次に掲げる要望

ア　森永乳業株式会社東京工場の操業停止に伴う今後の土地利用について（令和３年11月17日付け）

イ　奥戸一丁目町会、奥戸二丁目町会、奥戸町会からの要望書（令和３年12月吉日付け）

ウ　森永乳業株式会社東京工場跡地の土地利用について（令和４年１月12日付け）

エ　（仮称）葛飾区奥戸物流施設地域貢献棟の利用に関する要望書（令和７年10月17日付け）

⑵　前号に掲げる要望のほか、排気ガス対策、夜間照明への配慮、地域雇用の促進その他の地域説明会等を通じて寄せられた意見・要望

２　本施設の操業開始後に寄せられる意見・要望についても、関係機関等と連携・協力しながら、本施設を運営する管理会社等と共に、誠実かつ適切に対応すること。

以上

問合わせ先
葛飾区政策経営部政策企画課企画担当係
担当　真田・鳥海
電話　03-5654-8143（直通）

３葛政政第５２９号
令和３年１１月１７日

森永乳業株式会社
代表取締役社長　大貫　陽一　殿

葛飾区長　青木克徳

森永乳業株式会社東京工場の操業停止に伴う今後の土地利用について

平素より、本区のまちづくりにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社東京工場の操業停止に伴い、これまでに貴社管財グループの方々との定期的な会合により情報交換を進めてまいりました。当該土地は、本区の都市計画マスタープランにおいて、水辺の賑わい・交流ベルトに位置するとともに、浸水対応型市街地構想を実現し、強靭な市街地を形成していくための貴重な資源であると考えております。これまで、公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、購入希望の意思等についてご提案させていただいたところであります。

区としましては、引き続き、取得に向け、貴社との協議を進めたいと考えておりますが、今後、当該工場跡地を貴社が新たな用途で利用をされる際には、以下の事項にご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。また、売却される場合は、以下の事項を土地購入者に承継いただけますようお願いいたします。

記

1. 当該工場跡地東側の、都市計画道路補助 281 号線の整備に支障とならない土地利用とすること。
2. 開発などを進める場合は、周辺生活道路ネットワークの改善に向け協議をするとともに、区の要請などに協力すること。
3. 中川沿川における治水安全度の向上のため、沿川市街地の高台化として東京都スーパー堤防事業に協力すること。
4. 都市計画法の規定に基づく開発行為を行う場合は、「葛飾区宅地開発指導要綱」を遵守すること。
5. 開発行為に当たらない場合においても、葛飾区宅地開発指導要綱第８条に規定する面積と同等のオープンスペースの確保に努めること。

6. 中高層集合住宅等を建設する場合は、「葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱」を遵守すること。
7. 大規模な住宅開発を行う場合は、良好な教育環境を確保するため、速やかに協議をするとともに、区の要請などに協力すること。
8. 葛飾区基本計画（令和３年８月策定）において、葛飾・夢と誇りのプロジェクトに位置付けている危機対応力向上プロジェクト（浸水対応型市街地構想の実現など）、「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト（ZEB、ZEH の推進など）に協力すること。
9. 造成工事や工事完了後の事業の実施あたっては、車両の出入りなどについて、警視庁など関係機関と速やかに協議を進めるとともに、地域住民への説明会の実施などにより合意形成を図ること。**特に、当該地の周辺は、閑静な住宅地であり、交通量の大幅な増加とならないように努めるとともに、必要な対策を行うこと。**

問合せ先
葛飾区政策経営部政策企画課企画担当係
担当　櫻井
電話　03-5654-8143（直通）
（内線）2014

令和３年12月吉日

森永乳業株式会社　様
三菱東京UFJ信託銀行　様

要望書

貴社に於かれましては時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、奥戸一丁目の森永乳業東京工場は今年３月末日をもって操業が停止され、その後工場跡地の利活用を貴社に於いて検討されてきたものと認識しています。

森永乳業東京工場は64年の長きにわたって、地元町会に対して「地域還元」を行って頂きました。夏の工場開放や盆踊り、秋の奥戸天祖神社大祭への多大なご協力など、周辺地域は工場と共に在り、工場と共に発展して参りました。一方で、地元町会としても、住民に対して森永製品の積極的購入を勧奨するなど、できる限りの協力をして参りました。

工場の操業停止が決まった際、葛飾区がいち早く、工場跡地の取得の意思を表明したのも、地元町会や周辺地域の継続的発展を念頭に置いたからに他なりません。

貴社に於かれましては、工場跡地の利活用について、引き続き地元町会や周辺地域の発展や、安心・安全に資することを念頭にご対応頂きますよう、お願い申し上げます。

つきましては、以下の六点を要望致します。

1，　工場跡地の新施設整備については、葛飾区および奥戸一丁目町会・奥戸二丁目町会・奥戸町会（以下、地元三町会という）に対し、可及的速やかに情報提供をお願いします。
2，　前項を達成するため、新施設整備に関して、葛飾区および地元三町会に対する説明の機会を設けて頂きますようお願いします。
3，　工場跡地の新施設に於いては、葛飾区および地元三町会の発展に資する内容として頂くようお願いします。
4，　前項を達成するため、新施設の一部を、緑地・公園・児童遊園・コミュニティ施設など地域住民が利用できるスペースとして整備されるよう要望します。
5，　工場跡地は区立南奥戸小学校に相対することから、新施設整備にあたっては児童・学校関係者の安全に特段の配慮をお願いします。
6，　前項を達成するため、警視庁および葛飾区との緊密な連携・連絡をお願いします。

以上

奥戸一丁目町
会長

奥戸二丁目町
会長

奥戸町会
会長

[redacted]

３葛政政第６３０号
令和４年１月１２日

森永乳業株式会社
代表取締役社長　大貫　陽一　殿

葛飾区長　青木　克徳

森永乳業株式会社東京工場跡地の土地利用について

平素より、本区のまちづくりにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社東京工場の操業停止に伴い、建物解体等のスケジュールが示されるなど、同敷地の売却に向けた取組が進んでいるものと認識しております。

区では、これまでも貴社と協議を進めてまいりましたが、同敷地の売却にむけた手続きが大詰めを迎える中で、地元区民からも当該地域の住環境確保等の観点から、様々な声が寄せられております。

本区といたしましては、区民及び関係事業者等と連携・協働して、当該地域の住環境のさらなる向上に向けたまちづくりを進めていきたいと考えております。敷地を売却される場合には、以下の事項を改めて確実に土地購入者にお伝えいただくとともに、売却先が決定した際には、早急に本区及び敷地周辺地域住民と真摯で綿密な協議を実施するよう、購入者への確実な引継ぎをお願いいたします。

記

１．当該敷地の土地利用については、地域の住環境に最大限配慮した計画とすること。また、土地利用計画については、早期に情報提供すること。
２．造成工事や工事完了後の事業の実施にあたっては、車両の出入りなどについて、警視庁など関係機関と速やかに協議を進めるとともに、地域住民への説明会の実施などにより合意形成を図ること。特に、当該地の周辺は、閑静な住宅地であることや小学校が近接していることから、交通量の大幅な増加と

ならないように努めるとともに、騒音、振動、安全対策のほか、夜間や休日の交通量抑制など、必要な対策（施設の出入りに関わる乗入れ等の交差点からの離隔の確保、左折イン・左折アウト、専用左折レーンの設置、時間帯による規制等）を行うこと。

3．当該敷地の土地利用に伴う車両等交通計画については、現在整備を進めている補助 284 号線の設計時における交通量や大型車混入率の推計値（4,700 台/日、15%）を尊重すること。

4．当該敷地東側の、都市計画道路補助 281 号線の整備に支障とならない土地利用とすること。

5．開発などを進める場合は、周辺生活道路ネットワークの改善に向け、区や警視庁等の関係機関と協議をするとともに、区の要請などに協力すること。

6．中川沿川における治水安全度の向上のため、沿川市街地の高台化として東京都スーパー堤防事業に協力すること。

7．都市計画法の規定に基づく開発行為を行う場合は、「葛飾区宅地開発指導要綱」を遵守すること。

8．開発行為にあたらない場合においても、葛飾区宅地開発指導要綱第８条に規定する面積と同等のオープンスペースの確保に努めること。

9．中高層集合住宅等を建設する場合は、「葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱」を遵守すること。

10. 大規模な住宅開発を行う場合は、良好な教育環境を確保するため、速やかに協議をするとともに、区の要請などに協力すること。

11. 葛飾区基本計画（令和３年８月策定）において、葛飾・夢と誇りのプロジェクトに位置付けている危機対応力向上プロジェクト（浸水対応型市街地構想の実現など）、「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト（ZEB、ZEH の推進など）に協力すること。

問合せ先
葛飾区政策経営部政策企画課企画担当係
担当　櫻井
電話 03-5654-8143（直通）

要　望　書

令和７年 10 月 17 日

葛飾特定目的会社　御中

奥戸地区町会連合会会長
[redacted]

要望内容　（仮称）葛飾区奥戸物流施設地域貢献棟の利用に関する要望書

清秋の候、ますますご清祥のことと存じます。
さて、標題の件、奥戸地区町会連合会として、当該施設の利用等を要望するものです。
現在、奥戸地区にある各町会は、いずれの町会も自治会館を所有しておりません。
地区町会活動の連携と活性化や奥戸地域防災会議、盆踊りの共同開催、火災世帯等の一時避難所等の課題を解決していくためには、奥戸地区町会連合会として、当該施設を利用することが必要と考えております。
つきましては、地域貢献棟の一部利用ついて、下記のとおり要望いたしますのでご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

要望１：奥戸地区町会連合会用多目的ホール（定員約１００名程度）の設置。
（これに伴う付属品も含む）

要望２：和室（12 畳程度）の設置。（これに伴う付属品も含む）

要望３：倉庫（３０㎡程度）の設置。

要望４：電気・ガス・水道・トイレ・シャワーの敷設。

以上

庶務報告　Ｎｏ．３
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

リリオ亀有リノベーションプロジェクトに係る協議状況等について

政策企画課

１　趣旨

区はこの間、リリオ亀有リノベーションプロジェクトを区と共に実施している独立行政法人都市再生機構、株式会社新都市ライフホールディングス、株式会社トレックの三者（以下「三者」という。）と、本年１月に提案のあった内容及び本年２月の総務委員会等における議会の意見を踏まえ、四者協議を行ってきたところである。

この度、その協議状況等について報告する。

２　本年１月時点における三者からの提案内容

⑴　リリオ亀有リノベーションプロジェクトのこれまでの状況を踏まえた上で、本プロジェクトにおける目的や実施内容、役割、負担の在り方を協議し、今後、リリオ館の主要運営者として、独立行政法人都市再生機構及び株式会社新都市ライフホールディングスによる本プロジェクトへの一定の追加費用負担の可能性と、区の負担を低減する方策について検討すること。

⑵　区には、子育て支援や教育関連の政策を実現する公民連携施設を提供する観点から、引き続き一定の費用負担を期待すること。

⑶　それぞれの知見やノウハウを活用した柔軟な取組を可能とする負担金方式については、透明性と説明責任を高める観点から、必要な運用や事業内容の改善を行った上で継続すること。

３　本年２月の総務委員会及び３月の予算審査特別委員会における主な意見

⑴　「絵と言葉のライブラリーミッカ（以下「ミッカ」という。）」における負担金内訳等が不明確であり、区が負担金の形で関与することは見直すべきである。

⑵　利用者の声等を踏まえると事業内容については評価できるものの、亀有駅前という高額なコストが必要な立地で実施する必要性については、疑問がある。

⑶　事業継続に当たっては、実施事業者についての公募型プロポーザルを実施するべきである。

⑷　事業撤収も視野に検討を行うべきである。

⑸　利用者アンケートに限らず、広く区民の声を聴取して検討するべきである。

4　8月25日の四者協議における三者からの提案内容（別紙1のとおり）

⑴　「共創プロジェクト」の実施

これまで、子どもを軸にした地域の賑わい創出等を実施し、ミッカを中心に新たな価値を生み出してきたところである。令和10年度以降は、ミッカで築いた価値を踏まえ、公民連携により、次世代を育み、区の政策課題を解決していく新たな共創プロジェクトとして展開する。

ミッカを発展させた公民連携のプロジェクトを通じ、子育て世帯の定住・流入促進、来街者の増加による商店街への回遊促進及び区民による文化活動への参画等を図るとともに、ミッカを「子どもの感性を育む場」かつ「住民・事業者・行政が連携する共創拠点」として位置付ける。

⑵　主な取組

ア　子育て支援、子どもの居場所づくり、地域活性化、地域経済循環及び魅力向上・発信（シティプロモーション）を事業の柱とし、区の政策課題や地域ニーズを踏まえ、子どもや保護者への支援、多世代交流の促進、地域企業との連携等に公民連携で取り組む。

イ　ミッカを、絵本や創作活動を通じて子どもの感性を育む場とともに、地域住民、事業者及び行政が連携する共創の拠点として位置付ける。

⑶　費用負担等

上記取組を公民連携事業として実施するための費用負担等は、以下のとおりとする。

ア　ミッカの賃料・共益費については、現在区が負担している約2,500万円（ミッカの賃料・共益費の全額）を独立行政法人都市再生機構が負担する。

イ　ミッカの運営費については、独立行政法人都市再生機構・運営者等が約1,000万円の収入確保等を図る。

ウ　ア・イにより、独立行政法人都市再生機構・運営者等は約3,500万円を負担し、現在区が負担している約8,300万円を約4,800万円※に縮減する。

※　透明性と説明責任の観点から、区議会等からの意見を踏まえ、区の費用負担に当たっては負担金以外の形とし、運営事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル等での実施を検討することとする。

エ　「共創プロジェクトの場」として、一体的に運用される場合については、図書サービスカウンターの賃料・共益費についても約500万円を独立行政法人都市再生機構が負担する。

5　上記提案に対する区の今後の対応

⑴　費用負担等について

上記提案によりミッカの運営について区が負担を期待されている額（約4,800万円）については、既存の区の補助事業等の適用の可否を中心に検討を進めるとともに、三者に対して、更なる事業費の縮減策や運営資金の確保策等の検討を求めていく。

⑵　現協定の取扱いについて

「リリオ亀有リノベーションプロジェクトの実施に関する協定書」に規定する施設の運営の継続に係る協議期限は、有効期間満了の１年前（令和９年３月末）と定められている。

現在、上記のとおり本協定に定めるプロジェクトスキーム（実施内容、費用負担の在り方等）の大幅な見直しについて協議を行っていることから、現協定の継続は行わないものとする。協議の結果、新たなプロジェクトを実施することとなった場合には、改めて新協定の締結を行うものとする。

6　区民モニター調査結果（速報値）について

２月の総務委員会での意見を踏まえ、区民モニターアンケート調査を実施した。

⑴　実施期間

令和８年７月１日から令和８年７月 31 日まで

⑵ 調査対象者

区民モニター　500 人

⑶ 調査結果

別紙２のとおり

7　今後のスケジュール

年月	協議	議会報告	協定期限
令和８年 12 月	四者における協議	リリオ亀有リノベーションプロジェクトの今後の方向性案について総務委員会報告	
令和９年３月末			協定継続に関する協議期限
令和 10 年３月末			現協定有効期間満了

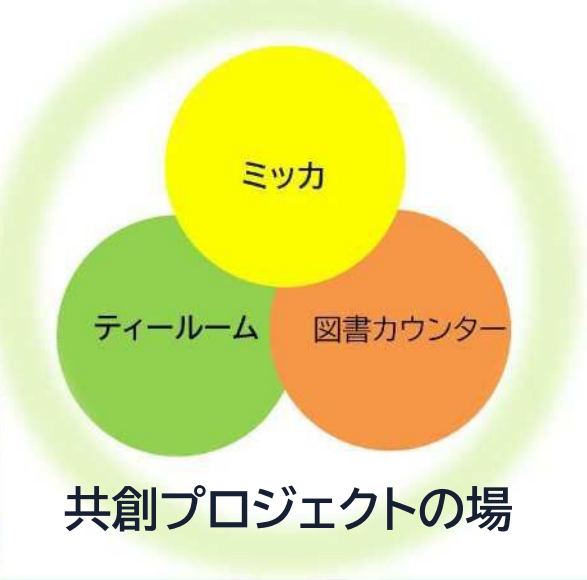
別紙１

みんなで育む 次世代子ども・地域未来まちづくり共創プロジェクト(案)

- これまで、子どもを軸にした地域の賑わい創出等を実施し、ミッカを中心に新たな価値を生み出してきた
- 今後は、ミッカで築いた価値を踏まえ、
 公民連携により、次世代を育み、区の政策課題を解決していく新たな共創プロジェクトとして展開

子育て	こどもの居場所	地域活性化	地域経済循環	魅力向上・発信
絵本・創作など感性を育む場 親子の孤立防止等	学童待機児童対策 猛暑対策等	地域全体で支える多世代交流・コミュニティ形成等	地域企業等との連携等	まちの魅力の向上等
工作WS、季節のイベント 絵本展、アートイベント	子ども登録数累計約3.3万人 保育園等の園外活動の場 （30施設が継続利用）	かめコインや亀有めぐりMAPを通じた地域連携	カメアリ会議 地場企業と連携イベント	R7年度入館者数約6.8万人 累計メディア掲載数369件 累計視察数1582件







公民連携による次世代子ども・地域未来まちづくり共創プロジェクト

みんなで育む 次世代子ども・地域未来まちづくり共創プロジェクト～協働の考え方～

協働推進プロジェクト

【葛飾区】

基本構想に基づいた施策展開

〇子育てするなら葛飾で

子どもたちがより豊かに成長できる環境
放課後の子ども支援、保護者に向けた子育て支援

〇観光・文化のまち葛飾

葛飾区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業の推進

〇事業者が活躍するまち葛飾

観光施策と連携し、商店街のイベント等を支援
葛飾区の商店街の魅力やブランドイメージの向上

【区民】

〇子育て層の定住及び流入促進による人口構成のバランス化
〇区の魅力向上による他区からの来街者増と商店街への回遊
〇区民が主体的・創造的に文化活動に参画し、葛飾らしい地域文化を育成

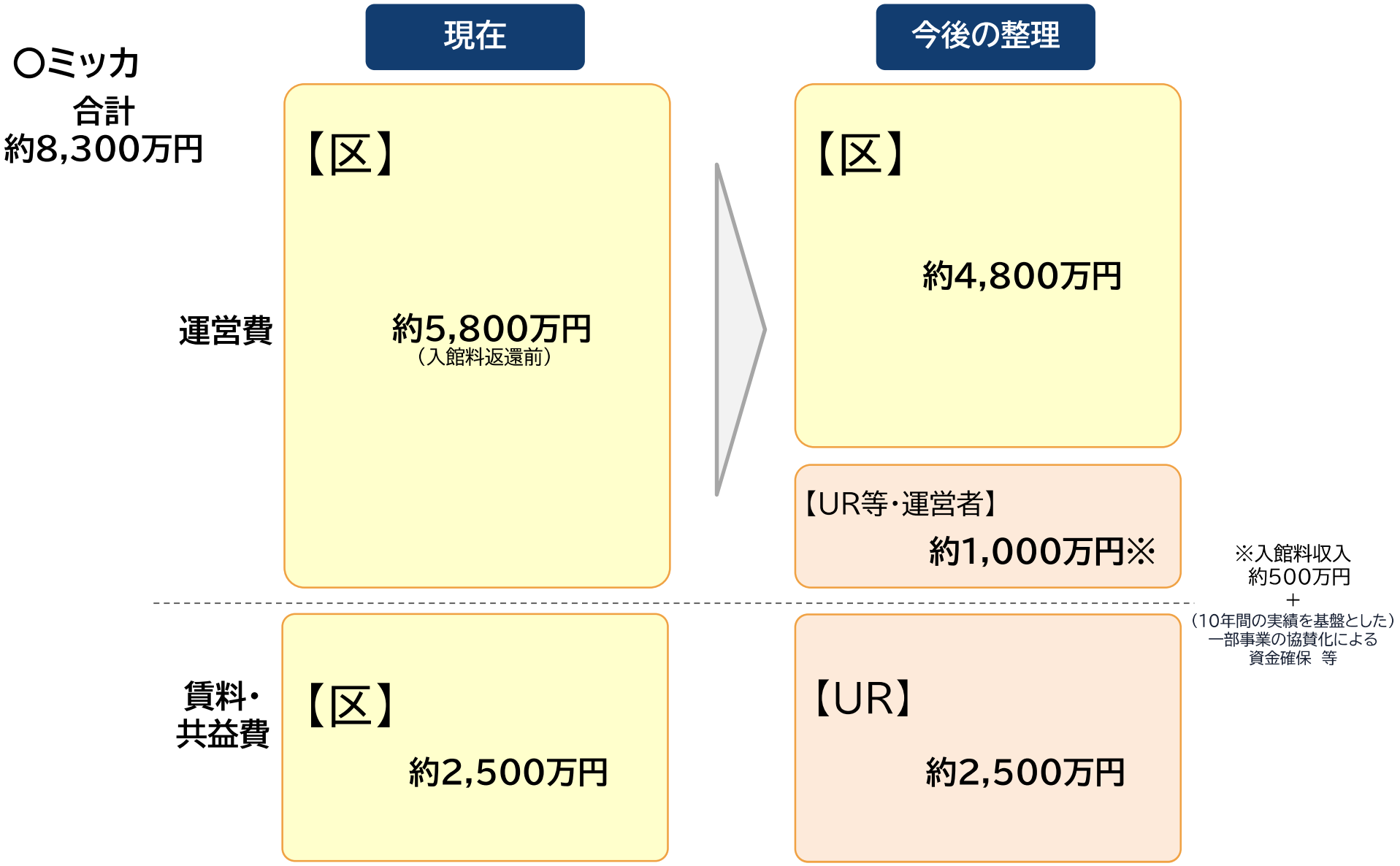
【運営者】

〇施策に基づく専門的ノウハウの提供と情報発信
〇こどもを軸にした区民同士や地域の繋がりづくり

【UR等】

〇ミッカへの支援による区の施策実現
〇駅前×子育てによるまちづくり＝葛飾モデルを全国展開（区のシティプロモーション）できるよう仕組みと運営課題の検討

みんなで育む 次世代子ども・地域未来まちづくり共創プロジェクト～費用負担(案)～



※図書サービスカウンターの賃料・共益費についても、提案した共創プロジェクトとして一体的に運用される場合については約500万円をURが負担する。

【参考】ミッカの実績等について

R7年度実績

約 6.8 万人
年間来場者数
✓前年比 118%

約 68 万人
POP UP展示
年間来場者数
✓有名絵本家コラボ展等を実施

30 施設
保育園・幼稚園等の
園外活動利用
✓区内の園や子育て施設の団体利用

787 回
プログラム開催数
✓だれでも工作、はじめてのシアター等、多彩なプログラムを実施

41 組
累計連携
企業・大学数
✓出版社を中心に、町工場や地元商店等と様々連携。

45 都道府県
利用都道府県
✓区外・都外からも幅広く来館

メディア掲載

（提供：ミッカ）

369 件
テレビ・新聞・雑誌・ラジオ・WEB
※R7.11時点メディア掲載累計



＜テレ東＞出没アド街ック天国(R7.4.19)



＜NHK＞首都圏ニュース(R7.8.30)



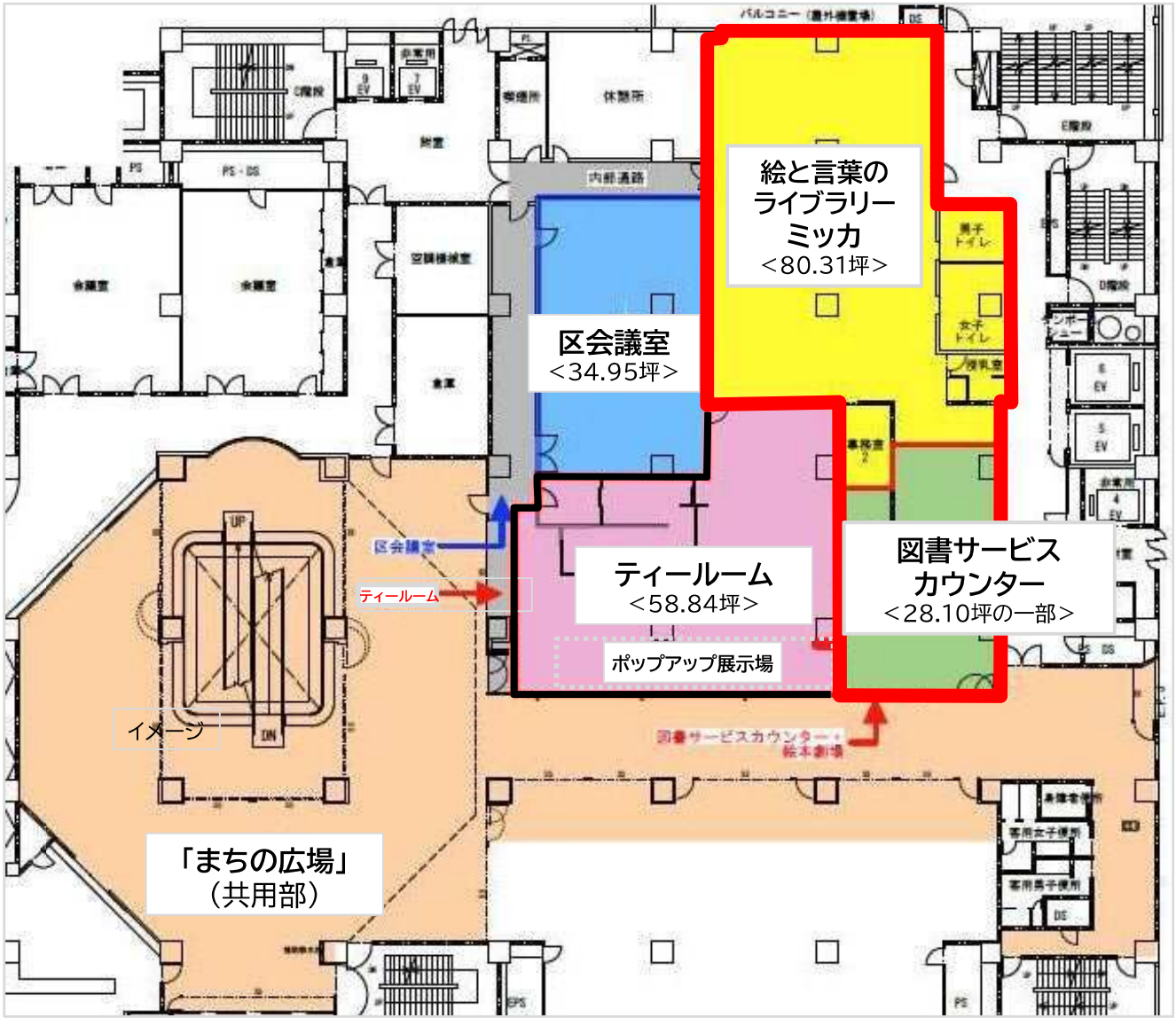
＜TBS＞Nスタ(R8.8.4)
（実は進化！夏休みの救世主 最新図書館 第6位）

受賞

GOOD DESIGN AWARD 2018

KIDS DESIGN AWARD 2018

○リリオ亀有リノベーションプロジェクト対象平面図



区民モニター調査結果（速報値）
インターネット調査　令和8年度　第1回　単純集計結果（抜粋）

別紙２

≪３．　『絵と言葉のライブラリーミッカ』について≫

問27　ミッカを利用したことがありますか。

	実数	割合（%）
調査数	324	100.0
複数回利用したことがある	11	3.4
１回だけ利用したことがある	11	3.4
ミッカを知っているが、利用したことはない	73	22.5
ミッカを知らず、利用したこともない	229	70.7
無回答	0	0.0

問27で選択肢１「複数回利用したことがある」または選択肢２「１回だけ利用したことがある」と回答した方に伺います。
問28　ミッカに滞在する時間は、平均してどのくらいですか。

	実数	割合（%）
調査数	22	100.0
１時間未満	10	45.5
１時間以上２時間未満	9	40.9
２時間以上３時間未満	3	13.6
３時間以上	0	0.0
無回答	0	0.0

問27で選択肢１「複数回利用したことがある」または選択肢２「１回だけ利用したことがある」と回答した方に伺います。
問29ミッカを利用した際の状況について、あてはまるものを選んでください。

	実数	割合（%）
調査数	22	100.0
ミッカを目的として亀有を訪れた。	14	63.6
他の目的（買い物・公共施設利用など）で亀有を訪れており、その前後に立ち寄った。	8	36.4
無回答	0	0.0

問27で選択肢１「複数回利用したことがある」または選択肢２「１回だけ利用したことがある」と回答した方に伺います。
問30ミッカ利用の前後に利用した施設はありますか。（複数選択可）

	実数	割合（%）
調査数	22	100.0
リリオ館内の他店舗（亀有地区センターを含む）	12	54.5
アリオ亀有	11	50.0
亀有駅周辺の店舗や施設（アリオ亀有以外）	4	18.2
近隣の公共施設（こち亀記念館、公園等）	0	0.0
利用していない	2	9.1
その他（自由記述）	0	0.0
無回答	0	0.0

問27で選択肢１「複数回利用したことがある」と回答した方に伺います。
問31　ミッカのどのような点に魅力を感じて利用しましたか。（複数選択可）

	実数	割合（%）
調査数	11	100.0
本のセレクトや陳列	7	63.6
施設の品質（デザインやインテリアなど）	4	36.4
読み聞かせ・ワークショップ・展示などのプログラム	7	63.6
施設の設備・環境（バリアフリー、授乳・おむつ交換スペースなど）	5	45.5
交通の利便性	3	27.3
利用料金	2	18.2
その他（自由記述）	3	27.3
無回答	0	0.0

問27で選択肢２「１回だけ利用したことがある」、選択肢３「ミッカを知っているが、利用したことはない」または選択肢４「ミッカを知らず、利用したこともない」と回答した方に伺います。

問32　今後ミッカを利用したいと思いますか。

	実数	割合（%）
調査数	313	100.0
利用したいと思う	97	31.0
利用したいと思わない	216	69.0
無回答	0	0.0

問33　「問32　今後ミッカを利用したいと思いますか。」で選択肢１「利用したいと思う」と回答した方に伺います。その理由を教えてください。（複数選択可）

	実数	割合（%）
調査数	97	100.0
入館可能な年齢の子や孫がいるから	51	52.6
自宅からアクセスしやすいから	18	18.6
入りやすい雰囲気を感じるから	9	9.3
ミッカのサービスなどに興味があるから	43	44.3
その他（自由記述）	11	11.3
無回答	0	0.0

問34　「問32　今後ミッカを利用したいと思いますか。」で選択肢２「利用したいと思わない」と回答した方に伺います。その理由を教えてください。（複数選択可）

	実数	割合（%）
調査数	216	100.0
入館可能な年齢の子や孫がいないから	169	78.2
自宅からアクセスしづらいから	45	20.8
入りにくい雰囲気を感じるから	10	4.6
ミッカのサービスなどに興味がないから	33	15.3
その他（自由記述）	9	4.2
無回答	0	0.0

≪属性について≫

性別

Ｆ１　あなたの性別をお答えください。（１つ選択）

	実数	割合（%）
調査数	324	100.0
男性	126	38.9
女性	195	60.2
その他	3	0.9
無回答	0	0.0

職業

Ｆ２　あなたの職業をお答えください。（１つ選択）

	実数	割合（%）
調査数	324	100.0
会社員	215	66.4
主婦（夫）	43	13.3
自営業・個人事業主	16	4.9
学生	10	3.1
無職	21	6.5
その他	19	5.9
無回答	0	0.0

年代

Ｆ３　あなたの年代をお答えください。（１つ選択）

	実数	割合（%）
調査数	324	100.0
18-29歳	64	19.8
30-39歳	48	14.8
40-49歳	68	21.0
50-59歳	82	25.3
60-69歳	48	14.8
70歳以上	14	4.3
無回答	0	0.0

居住地域（７区分）

	実数	割合（%）
調査数	324	100.0
立石・四つ木	40	12.3
南綾瀬・お花茶屋・堀切	42	13.0
亀有・青戸	56	17.3
奥戸・新小岩	63	19.4
柴又・高砂	47	14.5
金町・新宿	42	13.0
水元	34	10.5
無回答	0	0.0

居住地域（28区分）

	実数	割合（%）
調査数	324	100.0
青戸	17	5.2
東金町	5	1.5
亀有	8	2.5
水元	10	3.1
南水元	6	1.9
柴又	7	2.2
立石	10	3.1
白鳥	15	4.6
東水元	4	1.2
堀切	22	6.8
西亀有	20	6.2
金町	9	2.8
西水元	5	1.5
東新小岩	16	4.9
四つ木	11	3.4
高砂	15	4.6
新宿	21	6.5
西新小岩	11	3.4
小菅	18	5.6
東立石	13	4.0
奥戸	5	1.5
お花茶屋	15	4.6
鎌倉	17	5.2
宝町	10	3.1
東堀切	11	3.4
細田	4	1.2
新小岩	8	2.5
東四つ木	11	3.4
無回答	0	0.0

庶務報告　Ｎｏ．４
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

葛飾区区民サービス向上改革プログラム（令和６年度～令和９年度）の進捗状況について

経営改革担当課

１　趣旨

後期実施計画に合わせて策定する区民サービス向上改革プログラム（令和９年度～令和12年度）（以下「新プログラム」という。）に向け、区民サービス向上改革プログラム（令和６年度～令和９年度）（以下「現プログラム」という。）の進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

２　進捗状況

（１）現プログラムの進捗状況

別紙１「区民サービス向上改革プログラムの進捗状況」のとおり

（２）現プログラムの取組状況

別紙２「区民サービス向上改革プログラムの取組状況」のとおり

３　新プログラムの策定について

後期実施計画の策定に合わせ、区の行財政を取り巻く動向や現プログラムの進捗状況を踏まえながら、区民サービスを一層向上させていくという視点に立ち、効果的・効率的な行財政運営の実現に向けた方向性及び取組を定める新プログラムの策定の検討を進めていく。

４　新プログラム策定スケジュール（予定）

令和８年12月　　新プログラム（素案）を区議会報告
　　パブリック・コメント手続の実施
令和９年２月　　新プログラム（案）を区議会報告
　　３月　　新プログラム策定

別紙１

区民サービス向上改革プログラムの進捗状況

１　更なる業務改革・改善の推進

（１）デジタル技術の活用とＤＸの推進

デジタル技術の活用による様々な区民サービスの向上に向け、行政手続のオンライン化や窓口業務におけるＤＸ、生成ＡＩの活用に積極的に取り組んでいます。

子育て・教育などオンラインの利用が多く見込まれる手続や、年間申請件数が 1,000 件以上の手続を中心にオンライン化を進めるとともに、施設利用やイベント時の申込・アンケートにもオンラインの活用を広げています。区役所に来庁せず、近くのコンビニエンスストアで各種証明書が取得できる証明書自動交付サービスにおいては、戸籍証明書類の交付を開始するとともに、申請数が増加する３月から５月において交付手数料を減額することで利用の促進を図り、区民が区役所に来庁せずに手続ができる環境整備を進めています。

また、来庁時のスムーズな区民サービスを実現するため、戸籍住民課及び区民事務所において「書かない窓口」や相談対応への生成ＡＩの活用に向けた実証を開始しています。

生成ＡＩの業務への実装に向けては、令和６年６月に、区の独自情報を学習させる葛飾区生成ＡＩ「かつしかChat」を本格導入しており、令和７年７月には、業務マニュアル等のデータを学習させた各窓口業務を支援する「かつしか Chat（窓口対応版）」を導入し、窓口や電話での問合せに対し、より迅速で分かりやすい案内ができる環境づくりを進めています。また、令和８年度には業務環境において汎用生成ＡＩの活用を開始し、業務の様々な場面で活用を進めています。

（２）事業成果の把握・検証に基づく業務改善・見直し

行政評価制度において、区が実施する全ての事務事業の実施状況・コストの把握を行うとともに、計画事業及び重点事業を対象に、成果・評価指標、活動指標の達成状況を踏まえ、必要性・効率性・有効性の観点から各事業を検証することで、区民サービスの更なる向上に向けた検討を行っています。また、こうした行政評価の結果も踏まえながら次年度に向けた予算編成を行い、行政需要や区民ニーズの変化に対応した効果的・効率的な行政運営に取り組んでいます。

また、事実やデータに基づく効果的・効率的な区民サービスの構築に位置情報ビッグデータを活用できるよう、データ分析ツールを導入するとともに、データ分析手法やツールの操作方法などに係る説明会を実施し、職員のデータ利活用のスキル向上に取り組んでいます。

（３）区民ニーズに対応した公共施設マネジメントの推進

公共施設において持続的に行政サービスを提供していくため、葛飾区公共施設等経営基本方針を踏まえながら、計画的・予防的な修繕による施設の長寿命化や改築・改修を進めています。また、施設更新や改築の機会を捉え、社会状況や区民ニーズの変化を踏まえながら機能集約や複合化も視野に入れた検討を進め、効果的な公共施設マネジメントに取り組んでいます。

既存の公共施設の効果的な活用に向けては、地域コミュニティ施設を中心に、施設利用者へのアンケートや予約時間に対する実利用時間の差異、利用目的や利用人数などの利用実態を調査し、区民ニーズや施設に求められる機能の把握に取り組んでいます。こうした取組を通じて、使いやすく時代に合った施設とするため、地域コミュニティ施設等におけるトイレの洋式化・温水洗浄便座の設置を計画的に進めるほか、図書館においては開館日・開館時間の一部拡大及び統一化を図るなど、利用環境の向上や区民サービスの向上に取り組んでいます。

（４）区民等への情報発信と意見把握

区民が利用する情報収集ツールの変化を踏まえ、ＳＮＳなど多様な媒体を活用し、区政情報を適時・適切に発信しています。区公式ＬＩＮＥでは、分野ごとのセグメント配信機能を活用したプッシュ型情報発信を始めており、令和７年度には、ごみ収集日の定期配信に加えて、出産予定や子どもの月齢に応じた子育て情報の配信を開始し、必要とする情報を必要とする人が受け取れる情報発信を進めています。さらに、葛飾に住みたい、関わりたいと思う人を増やすことを目的に、令和８年３月に、新たにシティプロモーションサイトを開設し、区外への情報発信を充実しています。

また、政策・施策マーケティング調査や世論調査により区民の意識や行動の変化を捉えるとともに、パブリック・コメント制度や新たに開始したウェブ区民モニターアンケート調査において、区民の具体的な意見を収集し、区民の声を区政へ活用するための取組を進めています。

子ども・若者が理解しやすい情報発信や意見を取り入れる仕組みづくりに向けては、令和７年４月に、区公式ホームページ内に「かつしかこどものページ」を開設し、子どもに関する情報を幅広く発信しています。また、サイト内に、子どもたちの思いを区に伝えるためのフォーム「こえポス～かつしか子どもの“こえ”ポスト～」を開設したほか、パブリック・コメント制度における子ども・若者から意見募集を行う仕組みや小・中学生向け政策・施策マーケティング調査を開始し、子どもが自由に意見を表明できる環境づくりを進めています。

２　職員の育成と適正な業務執行体制の確立

（１）区政を支える職員の育成と意識向上、職場環境整備

社会の変化を的確に捉えながら区民サービスの向上を更に推進していくため、一人一人の職員が区民サービスの向上に向けて自律的に行動するための指針となる「葛飾区職員の行動指針」を新たに策定するとともに、職層ごとの研修などにより計画的な人材育成を進めています。

また、社会状況の変化が急速に進む中、経営感覚・企画能力の育成、ＤＸの更なる推進に向けたデジタル人材の育成を重点的に進めています。

行政ニーズが高度化、複雑化する中、職種ごとの人材育成基本方針を策定することで、専門職の体系的な人材育成を進めています。あわせて、法務や児童相談などの専門性の高い分野においても区が主体的に課題に対応できる体制を構築するため、専門人材の活用を進めています。

（２）適正な業務執行体制の確立

新たな業務や区政課題に適切に対応していくため、毎年度見直しを行いながら組織体制を整備しています。また、無線通信が可能な業務用端末やビジネスチャット・ウェブ会議ができる業務環境、生成ＡＩの導入、クラウドストレージによる文書格納機能など、新たなデジタル技術を効果的に活用し、効率的な業務環境の構築を進めています。

不適正な業務執行を未然に防止する仕組みづくりに向けては、令和５年度にリスクマネジメント制度を導入し、リスク対策シートによる各職場でのリスクマネジメント体制の整備や職層ごとの体系的な研修の実施、リスク事例及び再発防止策の共有等により、不適正な業務執行の未然防止を図っています。令和６年度には、通知の誤発送を防ぐための窓あき封筒の原則化、メールの誤送信を防ぐための送信前チェック機能を導入し、潜在的なリスクの縮小に向けた取組も進めています。

区民に身近な区民事務所や新庁舎移転後の利便性の高い窓口の実現に向けては、「書かない窓口」やインターネット上で混雑状況が把握できる発券機の導入、相談対応への生成ＡＩの実装に向けた検証を進めるとともに、窓口での待ち時間短縮に向けたバックヤード体制の見直し検討にも取り組んでいます。

３　持続可能な財政運営の構築

（１）歳入確保と持続可能な財政基盤の構築

新たにウェブ口座振替サービスの導入やウェブサービスによる金融機関への預金調査を本格実施したほか、適切な滞納整理・債権管理に取り組むことで、収納率の向上に取り組んでいます。また、国・都補助金等の積極的な活用による新たな歳入の確保や事業内容・執行方法の見直し

等による経費削減に取り組み、一般財源負担の軽減と財政基盤の強化に努めています。

公共施設の整備など多額の費用を要する大規模事業を着実に進めるとともに、財政負担の平準化や世代間負担の公平性の確保を図るため、積立基金と特別区債をバランスよく活用することにより、持続可能な財政運営に取り組んでいます。

区民サービス向上改革プログラムの取組状況

別紙２

１　更なる業務改革・改善の推進

（１）デジタル技術の活用とＤＸの推進

①ＤＸによる様々な区民サービスの向上

担当　政策経営部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

戸籍住民課窓口や住所異動に係る窓口業務改革、子育て・教育など手続のオンライン化	○ノーコードツールを活用して手続のオンライン申請受付、施設利用時・事業・イベントのアンケート及び相談の申込み等を実施しています。 ・広報かつしかの子ども広報員の募集 ・区民保養施設抽選申込み ・区民保養施設利用者アンケート ・アートイベント助成の申請相談 ・「やさしい日本語講座」の申込み ・国際交流ボランティア登録申請 ・特定技能所属機関による協力確認書の提出 ・農業オリエンテーリング、かつしかフードフェスタ、新小岩イルミネーション・かがやきテラス等のアンケート ・創業塾受講証明書申請、葛飾区デジタル化支援事業費補助金申請、葛飾区ホームページ作成費補助金申請 ・見本市出展費補助事業、動力プレス機械自主検査補助事業、機械設備メンテナンス等補助事業、知的所有権取得補助事業、産業人材育成支援補助事業、製品性能試験費用補助事業、新製品・新技術開発補助事業の各種申請 ・騒音規制法及び振動規制法に係る特定建設作業届出、解体工事における事前周知届出 ・環境確保条例にかかる工場・指定作業場及び特定施設の氏名等変更届出書、工事完成届出書、工事完成報告書 ・環境学習講座の申込み ・不用品交換情報申請 ・避難行動要支援者全員を対象とする調査 ・低所得世帯への給付金支給事務照会手続
	・ひきこもり家族会（だんご虫 Time）の参加申込み ・くらしのまるごと相談課主催多機関協働に関する研修の受講者アンケート ・各種シニア向け講座等の参加申込み ・介護保険被保険者証及び負担割合証の再交付手続 ・耳の健康診査申込み ・健診従事者（心理判定員、看護師）の日程調整 ・社会福祉施設等における感染症集団発生時の報告 ・障害基礎年金相談の窓口予約 ・ハッピーバースデイすくすく歯科健診日程変更申込み ・２か月児の会、育児学級、育児相談申込み ・産後ケア事業の利用後アンケート ・ゆりかご面接の予約 ・こんにちは赤ちゃん訪問申込み ・特定不妊治療（先進医療）助成事業申請 ・食育ボランティア参加登録、活動報告、活動補助申請 ・食中毒調査 ・保育施設入所申請 ・一時預かりベビーシッター利用支援事業助成金の申請 ・ベビーシッター利用支援事業の交通費助成金及び第１子・多子世帯負担軽減助成金申請手続 ・ベビーカー購入等費用助成事業補助金申請 ・児童手当及び子ども医療費助成手続の不足書類等提出 ・妊娠届の申請手続（オンライン電子申請サービス「ぴったりサービス」） ・妊娠８か月アンケート ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助申請 ・区民交通傷害保険加入手続 ・地域公共交通計画など交通に関わるアンケート ・マンション管理計画変更認定申請 ・公園利用に関する区民向けアンケート ・学校施設開放新規団体登録相談受付 ・学校施設開放登録外団体相談受付 ・新入学準備金（就学援助）申請手続 ・就学時健診受診日の変更受付 ・小児生活習慣病予防健診関係書類の請求 ・就学援助申請手続 ・就学手続

	・就学奨励申請 ・「はたちのつどい」の区外転出者参加申込み ・ジュニア・リーダー講習会受講申込書 ・「小学校ってこんなところ教室」等講習会参加手続 ・葛飾区青少年育成地区委員研修会参加者アンケート ・子どもまつり参加者アンケート ・放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）登録申込み ・区民大学や博物館講座等の申込み ・図書館利用登録 ・不在者投票用紙等の請求 〇デジタルになじみの深い世代が対象となる子育て・教育分野の手続を中心にオンライン化の検討を進めています。 ・病児・病後児保育医師連絡票発行料助成金申請手続 ・預かり保育に係る利用料助成金申請手続 ・身体障害者手帳申請書（新規・更新・再交付）、愛の手帳申請書（変更・再交付）、障害福祉に係る日常生活援助サービスの新規申請、マル障受給者証申請（新規・変更・消滅）、各種障害者手当に係る申請書及び現況届など 〇来庁時のスムーズな手続を実現するため、区民事務所において、窓口支援システムによる「書かない窓口」や相談対応への生成ＡＩの活用に向けた実証、待ち時間短縮に向けたバックヤード体制の見直し検討に取り組んでいます。
戸籍証明書類のコンビニ交付の実施	〇令和６年度からコンビニ交付において、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書及び戸籍の附票の交付を開始しました。また、令和７年度から８年度にかけて、申請数が増加する３月から５月においてコンビニ交付における証明書発行手数料を減額することで、更なる利用促進を図っています。
タブレット端末の窓口配置による手続等の利便性向上 マイナンバーカード等を活用した自動入力・情報連携の推進	〇戸籍住民課及び区民事務所窓口において、「書かない窓口」の導入に向けた検討を進めています。令和７年７月には、区民が来庁時にタブレットを利用して申請書の入力ができる窓口支援システムを導入しました。今後は、区民事務所への拡大に向けて進めていきます。 〇戸籍住民課窓口において、マイナンバーカードに登録された情報を利用して申請書を作成できる窓口支援システムの提供を令和７年７月から開始しています。

インターネットを利用した窓口での呼び出しサービスの普及や来庁予約機能の検討	〇混雑状況や待ち人数をインターネット上で確認できる発券機について、すでに導入している戸籍住民課や新小岩区民事務所に加え、令和８年度は他の区民事務所にも新たに設置しました。
区民事務所でのオンライン手続の支援の実施や取扱手続拡充の検討	〇令和７年度から相談対応への生成ＡＩの活用に向け検討を行っています。引き続き区民事務所のサービス向上に向けて検討を進めていきます。
ＤＸによる健康づくりや防災の取組の推進	〇令和６年度から、最適な健康づくりの提案を行い、健康づくりやその成果に応じてポイントが貯まるスマートフォンアプリ「モンチャレ」を提供しています。 〇災害対応を迅速かつ円滑に行うため、令和７年度に災害情報の収集・共有や区民向けの情報発信、意思決定支援及び物資管理が実現可能な総合防災情報システムの構築を行い、運用を開始しました。
区民向けサービスにおけるＤＸの取組	〇住民税証明交付申請書及び住民税申告書の記入補助システムを令和７年 10 月から導入しました。 〇外国人向け生活ガイドブックを、令和７年５月から区公式ホームページ（108 言語で閲覧可能）への掲載に変更しました。 〇粗大ごみ受付票等について電子データによる委託事業者への送付を令和８年２月から開始しました。 〇犬の登録等に係る衛生手数料について、令和７年６月からキャッシュレスレジで収納しています。 〇区民からの異物混入等に係る保健所への相談において、ノーコードツールを活用して写真データを受け付けています。 〇栄養講習会動画「災害時にも役立つ！パパのキャンプごはん」を作成し、区公式 YouTube に公開しました。 〇令和７年４月から自転車駐車場（一部除く）の定期利用のウェブ申込みを開始しました。 〇老朽化した自転車駐車場の設備更新時にキャッシュレス対応の機器を導入しました（一時利用支払い時に活用）。 〇区民が道路・公園の損傷などを通報する手段として、画像や位置情報を送付できるＭＣＲ（My City Report）を活用しています。 〇学校施設開放時に団体が利用人数等を記載する「学校開放日誌」について全校でオンライン化し、併せて利用中止連絡のオンライン化を実施しました。 〇スクールカウンセラーによる保護者向け講座「小学校ってこんなところ教室」をオンラインで開催しました。

	○図書貸出しに係るＩＣＴ機器（自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機）について、令和６年 10 月から鎌倉図書館に、令和７年 11 月から水元図書館に、令和８年１月から奥戸地区図書館に、令和８年７月からお花茶屋図書館に導入しました。 ○電子書籍の蔵書数を約２万冊に増やすとともに、ナレーターが本を朗読した「聴く本」であるオーディオブックを令和７年４月から導入しました。 ○令和６年５月より、図書館ホームページから中央図書館の個人閲覧席の一部の事前予約及び空き会議室の学習室スペース利用可能日時を閲覧できるようにしました。 ○電子書籍にアクセスしやすいように、令和６年９月から中学生に貸与しているタブレットのホーム画面にアイコンを設置しました。

②生成ＡＩを活用した業務効率化の浸透と分析の深化

担当　政策経営部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

生成ＡＩ利用のためのガイドラインや事例集の作成、職員研修の実施	○令和６年６月と令和７年６月に新規採用職員を対象に研修を実施しました。令和８年度には、新たな生成ＡＩ導入に伴う全庁向け研修を実施しました。 ○より一層多くの職員に生成ＡＩの利用を促すため、効果的な活用方法等を記載した生成ＡＩに関する事例集を令和８年２月から庁内へ展開しています（今後も定期的に庁内へ送付予定）。
生成ＡＩ用区情報データベースの構築と継続的な更新	○令和６年６月に葛飾固有の情報を格納した生成ＡＩ用データベースを構築し、戸籍住民課等の各課の窓口業務の参考書籍のデータのほか、日常的に窓口業務で活用している業務手引やマニュアルを生成ＡＩに投入した「かつしか Chat（窓口対応版）」を令和７年７月から開始し、戸籍住民課等の窓口で活用しています。今後も順次、窓口業務の参考書籍のデータを生成ＡＩに投入し、活用範囲の拡大を図っていきます。
生成ＡＩを効果的に活用した区民問合せ対応などの検討・実施	○区民との対話をマイクで拾い、内容から質問の回答案を生成する仕組みである「行政特化型ＡＩエージェントシステム」を構築し、戸籍住民課窓口において令和７年９～10 月に、子育て応援課窓口において令和８年１～２月にかけて実証実験を行いました。 ○包括的相談支援に向けて、各課から他部署で活用できる情報や他部署に共有したい情報を集約して生成ＡＩに投入し、令和８年１月から窓口業務等で活用しています。
業務環境への汎用生成ＡＩの導入	○業務環境である「Microsoft 365」に生成ＡＩを組み込んで業務効率化を実現できる汎用生成ＡＩ「Microsoft 365 Copilot」を導入しました。
窓口来庁予測ＡＩの試行検証	○過去の来客データ・天候・曜日等を基に未来日の来庁者数を予測し、混雑緩和に活用する窓口来庁予測ＡＩツールの検証を令和８年４月から開始しました。

③高齢者や障害者、外国人への手続支援とデジタルデバイドへの対応

担当　政策経営部･地域振興部･福祉部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

スマートフォン操作やオンラインサービスの利用方法の講座の実施・拡充	○マイナポータルやＬＩＮＥを含むスマートフォンの使い方に関する職員出前講座や、令和７年度からは新たに個人参加型のスマホ相談会を開催しました。あわせて、令和８年２～３月には、東京都公式アプリのスマホ設定支援に関する相談会も開催しました。 ○東京都が実施する高齢者のデジタルデバイド*解消に向けたスマートフォン活用支援事業を活用し、区が提供するオンライン申請などのデジタルサービスを高齢者も利用できるよう、令和８年８月から高齢者がスマートフォンを購入する際の費用について一部助成を行います。 ○シニアを対象としたパソコン教室において、令和７年８月からスマートフォンアプリ「モンチャレ」操作方法の個別相談に取り組んでいます。 ○スマートフォンやタブレットを使用した電子書籍体験会について、令和８年２～３月に実施しました。

窓口への翻訳対応透明ディスプレイの活用・普及の検討	○透明ディスプレイやタブレットを活用した翻訳サービスを相談業務等で活用しています。
「やさしい日本語」等の活用	○地域に出向いて職員出前講座を実施し、やさしい日本語の重要性について普及啓発を進めています。 ○区民向け「やさしい日本語」講座を実施し、実践的な使い方等を学ぶ機会を提供しています。 ○外国人向け洪水避難マップを、「やさしい日本語」「英語」「中国語」の３言語で作成し、多様な国籍の区民に対応できる体制を整えたほか、子ども向けとしての活用について調整しています。 ○緊急医療救護所の役割について、外国の方にも幅広く周知するため、英語・中国語・韓国語の多言語版ポスターを作成しました。
読書バリアフリーの充実	○デジタル録音図書再生機器（プレクストーク）の体験コーナーの設置や、バリアフリーに関する事業を行う際にプレクストークを紹介するなど、継続的に利用促進を図っています。

＊デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差

④業務のＤＸ推進に伴う業務執行体制の見直し

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

業務のＤＸを推進するためのＢＰＲによる業務フローの整理・見直し	○手続オンライン化対象業務の検討に併せてデジタルツールを活用した業務見直しに取り組んでいます。また、ＢＰＲ*による業務フローの見直しの検討と合わせ、業務時間の削減効果の検証を行っています。 ○係長級・一般職員向けに業務改革の考え方を理解するためのＢＰＲ研修を実施しています。
ＤＸ後の業務量に基づく業務執行体制の見直しの検討・実施	
ペーパーレスの更なる推進	○使用枚数等の調査や電子化の試行を行い、紙文書削減に向けた基準の作成、モデル部署による保存文書の電子化を行いました。さらに、保存文書の電子化スケジュール（令和８～11年度）を作成し、運用ルール等と併せて、庁内説明会を令和８年３月に実施しました。
	○不要な紙の出力を抑制できるセキュアプリンターや、会議資料をオンラインで共有できるウェブ会議ツールの導入により、ペーパーレスにつながる業務環境の構築に取り組んでいます。 ○全庁において、冊子印刷から区公式ホームページ掲載への変更、各種会議における紙資料廃止に取り組んでいます。 ○東京都のサポートを受けて重点的にペーパーレス化を進めるモデル部署として、障害福祉課の紙の使用状況を検証し、東京都からの削減方法提案を基に、データの管理方法やツールの使用などを検討しています。
ビジネスチャットツールやウェブ会議の更なる活用	○庁内の一部でチャットツールを試行検証し、チャットやウェブ会議を利用できる「Microsoft 365」の利用環境構築、運用ルールの整備を進め、全庁でチャットやウェブ会議を活用しています。
デジタル技術を活用した業務効率化の検討	○業務効率化につながる「Microsoft 365」の利用環境を構築しました。 ○国（デジタル庁）が示すマニュアルを踏まえ、代表的なアナログ規制を対象に例規・運用の点検・見直しに着手しています。 ○ノーコードツールを活用した学校施設カルテの作成に着手し、学校施設開放に関する問合せ回答のスピードアップを図ります。 ○相談者情報管理及び統計作業の負担軽減に向けて、エクセル・手書きの対応者リストや相談記録の入力について、アプリを作成し運用を開始しました。 ○施設管理に係る日常点検チェックシートについて、ノーコードツールでの提出により、回答漏れ防止や集計の効率化を図っています。 ○複数のパース図や模型に替えて３Ｄ動画を作成し、施設整備前に様々な角度から施設の外観及び内観の検討を行うほか、関連工事の近隣説明会で利用しました。今後は区公式ホームページへの掲載により、学校新校舎等のＰＲに活用していきます。

＊ＢＰＲ（Business Process Re-engineering ビジネスプロセス・リエンジニアリング）

業務フローを見直し、抜本的に業務を再設計する業務改革の手法

（２）事業成果の把握・検証に基づく業務改善・見直し

①行政評価による事業成果の把握と検証の徹底

担当　政策経営部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

行政評価制度の一層の浸透	○行政評価の一層の浸透を図るため、これまで各課の庶務担当係長向けに行ってきた説明会の対象に令和８年度から担当者を加えるとともに、計画事業を中心とした評価対象事務事業において、費用対効果の視点に加え、必要性や有効性、効率性に重点を置いた分析を行うことで、各事業の見直し・改善を進めています。 〈行政評価（自己評価）の実施状況〉 年度 / 令和６年度 / 令和７年度 / 令和８年度 評価対象事業数 / 128 / 136 / 139 改善 / 42 / 35 / 91 継続 / 86 / 101 / 47 廃止 / 0 / 0 / 1 〈行政評価（外部評価）の実施状況〉 年度 / 令和６年度 / 令和７年度 / 令和８年度 対象事業 / 事業承継支援事業 / 広報かつしか発行 / 女性視点の防災対策推進 対象事業 / 民間建築物耐震診断・改修事業 / 高齢者福祉施設の運営基盤の強化 / 区民・事業者の環境行動推進 対象事業 / 学びの機会の充実 / 多文化共生社会の推進 / 創業支援事業 対象事業 / 子ども・若者支援体制の充実 / 総合的な保育充実支援 / 認知症事業の充実
行政評価制度の継続した見直し	○対象事務事業の単位や評価方法について、より分かりやすく、改善につながる分析となるよう、適宜、見直しを進めています。令和８年度は、小規模な事務・業務の見直しや業務プロセス・フローの再構築等についても、改善の対象とし、効率的な業務執行に向けた見直し・改善を推進しています。 ○令和８年度から、評価表及び一部の個票において、分析の効率化と客観的な視点の確保を図るため、生成ＡＩを補助ツールとして活用しています。

②行政評価と予算編成との連動強化

担当　政策経営部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

行政評価制度の一層の浸透	○行政評価を実施した結果、「改善」とした事務事業について、今後の方向性に基づき次年度の予算要求につなげるとともに、その結果は、改善一覧表として区公式ホームページで公開しています。
行政評価結果を踏まえた各部ヒアリングの実施	○行政評価の結果を踏まえて、各部における次年度の事業の方向性について、政策経営部の担当者が各部へヒアリングを行い、次年度予算の編成過程における事業の見直し・改善の検討につなげています。引き続き、「計画・実施・評価・改善」のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）の実効性を高めることで、行政需要や区民ニーズの変化に対応した効果的・効率的な行政運営に取り組んでいきます。
事業成果や社会情勢の変化等事実に基づいた予算要求説明の徹底	○行政評価の結果や各種調査結果などの根拠に基づき、社会経済状況や行政評価の結果などを踏まえた予算要求となるよう関係部署と連携して取り組んでいます。

③事実や結果に基づいた区民サービスの立案・検証の実施

担当　政策経営部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

研修による職員への浸透	○事実や結果に基づいたデータを活用し、事業の立案・分析ができる職員の育成に向け、位置情報ビッグデータ分析サービスの操作・活用説明会を実施しています。 ○区民ニーズや社会の流れを適切に把握し、効果的な施策を実施できる職員の育成を目的として、採用２年目と希望する職員を対象にマーケティングリサーチ研修を実施しています。
オープンデータ・ビッグデータの活用検討	○観光事業やまちづくり事業等における人流の把握や施策効果の検証を行い、職員自らＥＢＰＭ*に基づく事業立案ができるよう、位置情報ビッグデータの活用を図っています。

	○東京都が構築を進めている「オープンデータカタログサイト」に、区有スポーツ施設やイベント会場等のデータを令和７年度末に公開しました。 ○東京都が試行で整備した子育て支援制度のオープンデータを活用し、令和７年７月から区公式ＬＩＮＥアカウントによる妊娠週数・月齢に合わせた子育て情報のプッシュ配信を開始しました。

＊ＥＢＰＭ（Evidence Based Policy Making エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）
その場限りの情報に頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的根拠に基づいて企画すること。

（３）区民ニーズに対応した公共施設マネジメントの推進

①利用実態を踏まえた公共施設の一層の利用促進と公共施設マネジメントの推進

担当　施設部・地域振興部・子育て支援部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

区内全域の公共施設を対象とした施設レポートの作成と並行した現状分析の実施	○地域コミュニティ施設を中心に、令和６年度は 11 施設、令和７年度は６施設を対象として施設の使われ方の調査を行っています。施設の利用者へのアンケートを実施したほか、予約時間に対する実利用時間の差異や目的及び利用人数などの利用実態を調査することで、求められる機能や施設の課題の把握に取り組んでいます。
公共施設の活用と適正な保全の推進	○「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」に基づき、「第３期葛飾区区有建築物保全工事計画（令和８年度～令和 12 年度）」を策定するとともに、これらの計画及び現地調査や各種点検の結果を踏まえ、計画的な保全工事・設計を実施しています。 〈保全工事の実施状況〉 令和６年度　学校施設 13 校　その他 12 施設 令和７年度　学校施設 15 校　その他 15 施設 令和８年度（予定）学校施設 17 校　その他 11 施設 ○道路管理計画に基づき区道に必要な点検・修繕を行っています。
	○公園の巡回や遊具の点検、施設更新を計画的に行っています。
地域コミュニティ施設の有効活用	○老朽化等による予防保全のため、計画的に外壁改修及び昇降機設備改修工事などを行いました。 ○令和６年度に旧新小岩北区民事務所及び旧新小岩区民サービスコーナーの内装改修工事を行い、貸室の増設や区民ロビーの拡張等施設を有効活用しました。 ○施設の快適性向上を図るため、計画的にトイレの洋式化及び温水洗浄便座の設置を実施しました。 ○省エネ法上の削減目標達成のため、計画的に照明設備のＬＥＤ化を実施しました。
子育て支援施設の整備	○白鳥保育園・白鳥児童館の施設更新について、（仮称）子ども未来プラザ白鳥として整備するための施設の設計が完了し、建築工事に着工しました（令和９年度後半開設予定）。 ○二上保育園の新園舎の工事に向けて、保育園運営事業者とレイアウト調整を行い、設置認可手続の準備を進めています（令和９年４月開設予定）。
公共施設のおもてなし対応強化	○施設の快適性向上を図るため、以下のとおり実施しました。 ・地域コミュニティ施設等に温水洗浄便座を設置しました。 令和６年度　設置施設数：９施設、設置数：14 か所 令和７年度　設置施設数：５施設、設置数：６か所 ・令和７年度は９か所の公園、令和８年度は５か所の公園でトイレの洋式化を実施しています。 ・バリアフリートイレの新設・改修工事について、令和６年度は２か所、令和７年度は４か所、令和８年度は３か所の公園で実施しています。
防犯カメラの設置	○総合庁舎において、出入口や利用者の多い窓口等、防犯効果の高い場所を中心に防犯カメラを設置しました。 ○地域コミュニティ施設（23 か所）に防犯カメラを設置していきます。
図書館の効果的・効率的な運営	○利用しやすい図書館とするため、開館日・開館時間の統一を図りました。 ・地区図書館（にいじゅく地区図書館を除く） 火曜日～土曜日　午後６時まで ・地域図書館児童室 午後６時まで ・年末年始（中央図書館及び地域図書館） 12 月 31 日から１月２日まで　休館

	12月29・30日及び１月３日　開館 〇図書館で貸出し等の利用を終えた絵本を区立保育園に贈与しています。

（４）区民等への情報発信と意見把握

①多様な方法による区民等からの意見聴取の検討と実施

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

ウェブモニター制度の本格実施	〇令和６年度からウェブモニターを本格実施しています。 〈ウェブモニター実施状況〉 モニター数：500人 令和６年度　５回　延べ回答人数2,068人 令和７年度　４回　延べ回答人数1,713人
マーケティングリサーチの活用促進の検討	〇政策・施策マーケティング調査について、令和６年度から対象を「18歳以上」から「15 歳以上」に拡大して実施するとともに、区立小学校の５・６年生の児童並びに区立中学校の生徒を対象とし、質問項目を子ども向けに変更した小・中学生向けのマーケティング調査を行っています。 〇区民ニーズや社会の流れを適切に把握し、効果的な施策を実施できる職員の育成を目的として、採用２年目と希望する職員を対象にマーケティングリサーチ研修を実施しています。 〇令和６年度から、データ利活用ツール「Tableau」を活用したデータ分析の手法を学ぶデータ利活用研修を実施しました。また、マイクロソフト社の「PowerBI」について活用検討を進め、令和８年度からは全庁で活用ができる環境としました。
求める区民等へ届く広報活動の充実	〇広報かつしかについて、折り込みをしていたスポーツかつしかとパワフル！かつしかの発行を廃止し、広報かつしかにスポーツ面と、産業・しごと面を設け、必要な情報にたどり着きやすくしました。また、全面カラーにより、伝えたい部分にメリハリをつけ目立たせるとともに、１面には写真とタイトルのみを記載し、中面で詳しく説明する記事を増やすことで、内容へ誘導する紙面づくりを進めています。 〇区公式ホームページから区民が必要としている情報にアクセスしやすくするために、令和８年度はホームページ上にＡＩチャットボット*の試行導入を実施し、その有効性を検証します。検証結果を踏まえ、導入の可否や今後の活用方法について整理します。 〇葛飾に住みたい・関わりたいと思う人を増やし、区への愛着や理解を深めることを目的に、令和７年度に新たにシティプロモーションサイトを開始し、区内外への情報発信の充実に取り組んでいます。 〇情報を必要とする人が必要な情報を受け取れるよう、区公式ＬＩＮＥにより、分野ごとのセグメント機能を活用し、プッシュ型情報発信を進めています。ごみ収集日の定期配信に加え、令和７年度には、出産予定や子どもの月齢に合わせた情報が届く、子育て情報の配信を開始しています。

*チャットボット

質問を入力すると、自動で案内や回答をしてくれるサービス

＊セグメント配信

利用者に合わせて、必要な情報だけを届ける配信方法

②子ども・若者の意見を区政に活かすための仕組みづくり

担当　総務部・子育て支援部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

かつしか若者未来会議の実施	〇令和６年度から、「葛飾区を素敵なまちにしたい」という思いを抱く若者が集まって活動する「かつしか若者未来会議」を実施しています。令和６年度、７年度は、イベント事業の企画立案を行い、区長へ事業のプレゼンテーションを行った上で、

	イベントを開催しています。令和８年度も引き続き会議を実施して意見交換をしながら事業企画を検討していきます。
葛飾区子どもの権利条例の普及啓発	○図書館において子どもの権利に関する図書の特集コーナー設置のほか、広報かつしかに記事を掲載し、子どもの権利について周知しました。 ○子どもの権利をより身近に感じてもらうため、葛飾区子どもの権利条例啓発キャラクターを制作しました。 ○区役所２階区民ホールやえきにこわなどに子どもの権利に関するパネル展示を実施し、普及啓発を進めています。 ○子どもの権利に関する職員向け研修や区民向け講座を実施しています。令和８年度は、区立小学校・中学校・幼稚園の教職員を対象とした研修を実施しました。
子どもにも分かりやすい情報提供	○区公式ホームページ内に、子どもに関する情報を集約し、「相談・意見」や「こどものけんり」などの種別ごとに区分けするとともに、分かりやすい言葉と親しみやすいデザインを使った「かつしかこどものページ」を令和７年４月に開設しました。 ○「かつしかこどものページ」内に、子どもたちの思いを区に伝えるためのフォームである「こえポス～かつしか子どもの“こえ”ポスト～」を令和７年４月に開設しました。 ○子ども向けの葛飾区バス路線図を作成したほか、区内小学校でのバス乗り方教室を実施しました。 ○電子書籍のＩＤ・パスワードを配付している中学生向け「かつしかっ子ブック」事業を令和７年４月から小学校高学年も対象にしました。
子ども向けパブリック・コメントの実施	○令和６年度から、子どもに関係する各種計画の策定に当たり、子ども向けに分かりやすいパンフレットを作成し、パブリック・コメントを実施しています。
子どもの権利委員会の設置	○子どもの権利保障を推進することを目的に令和６年９月に設置した葛飾区子どもの権利委員会を毎年度２回開催し、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利保障の状況等を検証しています。
「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」の運用	○「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」を職員用掲示板に掲示し全庁に広く周知しました。
葛飾区子ども会議の実施	○令和８年度から「葛飾区子ども会議」を実施し、小学５年生から中学３年生までの子どもが、日頃の生活や学校、地域に関する身近なテーマについて意見交換を行う機会を設けます。会議を通じて、子どもの意見表明や意見形成、社会参画を支援するとともに、子どもの視点やニーズを把握し、より良い区民サービスの検討につなげていきます。
子どもがのびのび遊べる環境の整備	○子どもからの意見・要望を汲み取り、白鳥四丁目公園と東新小岩二丁目西児童遊園に子どもボール遊び場を整備しました。

２　職員の育成と適正な業務執行体制の確立

（１）区政を支える職員の育成と意識向上、職場環境整備

①職員の経営感覚の育成、意識向上

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

「葛飾区人材育成基本方針」改定の検討	○令和６年度より人材育成の一層の充実を図り、ＯＪＴ強化の検討や研修を通じたキャリア形成意識の醸成などに取り組むとともに、令和８年度には職員の行動指針を策定して目指すべき職員像を明示した上で、業績評価との連動を図りました。今後はこれらの先行した部分を踏まえ、改めて人材育成基本方針の改定を検討していきます。
研修の推進・充実	○人材育成の一層の充実に向け、令和６年度から研修内容の見直しを進め、令和８年度は各職層研修の内容整理、動画による予算や契約などの実務研修の実施、気付きや行動変容を促す対話型研修の拡大を図りました。
経営感覚育成研修の試行実施	○令和６年度から今後の区政を担い、管理・監督職の昇任を見据えた「経営感覚を持った職員」を育成することを目的として、主に主任１～３年目の職員を対象に研修を実施しています。
職員提案制度の実施	○令和７年度から、職員の資質向上と政策立案能力の育成を目的として、職員提案制度を実施しています。 また、職員による提案を効果的な政策立案につなげるため、課題発見・課題解決に必要な知識や手法を学ぶ政策立案スキルアップ講座を開催しています。

②区民サービスを支える職員の育成

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

各種研修の実施	○「葛飾区人材育成基本方針」で定める「求める５つの職員像」を実践できる職員の育成に努めながら、職員の生産性向上につなげていくため、職員研修実施計画に基づき、職層研修や実務研修を計画的に実施しています。 ○情報セキュリティ管理者及び新規採用職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、一般職員向けに J-LIS「リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修」を実施しています。 ○ＤＶ被害に関する正しい知識を習得し、適切な対応を学ぶ研修を実施しています。 ○性の多様性に関する職員向け研修を実施しています。 ○認知症に関する基礎知識や認知症のある方への接し方を学ぶための認知症サポーター養成講座を実施しています。 ○「障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領」に基づいた職員向けの集合研修を実施しているほか、管理職を除く全職員を対象に、研修を実施しています。
地域を守る防災意識の向上	○災害対策本部図上訓練、受援訓練、国民保護訓練、災害対応の動画研修及び危機管理能力習得のためのロールプレイ研修を実施しています。 ○避難所指定職員の基礎的知識の習得を図るとともに、研修の際に、マンホールトイレの組立て訓練等を行っています。
デジタル人材の育成	○新規採用職員に「Word や Excel 等基本的なＰＣ操作等研修」及び「ＩＣＴ・デジタル基礎研修」を実施しています。また、デジタルツールの使用方法及びＤＸ基礎知識を学ぶ動画研修コンテンツ（Udemy）を活用したデジタル人材育成研修について、ＤＸ推進に意欲的な職員を対象に実施しています。 ○実務における活用が進むよう、以下のデジタルツールに関する操作研修を実施しています。 ・ノーコードツール（Kintone、LoGo フォーム）操作研修 ・ＡＩ－ＯＣＲ・ＲＰＡ*操作研修 ・データ利活用ツール（Tableau、PowerBI）操作研修 ○職員のＩＣＴ資格取得の補助やドローンの資格取得支援を行っています。
協働意識の醸成	○区内における様々な協働の取組をリーフレットやＳＮＳ向けショート動画などを通じてより分かりやすく周知するとともに、職員向け研修の中で、自らの仕事を捉え直し、協働の本質を理解することで、行政職員としての使命と誇りを再確認

	することを目的として、地域で活動する団体に講師として登壇いただくなど、協働意識の醸成を図っています。
ＳＤＧｓの意識の醸成	○職員一人一人がＳＤＧｓの趣旨を踏まえて事務事業を進めていけるよう、採用１年目の職員を対象とした研修や管理職候補者を対象とした研修を実施しています。 ○ＳＤＧｓ本部を開催し、職員一人一人のＳＤＧｓに対する意識の向上を図りつつ、行政評価等を通じて、ＳＤＧｓの更なる推進の観点から事業の見直しを行っています。さらに、各種イベントを通じた普及啓発や職員出前講座等の実施を通じて、職員のＳＤＧｓに係る意識の醸成に取り組んでいます。
保健師人材育成方針	○区民へ質の高い保健活動を提供することを目的に策定した「葛飾区保健師人材育成方針」により、キャリアラダー*を作成し、保健師の成長目標を具体的に定めて取り組んだほか、保健師人材育成委員会を設置し、方針に沿った人材育成の推進及び進捗管理を行っています。
福祉職人材育成基本方針	○「葛飾区福祉職人材育成基本方針」について令和７年４月から運用を開始しました。キャリアラダー*を活用して、専門職としての能力の現状と到達目標を確認し、人事考課制度の目標・成果票に設定することで管理職等との面接を通じて能力開発と目標の達成に取り組んでいます。
衛生監視職の人材育成基本方針	○基本方針策定後は、衛生監視職のスキル達成度チェックリストを用いて、上司が達成度を確認し、アドバイスするとともに、次年度以降の職員の担当業務に反映させています。また、専門知識習得のために、座学での専門研修に加えて検査手技に関する実地研修も受講させています。これらの取組を継続的に実施していくことで、職員の能力の平準化と底上げを図り、事業者や区民に対して精度の高い検査結果の提供及び分かりやすい説明につなげています。
「葛飾区児童相談所・一時保護所人材育成方針」及び「葛飾区児童相談所・一時保護所職員研修計画」	○児童福祉行政を適切に担う人材の確保と育成を実現するため、中長期的な人材育成方針と具体的な研修計画を令和５年度に策定しました。毎年度「職員育成に係る検討会」（全２回）及び「研修振り返り会議」を開催し、職員研修計画については毎年度精査を重ねて計画的に更新しています。
施設部専門職（建築・電気・機械）の人材育成基本方針	○専門職の育成が喫緊の課題となっていることから、専門職に欠かせないナレッジ（経験・スキル・ノウハウ）を適切にマネジメントしていくための取組をまとめ、職員一人一人がこの視点を持ち、人材育成に取り組むことができるよう、令和８年３月に策定しました。
児童相談所ケースワーク業務におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ*の導入	○専門家による研修を組織的に受講しています。そのほか、自主的な学習会を計画的に運営し、職員間でばらつきのあったケースワーク手法を統一化して業務の質の向上と効率化を図っています。

*ＲＰＡ（Robotic Process Automation）

ＡＩ（人工知能）等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。

*キャリアラダー

職員がどのような知識や経験を積み、次の段階へ成長していくかを示した、成長に応じた育成の仕組みのこと。

＊サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ

子どもの安全を第一に考えながら、家族や関係者と協力して課題を整理し、安心して生活できる環境づくりを進める方法

③職員の適性をより活かした異動・配置の仕組みの検討と実施

担当　総務部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

人材情報の共有化の検討	○令和８年度からタレントマネジメントシステムを導入し、これまで紙や個別データで収集していた職員の評価やスキルに係る情報の一元管理及び共有化を図ることで、より効果的・効率的な人材の配置・育成につなげていきます。
職員の人事異動基準の見直し	○職員一人一人の能力と適正に応じた職場配置を行うため、これまでも人事異動方針や人事異動基準を定めていましたが、令和７年度新規採用者からは、若手職員を複数の多様な職場で業務を経験させることにより能力や意欲の向上を図れるよう、新たなジョブローテーション基準を定めました。
係長級職員の確保	○平成 30 年の行政系人事制度改正以降の主任職昇任選考に合格した職員について、係長職を担う能力が実証された者は原則合格とすることを徹底し、係長級職員の確保を図っています。

④専門性を有する職員の採用と活用

担当　総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

専門性を必要とする業務の把握 専門知識等を有する職員の採用・適正配置	○法規担当業務や児童相談業務など専門的な知識経験が必要な職務に加え、令和７年度からはシティプロモーション強化のため、知見を有する任期付職員を任用しました。今後も、区職員では得ることの難しい知識経験が必要な分野については、必要に応じて専門家の活用を検討していきます。
専門性の高い業務を行う会計年度任用職員の活用	○専門的な知識経験を必要とする法規担当業務を行う会計年度任用職員を任用しています。 ○専門性の高い業務知識を有し、会計年度任用職員を束ね、各種計画の策定や図書館業務全体のマネジメントや調整を行う職として統括図書館専門員を任用しています。

⑤職員が働き続けることのできる職場環境づくり

担当　総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

長時間勤務の是正策の検討 テレワーク、時差勤務の推進	○テレワーク制度や時差勤務制度により、職員が柔軟に働くことができる環境整備を進めるとともに、引き続き業務の効率化による超過勤務の縮減を図りながら、業務量を踏まえた適切な人員配置に努めています。
職員の働きやすい環境づくり	○季節や気候、体調に応じて快適で働きやすい服装で業務効率化の向上を図るため、令和８年５月より通年での軽装勤務を本格実施しています。
カスタマー・ハラスメントへの対策	○令和７年５月に葛飾区職員カスタマー・ハラスメント対策基本方針及び手引を策定し、職員に対してカスタマー・ハラスメント対応を反映した区民対応力向上研修を実施しています。 ○令和６年度に、葛飾区立図書館条例に第３条「利用の制限」を加える改正を行い、図書館内の秩序を乱す利用者等に対して、図書館の利用を拒む、又は禁止することができるようにしています。

⑥職員のメンタルヘルス対策の推進

担当　総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

各種研修の実施	○新任職員を対象にストレスの概要や対処方法を習得する「セルフケア」の研修、係長２年目の職員を対象に働きやすい職場づくりを実践するための知識を習得する研修を実施しています。係長２年目の職員を対象とした研修については、受講生が自職場のストレスチェック結果を活かして働きやすい職場をつくるための計画立案の実習を行うことで、より実態に即した研修としています。令和８年度は、新たに「昇任前の不安解消」につなげるため、係長職昇任を控えた主任４年目の職員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施していきます。
メンタリング制度の推進	○メンタリングにおけるメンターの役割理解のための研修のほか、令和７年度からは、上司に求められる人を育てる職場づくりを学ぶ研修を実施しています。
ストレスチェックの成果向上	○職場環境を改善する期間を確保するため、６月にストレスチェックを実施しており、ストレスチェックの結果を活かした働きやすい職場環境づくりを学ぶ研修の実施や、５人以上の課・係において職場分析も実施しています。また、高ストレス職場を対象に専門家を派遣し環境改善のアドバイスを行う職場環境改善支援を実施しています。
児童相談所支援者支援コーディネーターの配置	○児童相談所開設に伴い、感情労働による職員の精神的な負担を軽減するための心のケアを行う専門職員として配置し、希望面接の対象職種の拡大や配属１、２年目職員の定期面接を行っています。

（２）適正な業務執行体制の確立

①柔軟な組織体制の整備と適正な職員数管理

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

適正な業務執行を確立するための組織整備の不断の検討・実施	○新たな業務や区政課題に柔軟かつ適切に対応するため、人員・組織ヒアリングを実施し、次年度に向けた各課の課題・要望を整理し、柔軟な組織体制の整備を行っています。 〈組織整備による部長・課長のポスト数〉 令和６年度　部長 23　課長 106 令和７年度　部長 22　課長 102 令和８年度　部長 22　課長 102
業務量に基づく効果的・効率的な人員体制の不断の検討・実施	○所属長ヒアリング及び現場視察等にて各課の現状・課題を把握し、必要となる業務量を算定するとともに、外部委託やＤＸ等が効果的・効率的と判断した業務については、手法を検証し、導入することで適正な職員数管理を行っています。
各職場に共通する内部事務の集約による業務効率化の検討	○葛飾区生成ＡＩである「かつしか Chat」に対し、令和６年度には契約、会計、庶務事務などの内部事務のマニュアルを投入し、令和７年度には窓口部署である戸籍住民課等の窓口マニュアルを投入し全庁活用をしました。 ○業務処理方法、組織形態及び人員配置、職員育成及び異動方針など、執行体制に係るマネジメント全般を対象として、先進自治体や民間事例などを踏まえながら、検討を進めています。

②【再掲】業務のＤＸ推進に伴う業務執行体制の見直し

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

業務のＤＸを推進するためのＢＰＲによる業務フローの整理・見直し	※「１（１）④業務のＤＸ推進に伴う業務執行体制の見直し」参照
ＤＸ後の業務量に基づく業務執行体制の見直しの検討・実施	
ペーパーレスの更なる推進	
ビジネスチャットツールやウェブ会議の更なる活用	

③不適正な業務執行を未然防止する仕組みづくり

担当　政策経営部・総務部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

リスクマネジメント制度の効果検証と必要に応じた見直し	○不適切事務の発生防止に向けて、月に１回、Web 研修・Web テストを行い、適正な事務執行に向けた職員の意識と知識の向上を図っています。
その他不適正な業務執行の未然防止策の検討	○令和６年度には、通知の誤発送を防ぐための窓あき封筒の原則化、メールの誤送信を防ぐための送信前チェック機能を導入し、潜在的なリスクの縮小を図っています。
リスクマネジメント研修の実施	○リスク発生原因を分析し、発生時の対処方法や組織体制の在り方を学ぶことを目的として、係員３年目・主任１年目・主査を対象に研修を実施しています。
実務研修の実施	○適正な事務処理を行うための実務能力を習得することを目的に、内部講師による研修と作成した動画を活用した研修（予算・契約・会計・文書）を実施しています。
適正な会計処理の更なる推進	○年度初めに、初めて予算担当者になった職員向けに執行状況表の確認方法を周知しています。また、出納整理期間中の各課における執行管理と執行状況表の確認を徹底する旨を通知し、適正な会計処理の定着を図っています。

④新庁舎移転後の利便性の高い窓口体制の構築の検討

担当　政策経営部・総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

窓口サービスのＤＸの検討	○利便性の高い窓口サービスの提供に向け、窓口業務で必要なデジタルツール（窓口支援システムによる「書かない窓口」、混雑状況の可視化が可能な番号発券機等）の導入について検討を進めています。 ○窓口支援システムによる「書かない窓口」については、戸籍住民課の導入に続き国保年金課、子育て応援課への導入に向けて検討を進めています。 ○混雑状況や待ち人数をインターネット上で確認できる発券機については、すでに導入している戸籍住民課や新小岩区民事務所に加え、令和８年度は他の区民事務所にも新たに設置しました。
総合窓口の開設に係る配置や開庁時間・曜日、組織体制の検討	○窓口業務を所管する各課とのヒアリング等を通して、新庁舎における総合窓口の構成、フロア配置、窓口カウンターや待合席の数の検討・調整を行い、新庁舎基本レイアウトを作成しました。

⑤業務のＤＸに伴う区民事務所業務の在り方の検討

担当　政策経営部・地域振興部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

業務のＤＸに伴う区民事務所業務の在り方の検討	○区民により身近な区民事務所において、区民の利便性の向上や業務の効率化を図るため、デジタル化による利便性の高いサービス提供方法、執行体制の見直しに向け、関係課によるＰＴにより検討を進めています。 〈主な検討内容〉 窓口支援システム「書かない窓口」の導入、相談・業務へ生成ＡＩの活用、効率的な人員体制の構築、外国人への対応

3　持続可能な財政運営の構築

（１）歳入確保と持続可能な財政基盤の構築

①確実な徴収と適正な債権管理

担当　総務部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

現年度内の確実な徴収の推進	○納付方法の拡充について、二次元コードを活用した納付方法の導入を検討しました。また、Ｗｅｂ口座振替受付サービスを導入し、収納率の向上を図っています。 ○納期限内に納付がされない場合、速やかに督促状を発付し、督促で反応がない場合、催告を実施しています。さらに、高額な案件に対しては差押予告書の発付や勤務先照会などを行い、滞納者への納付勧奨を積極的に行っています。 ○ウェブサービスによる金融機関への預金調査（pipitLINQ など）を本格的に実施し、確実な滞納処分の実施を進めています。
法令に基づいた滞納整理の実施	○財産調査等を実施後、滞納者の担税力を見極めた上で適切な滞納処分を行っています。
執行停止や各種制度の適用などの適正な債権管理の実施	○経済的な事情等があって納期限内の納付が困難である方に対して、各種猶予制度を活用し、分割納付を認めるなど、柔軟かつ確実な納付に取り組んでいます。 ○十分な担税力がないと判断された滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を行っています。

②公共用地の有効活用による歳入の確保

担当　政策経営部・総務部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

公共用地の貸付・転用・売却の実施	○公共用地の売却、貸付について、以下のとおり実施しました。 貸付、売却により未利用の公共用地を有効活用することで、歳入の確保を図っています。令和６年度は 140,774,265 円、令和７年度は 128,700,765 円の歳入がありました。また、令和８年度は 125,797,839 円の歳入を見込んでいます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法定外公共物売却	6件	2件	1件
一般用地売却	0件	0件	0件
公社所有地一時貸付	1件	2件	0件
用地取得基金に属する土地一時貸付	2件	2件	2件
区土地貸付	8件	13件	13件
区建物貸付	4件	4件	4件
定期借地制度（定期借家制度含む）	10件	10件	9件

③交付金や補助金等の特定財源確保の精査

担当　政策経営部・各部

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

補助金等の有効活用	○国・都の動向を注視した上で、補助金活用が積極的に行われるよう関係部署と連携して取り組んでいます。新たな国庫・都補助金等として、令和６年度予算では 33,565 千円、令和７年度予算では 168,009 千円、令和８年度予算では 114,592 千円を確保しました。 ○東京都と協議を重ね、３Ｃ（子供・長寿・居場所）区市町村包括補助事業について、未活用の区分であった Choju（長寿）と Community（居場所）の活用に向けて庁内調整を行い、Choju（長寿）の該当事業を選出しました。令和８年度からの活用に向けて事業所管課が東京都と協議しています。
補助金等の活用における全庁共有の仕組みの構築	○東京都の補助制度を網羅的に整理した「区市町村に対する補助等の調べ（東京都総務局行政部作成）」のデータについて、共有フォルダへ掲出し、全課宛てに活用を呼びかけています。

④基金の効果的な活用と運用

担当　政策経営部・会計管理室

【令和６年度～８年度（令和８年７月末現在）の取組状況】

基金の効果的な積立	○決算剰余金や効率的な予算執行で捻出した財源などを活用して補正予算で積み立てるとともに、財政状況を見極めながら当初予算にも積み立て、健全な財政運営に努めています。
基金の積極的な運用	○「葛飾区公金運用管理基準」に基づき安全性を第一に、流動性にも留意し、国内外の金融情勢に関する資料をタイムリーに収集・分析するなどして、利回りの高い金融商品を選び運用しています。また、調達された資金が環境問題や社会問題を解決するために使われるＳＤＧｓ債も、引き続き積極的に購入しています。令和６年度は約３億円、令和７年度は約５億１千万円の利子収入を確保しました。

庶務報告　Ｎｏ．５
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

スタジアムのあるべき姿（案）について

スタジアム構想担当課

１　趣旨

スタジアム構想について、第３回までの葛飾区スタジアム構想事業検討委員会（全６回。以下「検討委員会」という。）での議論を踏まえ、スタジアムの将来像や方向性、理念等からなる「スタジアムのあるべき姿（案）」を取りまとめたことから、その内容について報告するものである。

２　「スタジアムのあるべき姿（案）」について

別紙のとおり

３　今後の取組について

令和８年９月１日から実施しているスタジアム構想に関するアンケートについては、その結果を今後の検討委員会において活用していく。

また、令和８年10月には、地域住民との対話の場及び住民説明会を実施するとともに、地元自治町会をはじめとする地域団体に対しても、引き続き進捗状況等を説明していく。

別紙

葛飾区における
スタジアムのあるべき姿（案）
～365日、まちが沸く。世界とつながる、葛飾のスタジアム～

これまでの経緯と「スタジアムのあるべき姿」策定の背景

検討の経緯と今後の想定スケジュール

令和５年２月
私学事業団総合運動場の取得とスタジアム整備も含む将来の活用に向け、区と私学事業団が基本協定を締結しました。

令和６年３月
区が私学事業団から総合運動場の土地を取得しました。

令和６年９月
私学事業団総合運動場を「東新小岩運動場」として定め、区民の利用を開始しました。

令和８年２月
東新小岩運動場を都市計画上の「運動公園」とすることを決定しました。

令和８年６月
葛飾区スタジアム構想事業検討委員会を発足しました。

令和９年３月（予定）
検討委員会の検討結果を踏まえ、「スタジアム構想」を策定する予定です。

令和９年４月以降（予定）
公募等を含めた事業化の段階へ移行し、実現に向けた取組を進めます。

現状及び背景

【現状】
葛飾区では、誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができる環境づくりを進めており、令和６年３月に私学事業団総合運動場の敷地等を取得し、現在は「東新小岩運動場」として活用を図るとともに、将来的にスタジアムを単なるスポーツ施設としてではなく、交流やにぎわいを創出し、地域の活性化やまちづくりにつながる拠点として位置付け、その実現に向けた検討を行っています。

【背景】
スタジアム整備は、計画から整備、運営に至るまで長期間にわたる事業であり、その過程では社会情勢や地域ニーズ、技術の変化など様々な要因への対応が求められます。このため、事業化を進めるに当たり、スタジアムが地域において果たすべき役割や目指す方向性を明確にし、検討や意思決定に関わる共通の考え方を整理しておくことが重要です。そこで、将来にわたり一貫した視点で事業を推進するため、「スタジアムのあるべき姿」を策定します。

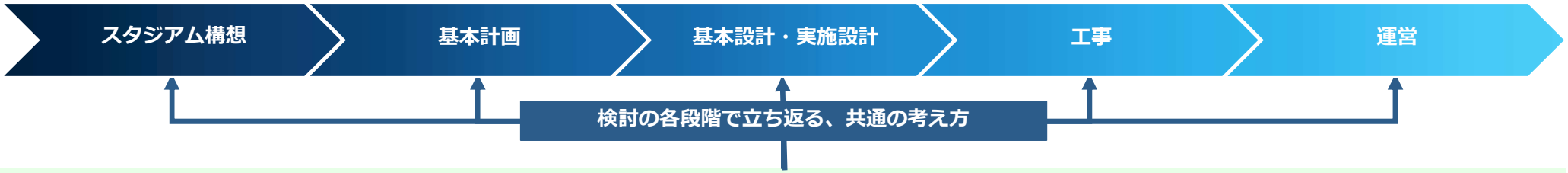
【これまで実施した住民説明会等】

日程	内容
令和5年6月17日	私学事業団総合運動場の取得・活用に向けた検討状況について
令和5年10月27日	土地譲渡契約及び区管理移行後の施設利用方法の検討状況について
令和6年4月20日	私学事業団総合運動場敷地の取得及び今後の施設利用方法について
令和7年3月15日	スタジアム構想に係る基礎調査結果等の報告について
令和7年7月12日	都市計画公園（原案）及びスタジアム構想について
令和8年2月14日	民間事業者ヒアリングの結果報告及び今後の進め方について
令和8年3月14日	セミナー「スタジアムとまちづくり」の開催

1

あるべき姿の策定・活用方針

- 今後の検討の共通の考え方として、スタジアムの将来像や方向性、理念等からなる**「スタジアムのあるべき姿」を策定します**。
- 「スタジアムのあるべき姿」は、新小岩地域の特性や課題、期待される役割を踏まえ、**「葛飾らしさ」を示す４つのあり方**と**公共性を支える５つの要素**で構成します。**これらがすべて実現された状態を「あるべき姿」**とします。
- 「スタジアムのあるべき姿」を、**スタジアム構想から基本計画・設計・工事・運営までの共通の考え方**とします。



スタジアムのあるべき姿
～365日、まちが沸く。世界とつながる、葛飾のスタジアム～

葛飾区「らしい」スタジアムの４つのあり方

- ①国際コンテンツの発信拠点
- ②産学官金連携による共創の拠点
- ③地域との共存拠点
- ④トップレベルのスポーツの感動を届け、憧れを育む拠点

＋

公共性を支える５つの要素

- ①都市公園とスタジアムの親和性
- ②防災拠点としてのスタジアム
- ③地域とスタジアムの共存
- ④スポーツを軸とした価値の提供
- ⑤スタジアムの公共性と経済性

2

葛飾区「らしい」スタジアムの４つのあり方　①国際コンテンツの発信拠点

- 『キャプテン翼』をはじめとする葛飾区のコンテンツは**海外でも高い認知度**を持ちます。スタジアムを**国際的な発信・交流の拠点**とします。
- **23区初のＪ１基準の球技専用スタジアムという希少性**と地域資源を掛け合わせます。区内外・海外から人を呼び込み、地域へ還元します。

目指す姿	
世界に届く地域コンテンツの活用	• 葛飾で育まれた文化や物語を生かし、区の魅力を国内外へ継続的に発信していく拠点とします。
国内外への発信・交流機会の創出	• 試合日以外も地域に開かれた場として活用し、『キャプテン翼』など葛飾区のコンテンツを国内外へ発信するとともに、多様な担い手との連携・交流を促す拠点を目指します。
観光資源・ランドマークとしての活用	• 『キャプテン翼』などのブランド力を生かし、区のシンボル・観光資源として位置付け、インバウンドを含む新たな来訪の流れを地域につなげます。
首都・東京の新たな拠点としての発信	• 23区初のＪ１基準の球技専用スタジアムとして、国内外から注目される場となり、葛飾区の魅力を世界に発信します。

参考事例

サンティアゴ・ベルナベウ（スペイン・マドリード）

- クラブの歴史や名場面を体感できるミュージアムやスタジアムツアーが年間を通じて提供され、試合日以外にも国内外から来訪者を呼び込む観光の目的地となっています。
- 開閉式屋根や格納式ピッチを備え、サッカーに加えて音楽ライブや大型スポーツイベント、企業イベントなど、多様な用途に活用されています。



スタジアム外観



スタジアム内ミュージアム

出典：Madridista News,レアル・マドリードHP

3

葛飾区「らしい」スタジアムの４つのあり方　②産学官金連携による共創の拠点

- 区内のものづくり企業、伝統産業、大学等の知的資源を生かすとともに、スタジアムを**産業の競争力強化と産学官金連携の拠点**とすることを目指します。
- 展示・交流・共創の場を備えるとともに、区内企業が区外・海外の企業や人材と出会い、**新たな事業が生まれる場**をつくることを目指します。

目指す姿	
地域産業の魅力・技術の発信	• 区内のものづくりや伝統産業の技術と魅力を、国内外に向けて発信できる場を目指します。
産学官金による共創ネットワークの構築	• 企業、大学、学校、行政、金融機関、地域団体が分野を越えて関わり、知見や資源を結び付ける共創基盤を目指します。
企業・人材が集い挑戦できる場の提供	• 地域の企業や新たな担い手、学生などが集い、分野を問わず挑戦できる機会を生み出す場を目指します。
365日稼働を支える施設の工夫	• 天然芝育成に係るスタジアムの各種可動機構や芝の持続可能な張替えを行うマネジメント手法などを検討し、芝の養生と多目的利用を両立する工夫により、365日稼働するスタジアムを目指します。

参考事例

ヨハン・クライフ・アレナ（オランダ・アムステルダム）

- スタジアムと周辺地区を「都市の縮図」と捉え、実際に人が集まる環境をそのまま実証の場として開放しているスタジアムです。
- 自治体や大学、研究機関、企業、スタートアップが参画し、エネルギーの地産地消や大型蓄電池、モビリティ、混雑時の安全管理、来場者体験の向上などに取り組んでいます。
- ここで生まれた技術やノウハウは他の施設や都市へも展開され、スタジアムが産業を生み出す基盤として機能しています。



スタジアム外観



スタジアム内部の大型蓄電池

出典：ヨハン・クライフ・アレナHP

4

葛飾区「らしい」スタジアムの４つのあり方　③地域との共存拠点

- スタジアムを、サッカー等のスポーツにとどまらない場とします。葛飾区、地域企業、大学等がデータを収集し、地域課題の解決に取り組む**リビングラボなどを導入することで、地域との共存拠点として位置付けます。**
- 整備の過程から地域とともに考えます。取組を公開し、**成果を地域へ還元し続ける共存拠点**とします。

目指す姿	
地域課題を解決するリビングラボなどの導入	• スポーツを起点に、健康、教育、福祉、まちづくりをつなぎ、地域課題の解決に継続的に取り組む場とするとともに、まちづくりとの連携を踏まえた交通計画や都市計画への展開を目指します。
地域産業・大学と連携した実証の実施	• 地域の企業や大学等と連携し、技術や知見を生かした取組を実践しながら育てていく場とするとともに、研究から実践に生かせるリビングテックを通じた地域のDXを促す拠点を目指します。
区民が継続的に参加できる仕組みの構築	• 構想の段階から区民とともに考え、完成後も関わり続けられる、地域に開かれた場とします。
駅前・商店街とつながるにぎわい	• 試合後の回遊など、駅前商店街や周辺空間と人の流れを連動させ、地域のにぎわいと混雑の緩和を両立することを目指します。

参考事例

クイーン・エリザベス・オリンピック・パーク（英国・ロンドン）

- ロンドン五輪のレガシーである公園全体を、地域ぐるみの実証の場（リビングラボ）として開放している事例です。
- 住民や学校、大学、自治体、企業など多様な主体が参加し、気候変動への対応、健康、移動のしやすさといった地域課題に取り組んでいます。
- 住民自身が課題を持ち込み、解決策をともにつくる仕組みを備え、試した成果を地域の暮らしへ実装しています。



スタジアム外観



イノベーション・フォーラムの様子

出典：クイーン・エリザベス・オリンピック・パークHP

5

葛飾区「らしい」スタジアムの４つのあり方　④トップレベルのスポーツの感動を届け、憧れを育む拠点

- 23区初のＪ１基準の球技専用スタジアムとして、選手と観客の距離が近く、**トップレベルの競技がもたらす感動を分かち合える場とします。**
- 選手が最高の力を発揮できる環境を整えます。そこで生まれる憧れが、**次の世代の目標となる拠点**とします。

目指す姿	
最高の競技環境の提供	• 更衣・回復のための諸室や、屋根・空調による快適な環境を備え、選手が最大限の力を発揮できる場とします。
臨場感を共有する「みる」価値の提供	• 球技専用スタジアムの利点を生かし、選手と観客がともに臨場感と一体感を得られる場とします。
子どもたちの憧れと目標を育む環境づくり	• 天然芝でのプレーや一流の試合との出会いを通じ、子どもたちが目標を描ける場とします。
選手の声を反映した施設づくり	• 円形のロッカールームや冷浴設備など、その時代に即した競技環境と選手のニーズを取り入れ、競技力と一体感を高める空間とします。

参考事例

トッテナム・ホットスパー・スタジアム（英国・ロンドン）

- 観客をピッチに近づけることを設計思想とし、最前列とタッチラインの距離を約５～８ｍまで近接させたスタジアムです。
- 大規模な一層式スタンドと音響設計により、観客の声が場内を包み込む、一体感のある観戦環境を実現しています。
- クラブと地域の歴史を伝える体験型のミュージアムを併設し、観戦とあわせてスポーツ文化に触れられる場となっています。



スタジアム外観



ピッチに近い座席

出典：MFS, Populous

6

葛飾区「らしい」スタジアムの４つのあり方を補完する　公共性を支える５つの要素

- 区として、スタジアムに期待される役割を「公共性を支える５つの要素」として掲げます。
- 「葛飾らしさ」を示す４つのあり方を補完し、両者が揃うことで「あるべき姿」を実現します。

目指す姿	
①都市公園とスタジアムの親和性	● 都市公園の開放性や緑豊かな環境と調和し、誰もが気軽に訪れ利用できる空間を確保することで、**日常と非日常が共存するスタジアム**とします。地域に開かれた憩いと交流の場として、人々の暮らしに寄り添います。
②防災拠点としてのスタジアム	● 平時は交流やにぎわいの場として活用しながらも、災害時には避難や支援活動に供する機能を備えるなど、**地域の安全・安心を支えるスタジアム**とします。防災力の向上に寄与し、災害に強いまちづくりを支えます。
③地域とスタジアムの共存	● 周辺環境や住環境、環境共生への配慮を図るとともに、地域住民や関係団体との連携を深めながら、地域とともに成長し、**地域のシンボルとして愛されるスタジアム**とします。地域との信頼関係を大切にしながら、持続的な価値を育みます。
④スポーツを軸とした価値の提供	● 「する・みる・支える」スポーツの魅力を提供し、人々の健康づくりや生きがいの創出、**子どもたちの成長や地域愛醸成につながるスタジアム**とします。スポーツを通じた感動やつながりを広げ、豊かな地域社会の形成に貢献します。
⑤スタジアムの公共性と経済性	● 区民に広く利用される公共施設としての役割を果たしながら、**民間企業の資金やノウハウを最大限に活用した、にぎわい創出による経済性を持った持続可能なスタジアム**とし、長期的な視点に立ち、安定した運営の実現を図ります。

庶務報告　Ｎｏ．６
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

令和８年度都区財政調整区別算定結果について

財政課

１　葛飾区の算定状況

（単位：百万円、％）

	令和８年度算定額 A	令和７年度算定額 B	差引増減額 C＝A－B	増減率 C／B
基準財政収入額 a	53,611	(49,375) 49,375	(4,236) 4,236	(8.6) 8.6
基準財政需要額 b	150,584	(143,560) 141,052	(7,024) 9,532	(4.9) 6.8
差引交付金 b－a	96,974	(94,186) 91,678	(2,788) 5,296	(3.0) 5.8

２　２３区の算定状況

（単位：百万円、％）

	令和８年度算定額 A	令和７年度算定額 B	差引増減額 C＝A－B	増減率 C／B
基準財政収入額 a	1,654,228	(1,509,674) 1,509,674	(144,553) 144,553	(9.6) 9.6
基準財政需要額 b	2,873,715	(2,740,692) 2,690,319	(133,024) 183,396	(4.9) 6.8
差引　b－a	1,219,488	(1,231,018) 1,180,645	(△ 11,530) 38,843	(△ 0.9) 3.3
うち財源不足額	1,263,591	(1,261,246) 1,213,974	(2,345) 49,617	(0.2) 4.1
うち財源超過額 （＊）	44,103	(30,228) 33,329	(13,875) 10,774	(45.9) 32.3
交付金交付額	1,263,591	(1,261,246) 1,213,974	(2,345) 49,617	(0.2) 4.1

（注）１　計数については表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。
２　増減率は表内計数により計算しています。
３　令和７年度算定額の（　）内数値は再調整算定額（令和７年度確定額）です。

（＊）財源超過区・・・港区、渋谷区

令和８年度　都区財政調整区別算定結果（当初算定）

（単位　：　千円）

区名	基準財政収入額	基準財政需要額	内訳		普通交付金	
			経常的経費	投資的経費		
千代田区	36,519,338	38,393,837	28,780,171	9,613,666	1,874,499	
中央区	50,847,607	72,406,964	56,642,962	15,764,002	21,559,357	
港区	122,861,371	88,915,262	69,768,151	19,147,111	0	※
新宿区	72,714,020	101,065,503	82,230,265	18,835,238	28,351,483	
文京区	50,039,178	75,903,331	58,648,035	17,255,296	25,864,153	
台東区	36,674,606	67,783,697	53,656,895	14,126,802	31,109,091	
墨田区	40,407,609	88,661,588	69,482,996	19,178,592	48,253,979	
江東区	83,392,427	157,802,700	121,756,454	36,046,246	74,410,273	
品川区	76,740,422	126,475,442	98,842,618	27,632,824	49,735,020	
目黒区	62,203,138	80,291,362	63,091,886	17,199,476	18,088,224	
大田区	111,700,442	198,300,527	156,804,793	41,495,734	86,600,085	
世田谷区	170,943,122	237,258,806	187,171,005	50,087,801	66,315,684	
渋谷区	80,929,411	70,772,333	56,538,198	14,234,135	0	※
中野区	51,220,507	99,976,237	79,871,726	20,104,511	48,755,730	
杉並区	94,227,469	149,603,789	118,128,633	31,475,156	55,376,320	
豊島区	48,695,269	87,444,637	69,881,373	17,563,264	38,749,368	
北区	46,754,985	113,897,307	90,338,063	23,559,244	67,142,322	
荒川区	27,982,199	79,353,257	62,836,802	16,516,455	51,371,058	
板橋区	72,219,139	165,063,540	131,222,918	33,840,622	92,844,401	
練馬区	99,431,813	211,878,776	165,238,726	46,640,050	112,446,963	
足立区	79,855,422	202,891,658	159,264,026	43,627,632	123,036,236	
葛飾区	53,610,533	150,584,233	118,783,453	31,800,780	96,973,700	
江戸川区	84,257,730	208,990,632	164,506,934	44,483,698	124,732,902	
合計	1,654,227,757	2,873,715,418	2,263,487,083	610,228,335	1,263,590,848	

※　財源不足額が生じていないため不交付となる。

令和８年度　都区財政調整　（前年度当初算定対比）

（単位：千円、％）

区分			令和８年度当初算定ア	令和７年度当初算定イ	差引増△減ウ＝ア－イ	増減率エ＝ウ／イ	備考
交付金の総額	調整税等	固定資産税	1,540,359,597	1,515,905,067	24,454,530	1.6	
		市町村民税法人分	767,871,047	697,860,862	70,010,185	10.0	
		特別土地保有税	10,000	10,000	0	0.0	
		法人事業税交付対象額	102,386,397	97,720,077	4,666,320	4.8	
		固定資産税減収補填特別交付金	344	36,591	△ 36,247	△ 99.1	
		計	2,410,627,385	2,311,532,597	99,094,788	4.3	
	条例で定める割合		56%	56%			
	当年度分		1,349,951,336	1,294,458,254	55,493,082	4.3	
	精算分		10,436,850	3,822,172	6,614,678	－	
	計 A		**1,360,388,186**	**1,298,280,426**	**62,107,760**	4.8	
	内訳	普通交付金分　A × 94%	**1,278,764,895**	**1,220,383,600**	**58,381,295**	4.8	
		特別交付金分　A × 6%	**81,623,291**	**77,896,826**	**3,726,465**	4.8	
基準財政収入額 B			**1,654,227,757**	**1,509,674,375**	**144,553,382**	9.6	
	特別区税	特別区民税	1,169,339,114	1,078,925,949	90,413,165	8.4	
		軽自動車税 環境性能割 ※1	59,421	278,588	△ 219,167	△ 78.7	
		軽自動車税 種別割 ※1	－	3,754,882	△ 3,754,882	皆減	
		軽自動車税 ※2	3,818,266	－	3,818,266	皆増	
		特別区たばこ税	68,540,416	65,541,298	2,999,118	4.6	
		鉱産税	0	0	0		
		小計	1,241,757,217	1,148,500,717	93,256,500	8.1	
	利子割交付金		9,538,430	12,082,487	△ 2,544,057	△ 21.1	
	配当割交付金		29,461,854	29,495,587	△ 33,733	△ 0.1	
	株式等譲渡所得割交付金		59,205,861	35,910,887	23,294,974	64.9	
	地方消費税交付金		284,608,560	251,965,247	32,643,313	13.0	
	ゴルフ場利用税交付金		41,769	41,510	259	0.6	
	環境性能割交付金 ※1		－	4,778,181	△ 4,778,181	皆減	
	地方特例交付金		8,954,614	4,947,690	4,006,924	81.0	
	計		1,633,568,305	1,487,722,306	145,845,999	9.8	
	地方揮発油譲与税		2,715,223	3,236,106	△ 520,883	△ 16.1	
	自動車重量譲与税		10,878,731	10,563,407	315,324	3.0	
	航空機燃料譲与税		820,262	835,293	△ 15,031	△ 1.8	
	森林環境譲与税		1,214,884	1,256,840	△ 41,956	△ 3.3	
	交通安全対策特別交付金		909,580	953,439	△ 43,859	△ 4.6	
	合計		1,650,106,985	1,504,567,391	145,539,594	9.7	
	特別区民税特例加減算額		△ 22,001,915	△ 18,019,549	△ 3,982,366	－	
	地方消費税交付金特例加算額		26,122,687	23,126,533	2,996,154	13.0	
基準財政需要額 C			**2,873,715,418**	**2,690,319,411**	**183,396,007**	6.8	
	経常的経費		2,263,487,083	2,151,290,313	112,196,770	5.2	
	投資的経費		610,228,335	539,029,098	71,199,237	13.2	
差引 C－B			**1,219,487,661**	**1,180,645,036**	38,842,625	3.3	
	財源不足額		**1,263,590,848**	**1,213,974,041**	49,616,807	4.1	
	財源超過額		**44,103,187**	**33,329,005**	10,774,182	32.3	
交付額	普通交付金		**1,263,590,848**	**1,213,974,041**	**49,616,807**	4.1	
	特別交付金		**81,623,291**	**77,896,826**	**3,726,465**	4.8	
	計		**1,345,214,139**	**1,291,870,867**	**53,343,272**	4.1	

※1 令和８年改正前の地方税法による区分
※2 令和８年改正後の地方税法による区分

庶務報告　Ｎｏ．７
政　策　経　営　部
令和８年９月２５日

予算編成過程の公表について

財政課

１　趣旨

どのような考え方に基づき予算編成を行っているかを明らかにすることにより、予算編成の透明性向上及び区民への説明責任の充実を図るため、予算編成過程を公表するもの。

２　公表内容

（１）予算編成について（依命通達）

別紙１のとおり

（２）一般会計歳入・歳出予算款別予算要求状況

別紙２のとおり

３　公表方法

区公式ホームページへの掲載

４　公表スケジュール

令和８年９月　予算編成について（依命通達）

11月　一般会計歳入・歳出予算款別予算要求状況

令和９年２月　当初予算（案）

別紙１

８葛政財第１６２号
令和８年８月２８日

各部長　宛て

葛飾区副区長
長　谷　川　　豊

令和９年度予算編成について（依命通達）

Ⅰ　本区のおかれた現状

中東地域を始めとする不安定な海外情勢や円安の影響等に伴う食料品価格やエネルギー価格等の物価上昇が継続しており、区民生活や区内事業者の事業活動に大きな影響を及ぼしている。こうした状況に対応するため、国や東京都の制度による支援策とともに、区独自の支援策を織り交ぜながら、スピード感を持って、その時々の状況に応じて必要となる施策を積極的に展開してきたところである。

こうした中、令和８年度当初予算編成では、物価上昇の影響により事業費全体が増加する状況下で、学校施設を始めとする公共施設の整備や駅周辺の再開発などの普通建設事業費の増のほか、私立保育所等の運営費助成を始めとする扶助費の増などに対応するため、事務事業の見直しを行うとともに、公共施設整備や街づくり事業には基金繰入れや区債発行などの財政対応力を最大限活用し、予算を編成したところである。

全国的に雇用・所得環境が改善する下で、春闘では３年連続で５％台の賃上げが実現するなど、経済の先行きに前向きな動きがみられるものの、資源・原材料価格を始めとする物価上昇、人口減少・少子高齢化に伴う人手不足の恒常化、激甚化・頻発化する風水害を始めとする災害対応などの課題は、区の行財政運営に依然として影響を与えている。

Ⅱ　今後の財政状況の見通し

国の経済は「デフレではない状況」へ移行し、新たな成長型経済への本格的な移行は道半ばでありつつも、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に支えられ、緩やかな回復が続くことが見込まれている。一方、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を引き続き注視する必要がある。

本区においては、景気回復への期待から一定の歳入は見込まれるものの、今後の税制改正において、「都市と地方の税源偏在是正」を目的として、特別区財政調整交付金の原資となる固定資産税や市町村民税法人分に対する措置が検討されていることなどを踏まえると、歳入の見通しは楽観視できるものではなく、区財政に与える影響を十分に注視していく必要がある。

また、歳出面においては、物価上昇の継続による財政負担を始め、介護・医療・福祉

等の社会保障関係費、小・中学校など公共施設の改築や長寿命化に向けた計画的・予防的修繕、駅周辺の市街地再開発事業などの投資的経費等が高水準で推移するなど、行政需要は今後もますます増大していくことが見込まれており、安定的な財政運営に向けた備えを着実に進める必要がある。一方、子育て支援や防災対策などの社会的課題に対しては、その時々で必要とされている施策にスピード感を持って、かつ積極果敢に取り組む必要がある。

あらゆる世代の方々が「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを推し進めていくため、令和８年度の予算執行においても既存の事業を不断に見直すという視点を持ち、適切な執行に努め、事業の実施方法を見直すなど、行政需要に積極的に対応しながら、基金残高を確保し、財政対応力を保持していかなければならない。

Ⅲ　予算要求に当たり

令和９年度においても山積する課題に対応しつつ、安全・安心な区民生活を守るとともに、本区の持続的な発展を推し進めていくためには、人口の維持・増加を図りながら、区民生活の充実や地域経済の活性化を図っていく必要がある。また、基本計画において掲げる「夢と誇りあるふるさと葛飾の実現」と「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」の基本方針に基づき、政策・施策を進めるとともに、令和９年度を始期とする後期実施計画の策定を見据え、新たな行政課題への取組などを積極的に進めていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、優先すべきもの、変えていくべきものを十分に見極めた上で、行政評価の結果や事業の執行状況等を踏まえ、既存の事務事業の見直し、改善及び再構築を進める必要がある。単なる経費の削減にとどまらず、区民サービスの向上、業務の効率化、職員の適正な業務執行体制の確立、将来負担の抑制などの観点から、限られた行財政資源を効果的かつ効率的に配分・活用していかなければならない。

そのため、令和９年度の予算編成においては、全ての職員が本区の財政状況を理解した上でコスト意識を持ち、ＤＸの活用や業務プロセスの見直しを行い、区民生活や地域経済の向上のために、これまで以上に大局的かつ重点的に予算要求を行わなければならない。

したがって、各部においては、令和９年度予算編成に当たって、ＰＤＣＡサイクルの中で、執行状況や行政評価等を踏まえ、事業内容や執行体制の更なる見直しを行った上で、新たな財源確保に努めることとする。さらに、自らの責任と権限の下、事業の優先度を再度検証して、限りある行財政資源を必要な施策や事業に重点的・効率的に配分し、区民の信託に応えていくこととする。

以上のことを踏まえ、「区民第一・現場第一」「スピード感」「おもてなし」を区政運営の主眼として、区民との協働の下、着実にその歩みを進める必要がある。そのため、令和９年度予算の見積りに当たっては、下記事項に留意し、遺漏のないよう対処されたい。

この旨、命により通達する。

記

1　各部においては、本通知の趣旨を踏まえ、社会・経済情勢を踏まえた部の予算編成方針を定めること。予算編成方針には、将来を見据えた新たな取組、行政評価制度等による既存事業の見直しについて、明確に記載すること。

2　計画事業については、現在策定を進めている後期実施計画における政策・施策の今後の方向性を踏まえて要求するとともに、ＳＤＧｓの 17 のゴールの実現に資する要求とすること。なお、要求に当たっては、国・都支出金等の特定財源の活用、事業の実施年度や既定の事務事業との兼ね合いも含めた執行体制などについて、計画策定中の経過等も踏まえて政策企画課及び関係各課と十分に調整を図り、くれぐれも過大な要求になることのないよう、精査の上で真に必要な経費のみ要求すること。

3　基本計画に掲げた「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」及び計画事業並びにＳＤＧｓ推進計画に掲げた「ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクト」の着実な推進に努めるとともに、各部長がマネジメント機能を十分に発揮し、令和９年度に実施すべき重点事業を絞り込み、トップヒアリングに提案すること。

また、令和８年６月１日付け８葛政政第 114 号「「葛飾区を取り巻く現状と令和９年度以降に向けた今後の方向性」について」を踏まえ、本区の持続可能な発展に向けた人口維持・増加を図りつつ、将来を見据えた計画的かつ効果的な事業構築を行い、遅滞なく実施するために必要な経費を要求すること。

4　上記２・３の要求・提案に際しては、区民の視点に立って、区民や事業者との協働を推し進める工夫など、既存の考え方にとらわれず、積極的に取り入れること。

5　経常経費については、引き続き「枠配分方式」による配当を行うので、各部の責任と創意工夫の下、主体的な編成を行い、部内で十分に再構築を行った上で、その成果を要求に反映させること。

6　行政評価制度の自己評価及び外部評価の結果を十分に考慮し、評価の過程における指標実績等の分析の結果、明らかとなった課題に対する対応を踏まえた要求とすること。

7　区民サービスの向上のほか、効率化の視点を踏まえ、新規事業及び拡大事業については社会経済状況を鑑み、その効果を十分に検証し、構築すること。また、既存事業については類似事業との精査や必要性及び成果等を分析し、現状に即した事業の構築を図ること。その上で、必要な財源の確保に努め、要求すること。

8　デジタル技術の導入に当たっては、単なる技術の導入に留まらず、新たなサービスの構築や効率的な組織体制を含む事務の抜本的な見直し、改善を同時に行うなど、効果が最大化されるよう検討した上で要求すること。

　また、導入後の効果についても分析・検証を継続して行い、技術の進歩や利用状況の変化なども踏まえ、見直しを図ること。

9　公共施設の改築・改修や保全については、「葛飾区公共施設等経営基本方針」や「葛飾区区有建築物保全工事計画策定方針」、施設ごとに策定された個別計画の趣旨を踏まえること。

　また、区民ニーズや将来の施設再編の検討状況を的確に把握するとともに、保全計画にあるものも改めて必要性を整理し、関係各課と十分に調整、検討を図った上で、工事不調・不落対策の観点からも発注時期の平準化に留意し要求すること。

10　歳入の見積りに当たっては、既存の補助金等の積極的な活用を始め、国や都の予算編成や制度改正、経済対策等の新たな施策の動向を注視し、補助金等の新たな財源の確保を図るなど、的確な見積りに努めること。

11　特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等については、滞納整理の促進を始め、収納率の一層の向上に努めること。

12　予算の見積りに当たっては、「民間活用ガイドライン」に基づいて、選定・契約・モニタリング等の留意点を十分踏まえた上で、経費節減の効果が見極められる場合は、積極的に業務委託等の民間活用を検討すること。

　また、引き続き業務委託を行う場合は、より効率的・効果的な業務委託に向け、現在の業務委託の効果を検証した上で次年度の業務内容等の精査を行うこと。

13　「指定管理者制度」を導入し、指定管理者に管理運営を委託する場合においては、質の確保の観点にも留意し、その公共施設管理の仕様や運営事業の内容、必要性及び効果等について十分精査した上で、経費の見積りを行うこと。

14　令和 12 年度中に予定している新庁舎への移転を踏まえ、契約内容や契約期間等の検討を行い、必要な経費を要求すること。

15　予算要求に当たっては、要求漏れ、積算誤り、科目誤り及び根拠資料の不足がないよう、各課において作成担当者以外の職員による確認を行うなど、組織的なチェックを徹底すること。また、新規事業、拡大事業及び事業内容を大きく変更する事業については、実施体制及び事務処理手順を十分に整理した上で要求すること。

令和９年度　一般会計歳入予算款別予算要求状況

（単位：千円、％）

款名	令和９年度 当初予算要求額	令和８年度 当初予算額	増減額	増減率	構成比
1　特別区税		40,944,210			
2　地方譲与税		737,000			
3　利子割交付金		603,000			
4　配当割交付金		1,274,000			
5　株式等譲渡所得割 交付金		1,940,000			
6　地方消費税 交付金		13,027,000			
7　環境性能割 交付金		313,000			
8　地方特例交付金		303,000			
9　特別区交付金		99,000,000			
10　交通安全対策 特別交付金		40,000			
11　分担金及び 負担金		766,090			
12　使用料及び 手数料		3,446,867			
13　国庫支出金		57,514,827			
14　都支出金		25,979,827			
15　財産収入		1,145,884			
16　寄附金		71,556			
17　繰入金		17,256,725			
18　繰越金		2,000,000			
19　諸収入		5,026,014			
20　特別区債		11,571,000			
歳　入　合　計		282,960,000			

令和９年度　一般会計歳出予算款別予算要求状況

（単位：千円、％）

款名	令和９年度 当初予算要求額	令和８年度 当初予算額	増減額	増減率	構成比
1　議会費		609,514			
2　総務費		30,751,226			
3　環境費		8,584,805			
4　福祉費		103,785,730			
5　衛生費		8,816,971			
6　産業経済費		5,326,429			
7　都市整備費		25,842,770			
8　教育費		47,749,937			
9　職員費		29,178,805			
10　公債費		2,449,907			
11　諸支出金		19,563,906			
12　予備費		300,000			
歳　出　合　計		282,960,000			
歳 入 歳 出 差 引					

庶務報告　Ｎｏ．１
総　　務　　部
令和８年９月２５日

公文書等の管理状況について

総務課

葛飾区公文書等管理条例第19条の規定に基づき、令和７年度の公文書等の管理状況について、下記のとおり報告します。

記

１	公文書ファイル等管理簿の記載状況	資料１のとおり
２	新たに移管対象となった歴史的公文書ファイル	資料２のとおり
３	その他の公文書の管理状況	資料２のとおり
４	特定歴史的公文書の保存及び利用の状況	資料３のとおり

資料１

１　公文書ファイル等管理簿の記載状況

令和７年度に各実施機関に調査を行い、令和８年度分として使用することを決定した公文書ファイルの状況

（単位：件）

実施機関	公文書ファイル数		
		電子ファイル数	紙ファイル数
区長	11,904	7,136	4,768
教育委員会	2,016	1,510	506
選挙管理委員会	445	170	275
監査委員	77	69	8
農業委員会	5	5	0
区議会事務局	131	85	46
合　　計	14,578	8,975	5,603

（注釈）

公文書・・・・・・・・・・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画等であって、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。

公文書ファイル・・・公文書が綴じ込まれている令和8年度分のファイル。

電子ファイル・・・・・区の文書管理システムや各業務システム上に文書が綴じ込まれているファイル。

紙ファイル・・・・・・・紙媒体によって文書が綴じ込まれているファイル。

資料２

２　新たに移管対象となった歴史的公文書ファイル

令和７年３月 31 日に保存期間を満了し、歴史的公文書ファイルとして総務課への移管対象となった件数。

（単位：件）

実施機関	公文書ファイル数		
		電子ファイル数	紙ファイル数
区　　長	320	134	190
教育委員会	90	68	22
選挙管理委員会	7	3	4
監査委員	5	0	5
農業委員会	1	1	0
区議会事務局	3	0	3
合　　計	426	206	224

※　1件のファイルの中に、2つの実施機関で共有しているファイルが存在するため、全体の件数とは一致しない。

※　1件のファイルの中に、電子と紙で保管しているファイルが存在するため、全体の件数とは一致しない。

（注釈）

歴史的公文書・・・・・将来にわたって区の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書。

３ その他の公文書の管理状況

項目	実施状況
職員研修等	公文書管理研修、文書取扱主任説明会、令和８年度公文書ファイル作成に関する説明会、希望職員向け動画研修を実施
制度整備	公文書等管理条例の全面施行、文書取扱規程の改正等
普及啓発	公文書管理に関する啓発記事を「人材育成ニュース」に掲載

資料3

4 特定歴史的公文書の保存及び利用の状況

（単位：件）

当初文書を作成・取得した実施機関	保存	利用	
	特定歴史的公文書件数	所管課による利用件数	区民等による利用件数
区　　長	10,534	21	3
教育委員会	394	0	0
選挙管理委員会	307	0	0
監査委員	447	0	0
農業委員会	132	0	0
区議会事務局	97	0	0
合　　計	11,911	21	3

※ 合計の 11,911 件は、全て条例施行前に歴史的公文書に指定した公文書である。

（注釈）

特定歴史的公文書・・・当初文書を作成・取得した実施機関から総務課に移管された歴史的公文書

所管課による利用・・・・業務上必要になった特定歴史的公文書

区民等による利用・・・・情報公開制度による請求があった特定歴史的公文書

庶務報告　Ｎｏ．２
総　　務　　部
令和８年９月２５日

専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

総務課

１　専決処分事項

損害賠償額の決定

２　損害賠償の相手方、契約件名、延滞日数及び損害賠償額

相手方	契約件名	延滞日数	損害賠償額
東京都港区西新橋三丁目22番８号 ＮＴＴ東日本株式会社 東京事業部	電話サービス契約（令和８年４月利用分）	29日	16円

３　事案の概要

葛飾区保健所及び子ども総合センターの電話サービス契約における令和８年４月利用分について、利用料金の支払が期限内に完了しなかったことにより延滞利息が発生したため、その延滞利息の額を損害賠償として支払うもの

４　専決処分年月日

令和８年６月26日

庶務報告　Ｎｏ．３
総　　務　　部
令和８年９月２５日

専決処分（和解）の報告について

総務課

１　専決処分事項

和解

２　和解の相手方

[redacted]

３　事案の概要

⑴　令和７年10月23日午前10時36分頃、東京都葛飾区東四つ木三丁目１番先において、相手方の従業員が業務として運転する車両が葛飾区所有の街路樹の枝に接触する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

⑵　葛飾区は、本件事故による倒木が道路を塞ぎ、通行上危険な状態であったことから、同日中に当該倒木を撤去した。

４　和解の概要

⑴　相手方は、葛飾区に対し、本件事故による倒木の撤去費用に関する損害賠償金として、金325,962円の支払義務があることを認める。

⑵　前号の金員のうち、金100,000円については、相手方が葛飾区に対して支払うものとする。

⑶　第１号の金員のうち、金225,962円については、相手方の保険会社が葛飾区に対して支払うものとする。

⑷　前２号の金員の支払をもって、葛飾区と相手方は、街路樹の撤去費用に係る損害に関し、相互に何らの債権債務が存しないことを確認する。

５　専決処分年月日

令和８年７月８日

庶務報告　Ｎｏ．４
総　　務　　部
令和８年９月２５日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てについて

総務課

次のとおり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てがあったため、報告するもの

１　原告の主張（変更前）

被告が原告に対し令和６年３月28日付け及び令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分のうち、「障害の程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること」の有期認定の「必要」は認められず、当該有期認定は著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

そして、当該有期認定の期限の到来により行われる再認定に係る障害認定診断書の提出命令及び当該命令に従わないことを理由に特別障害者手当を支給しないこととする処分は、違法な当該有期認定に起因する一連の流れであって、全て同一目的・同一効果を有するものであるから、著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

２　原告の主張（変更後（下線部が変更部分））

葛飾区長が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分のうち、「障害の程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること」の有期認定の「必要」は認められず、当該有期認定は著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

そして、当該有期認定の期限の到来により行われる再認定に係る障害認定診断書の提出命令及び当該命令に従わないことを理由に特別障害者手当を支給しないこととする処分は、違法な当該有期認定に起因する一連の流れであって、全て同一目的

・同一効果を有するものであるから、著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

3　訴訟の内容

⑴　事件名　[redacted]　特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件

⑵　裁判所　東京地方裁判所

⑶　原告

[redacted]

⑷　被告

葛飾区

⑸　請求の趣旨（変更前）

ア　被告が原告に対し令和６年３月28日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（２年）」「令和７年10月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

イ　被告が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

もしくは

被告が原告に対し令和８年１月７日付けでした「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」との特別障害者手当認定処分にもかかわらず、原告が被告に対し、令和11年１月に特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項に基づく書類その他の物件を提出する義務がないことを確認する

ウ　被告は、原告に対し、被告の原告に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項に基づく特別障害者手当の再認定に係る障害認定診断書の提出命令に原告が従わないことを理由として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律26条の５が準用する同法11条に基づき、令和11年１月から特別障害者手当を支給しない処分をしてはならない

エ　訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

⑹　請求の趣旨（変更後（下線部が変更部分））

ア　葛飾区長が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分が「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」とするにもかかわらず、原告が、被告に対し、同処分に基づく特別障害者手当の受給資格を令和11年２月１日以降も有することを確認する

イ　葛飾区長が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

ウ　訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

４　事件の経過

⑴　令和７年10月３日　訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月６日）

⑵　令和７年12月４日　第１回口頭弁論期日

⑶　令和８年２月19日　第２回口頭弁論期日

⑷　令和８年３月19日　第３回口頭弁論期日（原告による訴えの変更申立て）

⑸　令和８年７月９日　第４回口頭弁論期日（原告による訴えの変更申立て）

５　区の方針

引き続き、特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告　Ｎｏ．５
総　　務　　部
令和８年９月２５日

義務付け等請求控訴事件の上告受理申立て不受理決定について

総務課

令和８年３月４日に最高裁判所に上告受理の申立てがあった事件について、上告審として受理しない旨の決定があったため、報告するもの

１　第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の２第１項第４号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

①組合に対し権利変換計画について同意したこと。

②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。

③当該総会へ出席して反対しなかったこと。

④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。

⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

２　第一審の内容

⑴　事件名　[redacted]　義務付け等請求事件

⑵　裁判所　東京地方裁判所

⑶　原告

別紙１原告目録のとおり

⑷　被告

葛飾区長

⑸　請求の趣旨

ア　被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金７億1,610万2,775円及びこれに対する令和５年７月１日から支払済みまで年３分の割合による金員を請求

せよ

イ　訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

⑹　第一審の判決の趣旨

ア　本件訴えのうち、１①から④までの部分を却下する。

イ　原告らのその余の請求を棄却する。

ウ　訴訟費用は原告らの負担とする。

⑺　第一審の判決の理由

ア　１①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、１④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ　１②は「財産の管理」に当たり、１③は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、本件監査請求は令和６年２月29日にされたものであり、１②については令和４年12月24日にあったものといえ、１③は同日に終わったものであるといえるため、１年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ　１⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

３　控訴審における控訴人の主張

⑴　都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和５年６月30日である。

⑵　葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和５年６月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30日であるため、正当な理由があることから、監査請求期間である１年を徒過しても請求は認められるべきである。

⑶　第一審において、監査請求期間を徒過しており、適法な監査請求の前置を欠くと判断するのであるなら、正当な理由があるか否かについて、裁判所は釈明権を行使すべきであった。

⑷　組合に対し権利変換計画について同意したことは、施行区域内の土地建物等の財産を処分し、かつ、本来取得できるはずの権利床に係る権利を放棄するものであり、「財産の処分」に該当し、事業の権利変換に関する処分の日までに当該同意を撤回しなかったことは「財産の管理を怠る事実」に当たる。

⑸　第一審は、本案について実質的な審理をせず、審理不尽がある。

４　控訴審の内容

⑴　事件名　[redacted]　義務付け等請求控訴事件

⑵　裁判所　東京高等裁判所

⑶　控訴人

別紙２控訴人目録のとおり

⑷　被控訴人

葛飾区長

⑸　控訴の趣旨

ア　原判決を取り消す。

イ　被控訴人葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金７億1,610万2,775円及びこれに対する令和５年７月１日から支払済みまで年３分の割合による金員を請求せよ。

ウ　訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

⑹　控訴審の判決の趣旨

ア　本件控訴をいずれも棄却する。

イ　訴訟費用は、控訴人らの負担とする。

⑺　控訴審の判決の理由

ア　控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画が確定しないこと等を理由に、権利変換期日である令和５年６月30日を監査請求の起算日と解することはできない。当該監査請求が対

象とする青木克徳がした１②及び１③の行為については、第一審判決のとおり（2⑺イ）であり、控訴人らの主張は採用できない。

イ　控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画の確定時期は正当な理由を裏付ける事情となるものではない。そして、権利変換計画の縦覧については組合のホームページに掲載されており、これにより、それに先立つ組合の総会決議の存在を知ることができたと認められるから、地方自治法第242条第２項ただし書にいう正当な理由があるとは認められないため、控訴人らの主張は採用できない。

ウ　控訴人らは、第一審の第３回口頭弁論期日においての発言から、監査請求期間の徒過について正当な理由があるか否かが争点となることを認識していたのであるから、釈明権の不行使が問題となる余地はないため、控訴人らの主張は採用できない。

エ　組合に対し権利変換計画について同意したことは、都市再開発法等の法令上の規定に基づくものではなく、何らの法的効果も有しない事実上のものにすぎないから、第一審判決のとおり（2⑺ア）であり、控訴人らの主張は採用できない。

オ　控訴人らの訴えのうち、１①から④までについては不適法であるから却下すべきであり、１⑤についてはその前提を欠くのであるから棄却すべきであることは明らかであって、その余の点については判断する必要はないため、控訴人らの主張は採用できない。

5　上告受理申立ての内容

⑴　事件名　[redacted]　行政上告受理申立て事件

⑵　裁判所　最高裁判所

⑶　申立人　別紙３上告受理申立人目録のとおり

⑷　相手方　葛飾区長

⑸　上告受理申立ての趣旨

ア　本件上告を受理する。

イ　原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

⑹　上告受理申立ての理由

控訴審の判決は、法令の解釈に関する重要な事項について誤りがある。

6　最高裁判所の決定の内容

⑴　本件を上告審として受理しない。

⑵　申立費用は申立人らの負担とする。

7　最高裁判所の決定の理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第１項により受理すべきものとは認められない。

8　事件の経過

⑴　令和６年４月11日　訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和６年５月24日）

⑵　令和６年７月19日　第１回口頭弁論期日

⑶　令和６年10月30日　第２回口頭弁論期日

⑷　令和７年１月28日　第３回口頭弁論期日

⑸　令和７年５月13日　第４回口頭弁論期日

⑹　令和７年７月22日　第５回口頭弁論期日

⑺　令和７年９月19日　判決言渡期日

⑻　令和７年10月２日　控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）

⑼　令和８年１月20日　控訴審口頭弁論期日

⑽　令和８年２月19日　控訴審判決言渡期日

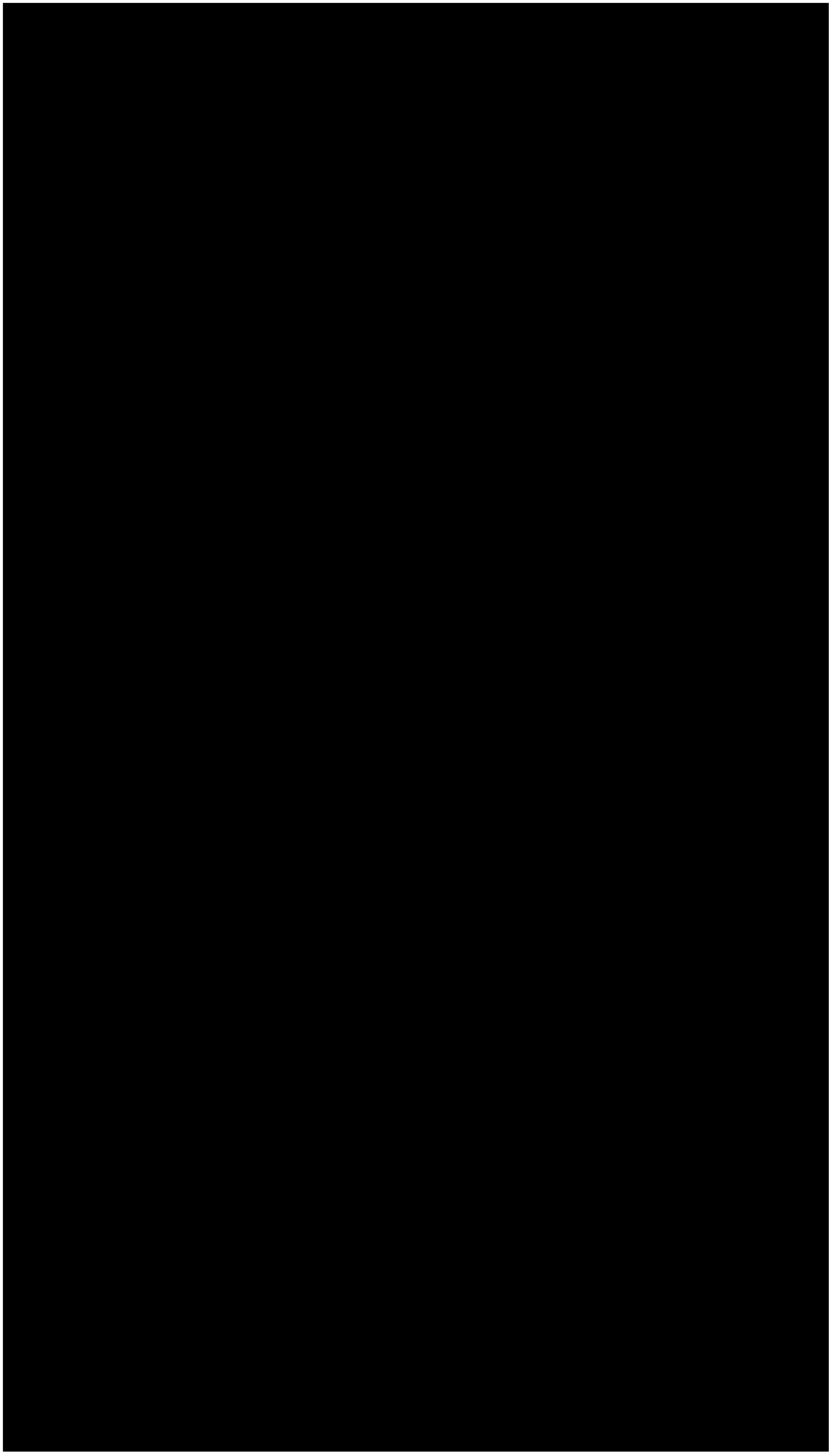
⑾　令和８年３月４日　上告受理の申立て（葛飾区に上告受理申立通知書が送達された後、上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは同年４月27日）

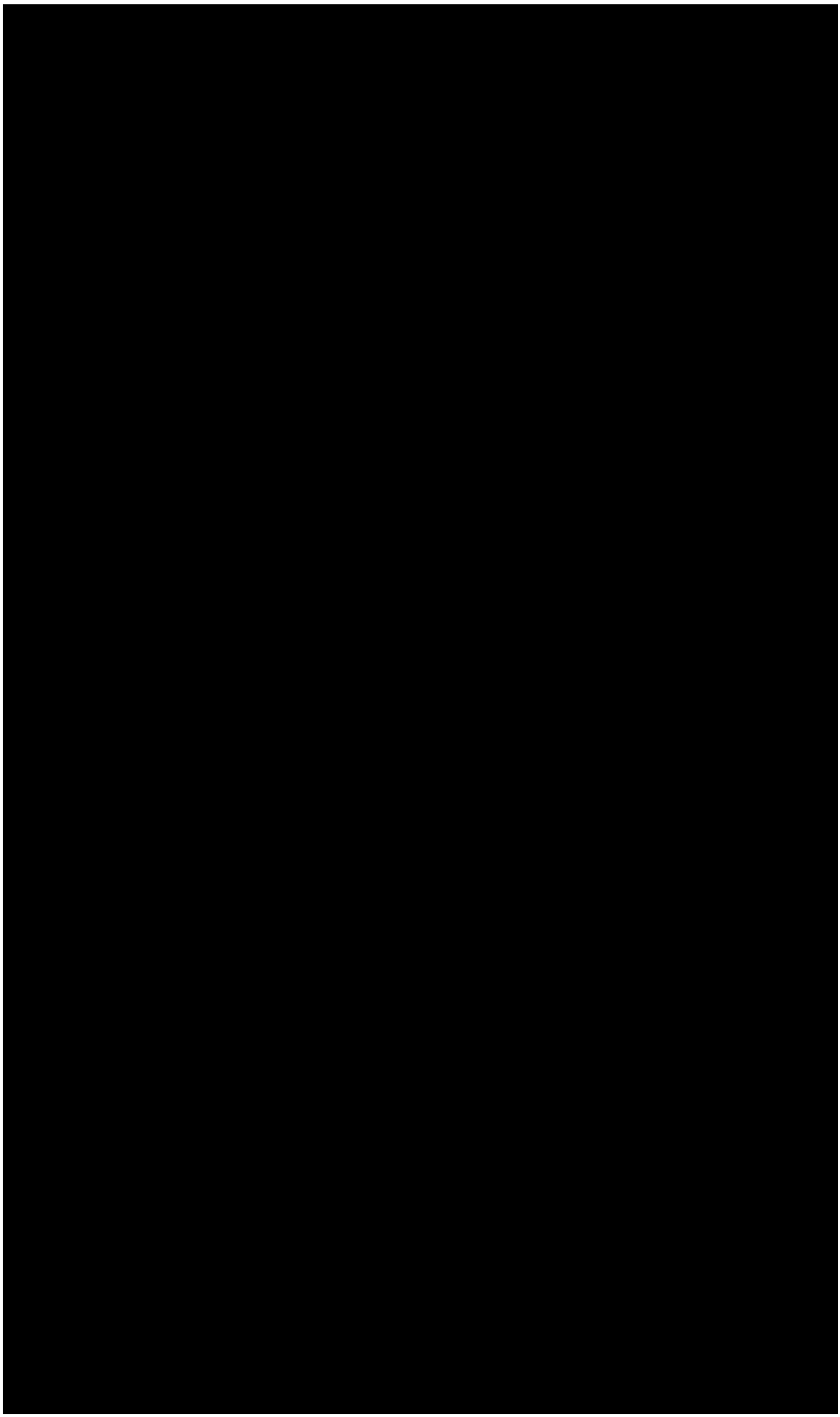
⑿　令和８年７月30日　上告不受理決定

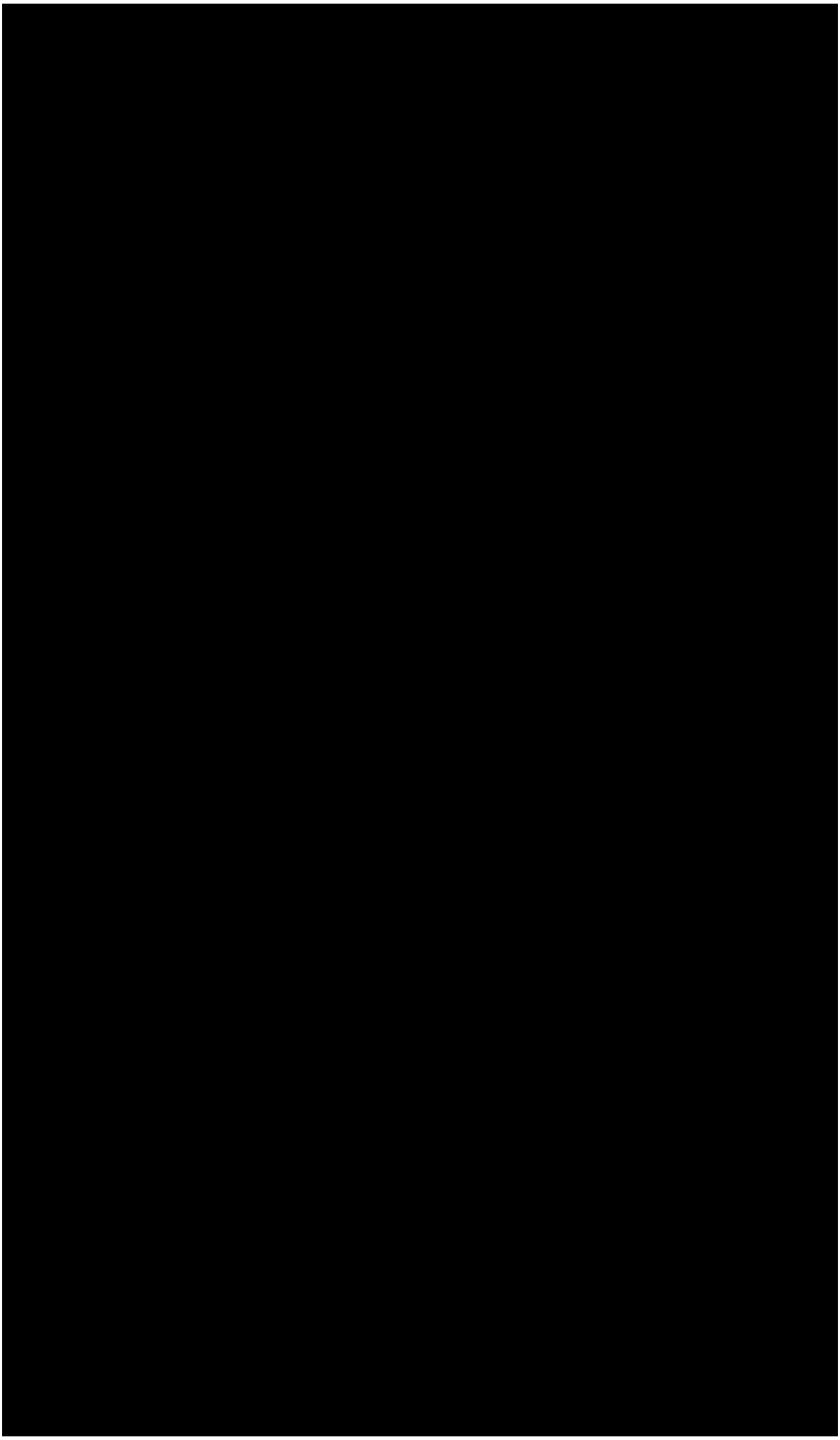
別紙１

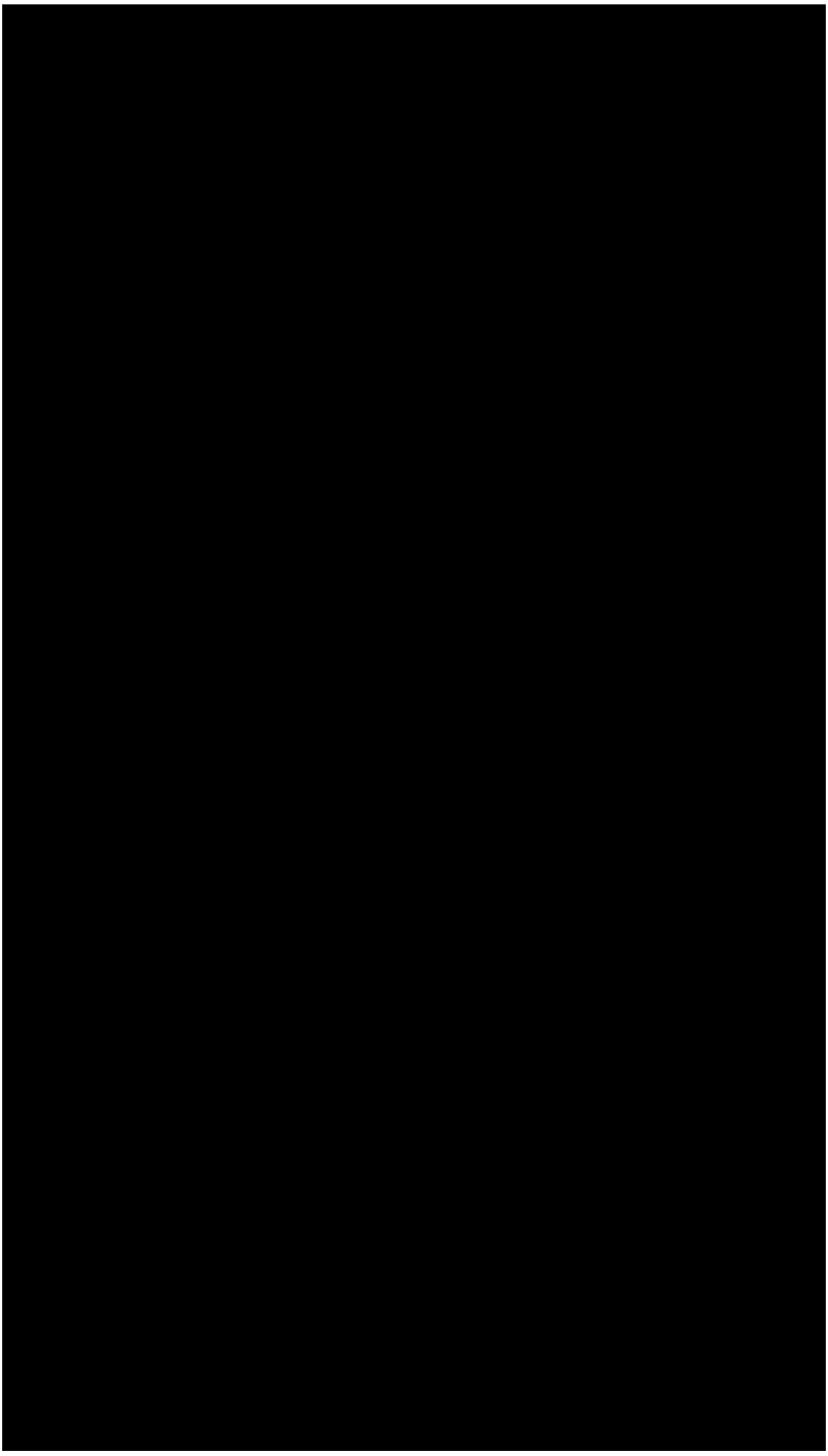
原　告　目　録

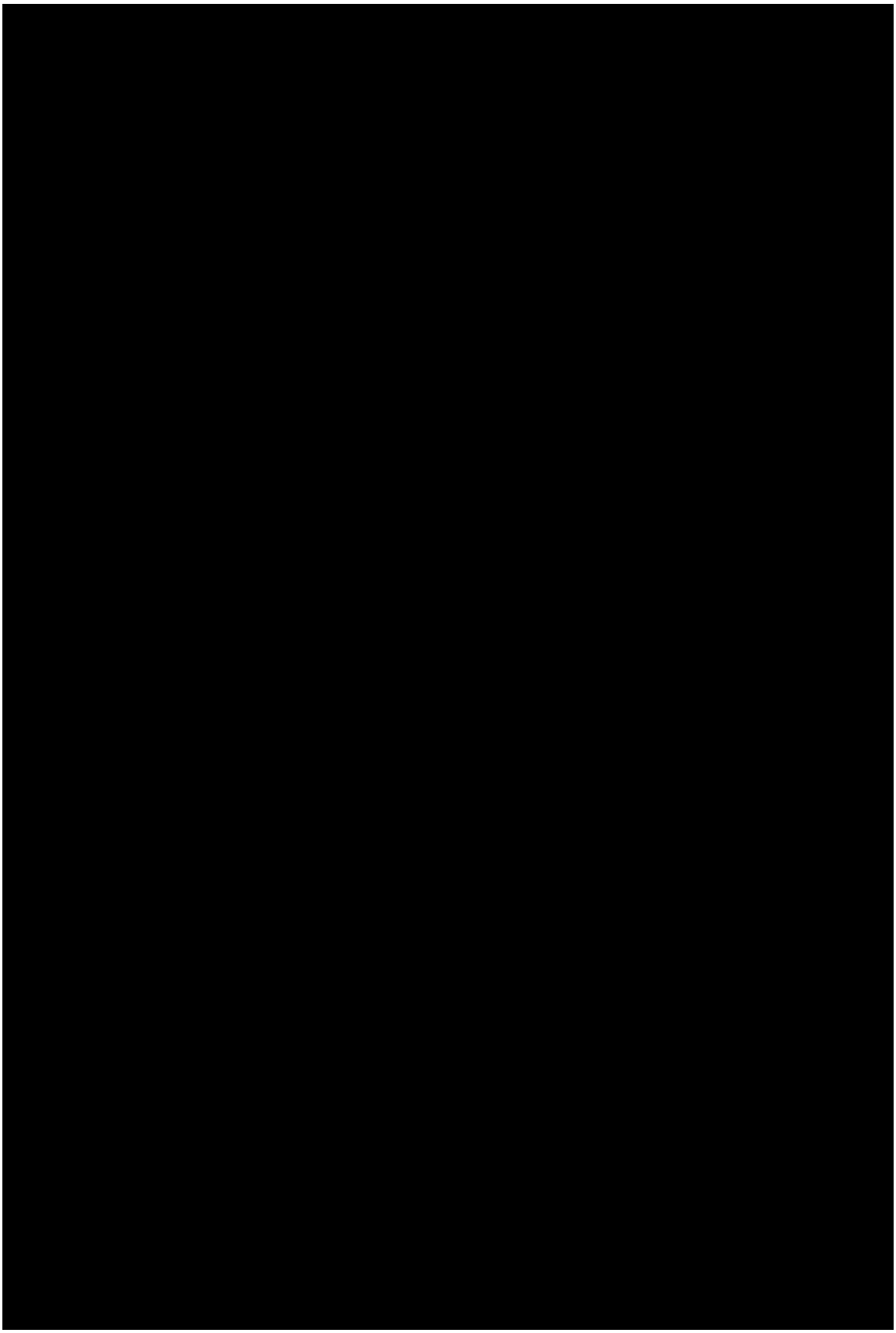
原告番号	
1	[redacted]
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	











別紙２

控　訴　人　目　録

[redacted]

別紙３

上告受理申立人目録

[redacted]

庶務報告　Ｎｏ．６
総　　務　　部
令和８年９月２５日

専決処分（契約変更）の報告について

契約管財課

報告番号	専決処分事項	契約の相手	変更内容
1	八剱橋橋梁架替（その 11）工事請負契約の変更	株式会社横河ブリッジ　東京営業所	変更前契約金額 ６億9,622 万4,100 円 変更後契約金額 ７億2,916 万9,100 円
2	葛飾区亀有文化ホール改修工事請負契約の変更	株式会社トーヨー冨士工	変更前契約金額 ５億5,506 万円 変更後契約金額 ５億7,003 万1,000 円
3	葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事請負契約の変更	工藤・共栄建設共同企業体	変更前契約金額 ４億5,540 万円 変更後契約金額 ４億5,649 万8,240 円
4	葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約の変更	株式会社高田工業	変更前契約金額 ２億240 万円 変更後契約金額 ２億818 万6,000 円
5	葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約の変更	株式会社大徳工務店	変更前契約金額 ６億6,643 万5,000 円 変更後契約金額 ６億9,692 万7,000 円
6	葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約の変更	株式会社誠和土木	変更前契約金額 ３億2,164 万円 変更後契約金額 ３億2,785 万5,000 円
7	葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約の変更	桂・葛飾建設共同企業体	変更前契約金額 ４億7,740 万円 変更後契約金額 ４億8,716 万8,000 円

報告番号１

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

八俣橋橋梁架替（その11）工事請負契約の変更

２　契約の相手

千葉県船橋市山野町27番地

株式会社横河ブリッジ

代表取締役　中　村　　譲

代理人　東京都港区芝浦四丁目４番44号　横河ビル

株式会社横河ブリッジ　東京営業所

所長　黒　田　　力

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

６億9,622万4,100円

⑵　変更後契約金額

７億2,916万9,100円

４　変更理由

⑴　労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用した。

⑵　東京都の地盤改良工事において草刈りが実施されたため、本工事の草刈り対象範囲を減らした。

⑶　交通管理者と協議した結果、クレーン付き台船解体時における一般航行の安全性を確保するため、警戒船の配置数を増やした。

５　専決処分年月日

令和８年７月24日

案　内　図



八剱橋橋梁架替（その11）工事

報告番号２

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

葛飾区亀有文化ホール改修工事請負契約の変更

２　契約の相手

東京都葛飾区柴又七丁目１番11号

株式会社トーヨー冨士工

代表取締役　角　田　隆　二

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

５億5,506万円

⑵　変更後契約金額

５億7,003万1,000円

４　変更理由

⑴　ダクトの配置が設計図書と異なっていたため、トイレ配管開口部の施工方法を変更した。

⑵　ロビーの内壁上部のタイルの劣化が著しかったため、補修した。

⑶　本工事で調査した結果、壁の下地材に石綿が含有していることが判明したため、撤去方法及び処分方法を変更した。

５　専決処分年月日

令和８年７月28日

報告番号３

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事請負契約の変更

２　契約の相手

東京都葛飾区東立石四丁目45番５号

工藤・共栄建設共同企業体

構成員（代表者）　東京都葛飾区東立石四丁目45番５号

工藤電業株式会社

代表取締役　工　藤　賢　作

構成員　東京都葛飾区高砂六丁目16番11号

共栄電設工業株式会社

代表取締役　桜　井　純　一

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

４億5,540万円

⑵　変更後契約金額

４億5,649万8,240円

４　変更理由

労務単価及び資材価格が上昇したため、工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用した。

５　専決処分年月日

令和８年８月17日

案　内　図



葛飾区亀有文化ホール改修工事
葛飾区亀有文化ホール電気設備改修工事

報告番号４

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事請負契約の変更

２　契約の相手

東京都葛飾区西水元一丁目17番12号

株式会社高田工業

代表取締役　高　田　英　生

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

２億240万円

⑵　変更後契約金額

２億818万6,000円

４　変更理由

⑴　本工事で調査した結果、屋上のアスファルト防水材に石綿が含有していることが判明したため、撤去方法及び処分方法を変更した。

⑵　本工事で調査した結果、煙突及び給食室の内装仕上材に石綿が含有していないことが判明したため、撤去方法及び処分方法を変更した。

⑶　本工事の施工に当たり、近隣の家屋調査を実施することとしていたが、辞退の申出があった一部の家屋の調査を取りやめた。

５　専決処分年月日

令和８年８月17日

案　内　図



葛飾区立四ツ木中学校既存校舎等解体工事

報告番号５

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

葛飾区立東金町小学校増築工事請負契約の変更

２　契約の相手

東京都葛飾区堀切四丁目53番３号

株式会社大徳工務店

代表取締役　齊　藤　徳　行

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

６億6,643万5,000円

⑵　変更後契約金額

６億9,692万7,000円

４　変更理由

⑴　既存杭を撤去するに当たり、劣化が著しく、当初予定していた工法では完全に取り除くことが困難であったため、撤去方法を変更した。

⑵　増築する校舎の基礎を施工するに当たり、支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。

５　専決処分年月日

令和８年８月18日

案　内　図



葛飾区立東金町小学校増築工事

報告番号６

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約の変更

２　契約の相手

東京都葛飾区柴又二丁目12番10号

株式会社誠和土木

代表取締役　麻　生　　悟

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

３億2,164万円

⑵　変更後契約金額

３億2,785万5,000円

４　変更理由

新校舎の外構工事に当たり、支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。

５　専決処分年月日

令和８年８月18日

案　内　図



葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

報告番号７

専決処分（契約変更）の報告について

１　専決処分事項

葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事請負契約の変更

２　契約の相手

東京都葛飾区亀有三丁目33番２号

桂・葛飾建設共同企業体

構成員（代表者）　東京都葛飾区亀有三丁目33番２号

株式会社桂造園

代表取締役　菊　地　謙　二

構成員　東京都葛飾区宝町二丁目35番18号

葛飾エクステリア株式会社

代表取締役　田　中　浩　二

３　変更内容

⑴　変更前契約金額

４億7,740万円

⑵　変更後契約金額

４億8,716万8,000円

４　変更理由

⑴　人工芝から天然芝への張り替えに当たり、工事の支障となる地中埋設物が確認されたため、撤去及び処分を行った。

⑵　柵の基礎の一部が既設電気配線と干渉することが判明したため、柵の設置数を減らした。

⑶　排水管の施工に当たり、維持管理性の向上を図るため、集水ますを設置した。

5　専決処分年月日

令和８年８月19日

案　内　図



葛飾区奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化改修工事

庶務報告　Ｎｏ．７
総　　務　　部
令和８年９月２５日

工事契約について

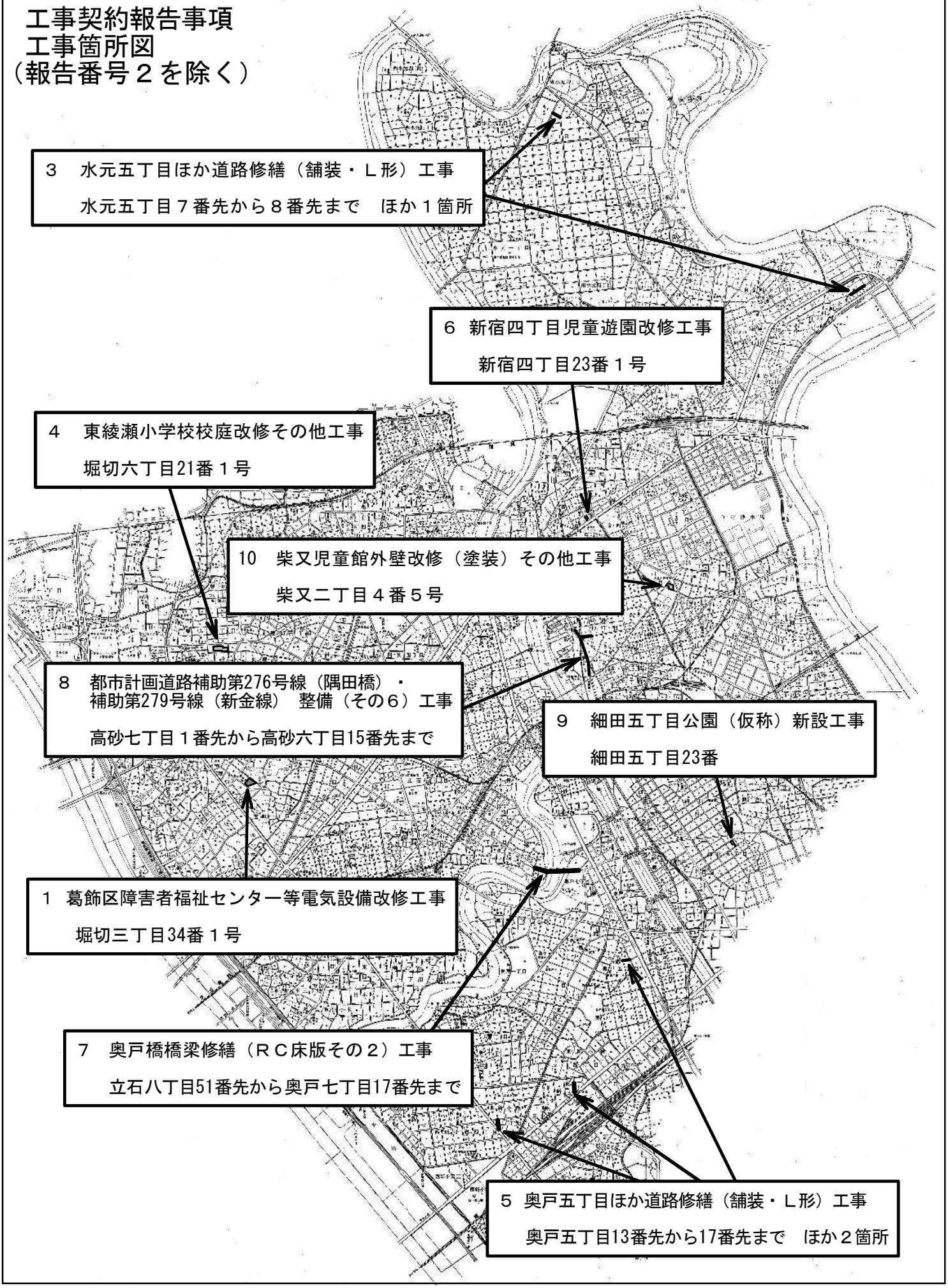
契約管財課

報告番号	工事件名 （工事箇所）	工事概要	契約の方法 契約金額（円）	契約の相手	契約年月日 工期
1	葛飾区障害者福祉センター等電気設備改修工事 （堀切三丁目34番１号）	受変電設備工事 幹線動力設備工事 電灯設備工事 自動火災報知設備工事	公募型指名競争入札 131,854,470	葛飾区西新小岩三丁目14番23号 有限会社ＫＨＹテクノ 代表取締役 眞川　昭夫	令和８年７月28日 令和９年７月16日
2	新小岩公園ほか照明改修（ＬＥＤ化）工事 （西新小岩一丁目１番３号ほか10箇所）	撤去工 電気設備工 植栽工 園路広場工 付帯工	公募型指名競争入札 121,807,290	葛飾区四つ木四丁目20番７号 国弘電設株式会社 代表取締役 國府田　進	令和８年７月29日 令和９年３月９日
3	水元五丁目ほか道路修繕（舗装・Ｌ形）工事 （水元五丁目７番先から８番先まで　ほか１箇所）	車道舗装工事 面積：1,299.00㎡ 歩道舗装工事 面積：94.00㎡	公募型指名競争入札 53,196,000	葛飾区水元一丁目15番11号 株式会社錦江 代表取締役 岩切　雅美	令和８年８月４日 令和９年３月１日
4	東綾瀬小学校校庭改修その他工事 （堀切六丁目21番１号）	整備面積 ：3,453.30㎡ ダスト舗装工事 ：2,910.00㎡ コンクリート舗装工事：355.00㎡	公募型指名競争入札 84,700,000	葛飾区堀切八丁目22番７号 株式会社相川造園 代表取締役 相川　正吾	令和８年８月７日 令和９年２月26日

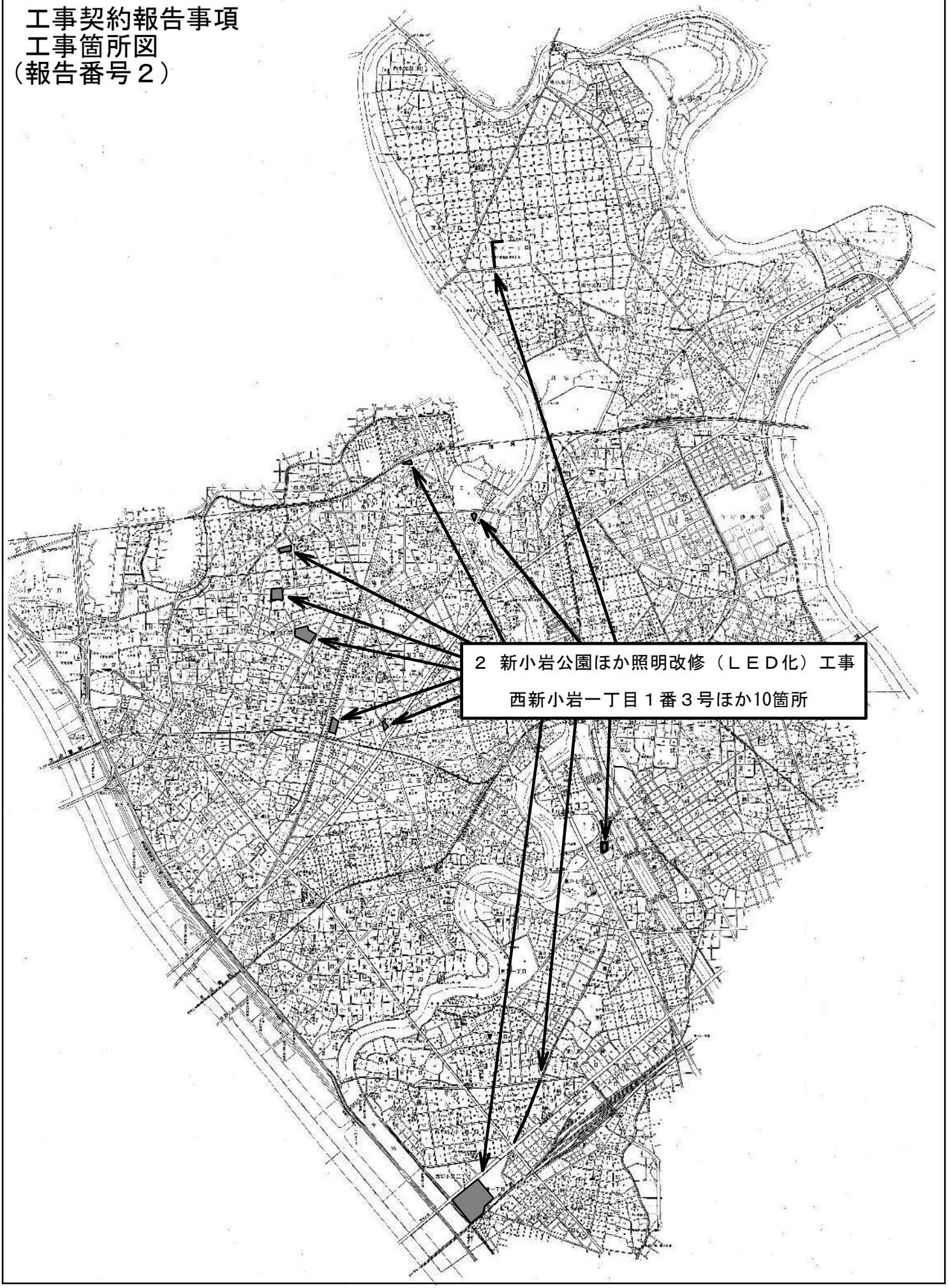
報告番号	工事件名 （工事箇所）	工事概要	契約の方法 契約金額（円）	契約の相手	契約年月日 工期
5	奥戸五丁目ほか道路修繕（舗装・Ｌ形）工事 （奥戸五丁目13番先から17番先まで　ほか２箇所）	車道舗装工事 面積：1,132.00㎡ 歩道舗装工事 面積：58.00㎡	公募型指名競争入札 43,659,000	葛飾区東新小岩七丁目24番12号 尾花興業株式会社 代表取締役 尾花　弘行	令和８年８月18日 令和９年３月５日
6	新宿四丁目児童遊園改修工事 （新宿四丁目23番１号）	便所工事：１棟 遊具：２基 ゴムチップ舗装工事 面積：40.00㎡	公募型指名競争入札 63,800,000	葛飾区亀有三丁目３番11号 東洋グリーン産業株式会社 代表取締役 竹嶋　功雄	令和８年８月26日 令和９年３月１日
7	奥戸橋橋梁修繕（ＲＣ床版その２）工事 （立石八丁目51番先から奥戸七丁目17番先まで）	舗装工事 面積：354.00㎡ 断面修復工事：1.00㎥ ひび割れ注入工事：131.20m	公募型指名競争入札 75,350,000	葛飾区東新小岩三丁目11番16号 成和建設株式会社 代表取締役 渡邉　義美	令和８年８月28日 令和９年３月３日
8	都市計画道路補助第276号線（隅田橋）・補助第279号線（新金線）整備（その６）工事 （高砂七丁目１番先から高砂六丁目15番先まで）	歩道舗装工事 面積：1,979.00㎡ 視覚障害者誘導用シート設置工事 面積：313.30㎡	公募型指名競争入札 63,480,000	葛飾区東水元一丁目16番16号 株式会社マルトシンケン 代表取締役 新谷　利史	令和８年９月４日 令和９年２月16日
9	細田五丁目公園（仮称）新設工事 （細田五丁目23番）	便所工事：１棟 防球ネット工事：一式 目隠しフェンス：63.20m	公募型指名競争入札 111,964,600	葛飾区亀有三丁目33番２号 株式会社桂造園 代表取締役 菊地　謙二	令和８年９月４日 令和９年６月23日

報告番号	工事件名 （工事箇所）	工事概要	契約の方法 契約金額（円）	契約の相手	契約年月日 工期
10	柴又児童館外壁改修（塗装）その他工事 （柴又二丁目４番５号）	外壁塗装工事 面積：1,107.10㎡ 防水工事 石綿含有建材撤去工事	公募型指名競争入札 93,302,000	葛飾区東四つ木二丁目10番15号 近藤建装工業株式会社 代表取締役 近藤　勝之	令和８年９月４日 令和９年３月12日

工事契約報告事項
工事箇所図
（報告番号２を除く）



工事契約報告事項
工事箇所図
（報告番号２）



報告番号１

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003689
件　　名	葛飾区障害者福祉センター等電気設備改修工事
履行場所	東京都葛飾区堀切三丁目34番１号
工　　期	令和８年７月29日から令和９年７月16日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月７日
開札日時	令和８年７月27日　13時30分　電子入札
落札者名	有限会社ＫＨＹテクノ 代表取締役　眞川　昭夫 東京都葛飾区西新小岩三丁目14番23号
落札金額	131,854,470 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	安食電設工業株式会社	140,800,000				
2	共栄電設工業株式会社					辞退
3	工藤電業株式会社					辞退
4	国弘電設株式会社					辞退
5	有限会社ＫＨＹテクノ	131,854,470				落札
6	大豊電設株式会社					辞退
7	株式会社大洋電設					辞退
8	高野電気工業株式会社	141,779,000				
9	有限会社中村電気					辞退
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	141,779,000 円

報告番号２

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003707
件　　名	新小岩公園ほか照明改修（ＬＥＤ化）工事
履行場所	東京都葛飾区西新小岩一丁目１番３号　ほか10箇所
工　　期	令和８年７月30日から令和９年３月９日まで　140日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月８日
開札日時	令和８年７月28日　13時30分　電子入札
落札者名	国弘電設株式会社 代表取締役　國府田　進 東京都葛飾区四つ木四丁目20番７号
落札金額	121,807,290 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	安食電設工業株式会社					辞退
2	共栄電設工業株式会社					辞退
3	工藤電業株式会社					辞退
4	国弘電設株式会社	121,807,290				落札
5	大豊電設株式会社					辞退
6	株式会社大洋電設					辞退
7	高野電気工業株式会社					辞退
8	有限会社中村電気					辞退
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	128,218,200 円

報告番号３

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003733
件　　名	水元五丁目ほか道路修繕（舗装・Ｌ形）工事
履行場所	東京都葛飾区水元五丁目７番先から８番先まで　ほか１箇所
工　　期	令和８年８月５日から令和９年３月１日まで　130日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月14日
開札日時	令和８年８月３日　13時30分　電子入札
落札者名	株式会社錦江 代表取締役　岩切　雅美 東京都葛飾区水元一丁目15番11号
落札金額	53,196,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社歩土建工業	53,449,000				
2	尾花興業株式会社	53,357,700				
3	株式会社錦江	53,196,000				落札
4	宗明建設株式会社	59,055,700				
5	株式会社マルトシンケン	53,450,100				
6	有限会社丸和建設工業	53,300,000				
7	株式会社森工業	53,228,230				
8	株式会社ワイオリ					辞退
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	59,055,700 円

報告番号４

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003765
件　　名	東綾瀬小学校校庭改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区堀切六丁目21番１号
工　　期	令和８年８月10日から令和９年２月26日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月17日
開札日時	令和８年８月６日　13時30分　電子入札
落札者名	株式会社相川造園 代表取締役　相川　正吾 東京都葛飾区堀切八丁目22番７号
落札金額	84,700,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社相川造園	84,700,000				落札
2	株式会社山溪緑地					辞退
3	東香園株式会社	84,920,000				
4	株式会社優造園	85,086,100				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	85,086,100 円

報告番号５

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003805
件　　名	奥戸五丁目ほか道路修繕（舗装・Ｌ形）工事
履行場所	東京都葛飾区奥戸五丁目13番先から17番先まで　ほか２箇所
工　　期	令和８年８月19日から令和９年３月５日まで　130日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月27日
開札日時	令和８年８月17日　13時30分　電子入札
落札者名	尾花興業株式会社 代表取締役　尾花　弘行 東京都葛飾区東新小岩七丁目24番12号
落札金額	43,659,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社歩土建工業					最低制限価格割れ
2	有限会社大塚工建					辞退
3	尾花興業株式会社	43,659,000				落札（くじ引き）
4	株式会社錦江					辞退
5	成和建設株式会社					辞退
6	宗明建設株式会社	43,659,000				
7	株式会社マルトシンケン	43,670,000				
8	有限会社丸和建設工業	43,679,000				
9	株式会社森工業					最低制限価格割れ
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	48,496,800 円

報告番号６

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003766
件　　名	新宿四丁目児童遊園改修工事
履行場所	東京都葛飾区新宿四丁目23番１号
工　　期	令和８年８月27日から令和９年３月１日まで　120日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月21日
開札日時	令和８年８月25日　13時30分　電子入札
落札者名	東洋グリーン産業株式会社 代表取締役　竹嶋　功雄 東京都葛飾区亀有三丁目３番11号
落札金額	63,800,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	葛飾エクステリア株式会社	64,009,000				
2	株式会社山溪緑地					辞退
3	東洋グリーン産業株式会社	63,800,000				落札
4	株式会社優造園					辞退
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	64,046,400 円

報告番号７

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003837
件　　名	奥戸橋橋梁修繕（ＲＣ床版その２）工事
履行場所	東京都葛飾区立石八丁目51番先から奥戸七丁目17番先まで
工　　期	令和８年８月31日から令和９年３月３日まで　120日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年７月31日
開札日時	令和８年８月27日　13時30分　電子入札
落札者名	成和建設株式会社 代表取締役　渡邉　義美 東京都葛飾区東新小岩三丁目11番16号
落札金額	75,350,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社歩土建工業					辞退
2	有限会社小針土木					辞退
3	成和建設株式会社	75,350,000				落札
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	75,375,300 円

報告番号８

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003872
件　　名	都市計画道路補助第276号線（隅田橋）・補助第279号線（新金線）　整備（その６）工事
履行場所	東京都葛飾区高砂七丁目１番先から高砂六丁目15番先まで
工　　期	令和８年９月７日から令和９年２月16日まで　105日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年８月17日
開札日時	令和８年９月３日　13時30分　電子入札
落札者名	株式会社マルトシンケン 代表取締役　新谷　利史 東京都葛飾区東水元一丁目16番16号
落札金額	63,480,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	株式会社歩土建工業	63,954,000				
2	尾花興業株式会社					辞退
3	株式会社マルトシンケン	63,480,000				落札
4	株式会社ワイオリ	63,965,000				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	70,297,700 円

報告番号９

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003876
件　　名	細田五丁目公園（仮称）新設工事
履行場所	東京都葛飾区細田五丁目23番
工　　期	令和８年９月７日から令和９年６月23日まで 190日間
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年８月17日
開札日時	令和８年９月３日　13時30分　電子入札
落札者名	株式会社桂造園 代表取締役　菊地　謙二 東京都葛飾区亀有三丁目33番２号
落札金額	111,964,600 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	葛飾エクステリア株式会社					辞退
2	株式会社桂造園	111,964,600				落札
3	株式会社山渓緑地	112,860,000				
4	東洋グリーン産業株式会社					辞退
5	株式会社優造園	112,875,400				
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	112,875,400 円

報告番号10

令和８年度

入札経過調書

案件番号	0000003862
件　　名	柴又児童館外壁改修（塗装）その他工事
履行場所	東京都葛飾区柴又二丁目４番５号
工　　期	令和８年９月７日から令和９年３月12日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和８年８月17日
開札日時	令和８年９月３日　13時30分　電子入札
落札者名	近藤建装工業株式会社 代表取締役　近藤　勝之 東京都葛飾区東四つ木二丁目10番15号
落札金額	93,302,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	グロリー防水工業株式会社　葛飾営業所					辞退
2	株式会社光和	93,483,500				
3	近藤建装工業株式会社	93,302,000				落札
4	笹崎塗装株式会社					辞退
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	93,483,500 円

庶務報告　Ｎｏ．１
施　　設　　部
令和８年９月２５日

ＳＨＩＢＡＭＡＴＡ　ＦＵ－ＴＥＮ　Ｂｅｄ　Ａｎｄ　Ｌｏｃａｌに係る定期建物賃貸借契約解除の状況等について

施設管理課

１　概要

ＳＨＩＢＡＭＡＴＡ　ＦＵ－ＴＥＮ　Ｂｅｄ　Ａｎｄ　Ｌｏｃａｌ（以下「本事業」という。）の継続が困難であることを理由として、運営事業者である株式会社Ｒ.ｐｒｏｊｅｃｔ（以下「事業者」という。）から定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）の解除に係る協議依頼があったこと、また、区において本事業の運営状況や、施設の競争力、本来の事業目的に立ち返った場合の採算性等を検証した結果、事業継続は困難であると判断し、令和８年９月30日付の契約解除を目途として事業者と協議を進めることを、本年６月開催の本委員会で報告したところである。

ついては、本契約の解除に向けた手続きの状況及び本施設の今後の活用に係る検討状況について報告する。

２　本契約解除に係る手続の状況

（１）定期建物賃貸借契約解除及び明渡し合意書の締結

本年９月30日をもって本契約を解除することについて、本年９月10日付で、事業者と別紙「定期建物賃貸借契約の解除及び明渡しに関する合意書」を締結した。

（２）原状回復の確認及び本施設の明渡し

本年９月30日に、本施設の原状回復の完了を確認したうえで、事業者から本施設の明渡しを受ける。

（3）保証金の返還

上記（2）に定める原状回復の完了及び本施設の明渡しの確認後、事業者の請求に基づき保証金を返還する。

3　本施設の活用に係る検討状況

（1） 活用意向調査

本年７月に全庁を対象として活用意向調査を実施したが、活用意向はなかった。

（2）本施設の今後の活用

本施設は昭和 51 年の竣工から約 50 年が経過している。施設の大半は約 12 ㎡の個室で構成されていることから、この施設特性に適した活用方法を検討する。

民間事業者による活用を含めて本施設の活用可能性を幅広く検討し、有効な活用方法が見いだせない場合は、施設の解体及び跡地の活用について検討する。

【別紙】

定期建物賃貸借契約解除及び明渡し合意書

賃貸人葛飾区（以下「甲」という。）と賃借人株式会社R.project（以下「乙」という。）は甲乙間にて平成29年3月17日付けで締結した末尾表示記載建物（以下「本物件」という。）の定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）第18条ただし書きの協議を経た上で、次のとおり合意した。

（合意解除）

第1条　甲と乙とは、本契約を令和8年9月30日限りで、合意解除する。

（明渡し期限）

第2条　乙は甲に対し、本物件を令和8年9月30日までに明け渡す。

（原状回復義務）

第3条　乙は、甲に対し、前条の期限までに、本物件を原状に復して明け渡す。

2　前項の規定にかかわらず、別紙「原状回復対象外項目一覧」に掲げる設備等については、本契約第19条第1項ただし書に基づき原状回復義務の対象から除外する。なお、当該設備等についての所有権は甲にあることを確認し、本契約第21条に基づき、乙は当該設備等について造作買取請求権及び有益費償還請求権を行使しないものとする。

3　乙は、本物件を明け渡したときに本物件内に残置された動産の所有権を放棄し、甲において任意にこれを処分しても異議を述べない。

（賃料相当損害金）

第4条　乙は、契約解除日以降に本物件の明渡しを行う場合、甲に対し賃料相当損害金の支払いをするものとする。

2　賃料相当損害金は、1日につき29,500円とする。

以上、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和８年９月10日

甲　東京都葛飾区立石五丁目１３番１号
葛飾区
葛飾区長　青木　克徳

乙　千葉県安房郡鋸南町大六 1032
株式会社 R. project
代表取締役　丹埜　倫

（対象建物）

所在	構造	面積
東京都葛飾区柴又七丁目12番19号	鉄筋コンクリート造	1680.97㎡

（以下、余白）

原状回復対象外項目一覧

No.	項目	備考
1	電気設備	分電盤、配線、コンセント、スイッチ、 照明設備、非常用照明等一式
2	換気設備	換気扇、配管等一式
3	バリアフリー設備	手すり、スロープ、多目的トイレ設備等一式
4	トイレ設備	トイレ設備、洗面設備、手洗い設備等一式
5	シャワー設備	シャワーユニット、給湯設備、 給排水設備、貴重品保管庫等一式
6	空調設備	業務用空調設備一式
7	出入口管理設備	インターホン、電子施錠設備、郵便受箱
8	受付設備	カウンター、客室用鍵収納庫
9	客室設備	カウンター、客室番号表示等一式 （破損等により修繕が必要な箇所は除く）
10	壁面の塗装	内外装 （施設正面の施設名表示及び玄関前柱のサイン表示部分については除く）

庶務報告　Ｎｏ．１
地　域　振　興　部
令和８年９月２５日

マイナンバーカードの窓口体制の再検討について

戸籍住民課

１　概要

マイナンバーカード（以下「カード」という。）に係る窓口体制については、令和12年度及び14年度のカード交付需要のピークを見据え、長期的な対策としてマイナンバーカードセンターの設置を検討してきたところである。

カードに係る手続については、年度により手続需要が大きく変動することを踏まえ、より無駄のない窓口体制を整備するため、改めて今後の窓口体制の方向性を検討したことから、その内容について報告するもの

２　窓口体制の方向性

別添参考資料のとおり、需要変動の時期を３期に分け、それぞれの時期に応じた窓口体制を整備する。

（１）令和８年度末から令和９年度まで

一定数のカード交付需要が見込まれる中、より円滑なカード交付が行えるよう、既存窓口の開設時間の拡大等による窓口体制の強化を図るとともに、カード一括保管による予約なし交付対応を実施

（２）令和10年度から令和11年度上半期まで

カード交付需要が落ち着く時期であることから、現行の窓口体制と同規模程度を維持

（３）令和11年度下半期から令和14年度まで

令和12年度及び14年度におけるカード交付需要のピーク時期への対応については、今後の対策を令和10年度中を目途に検討

３　今後について

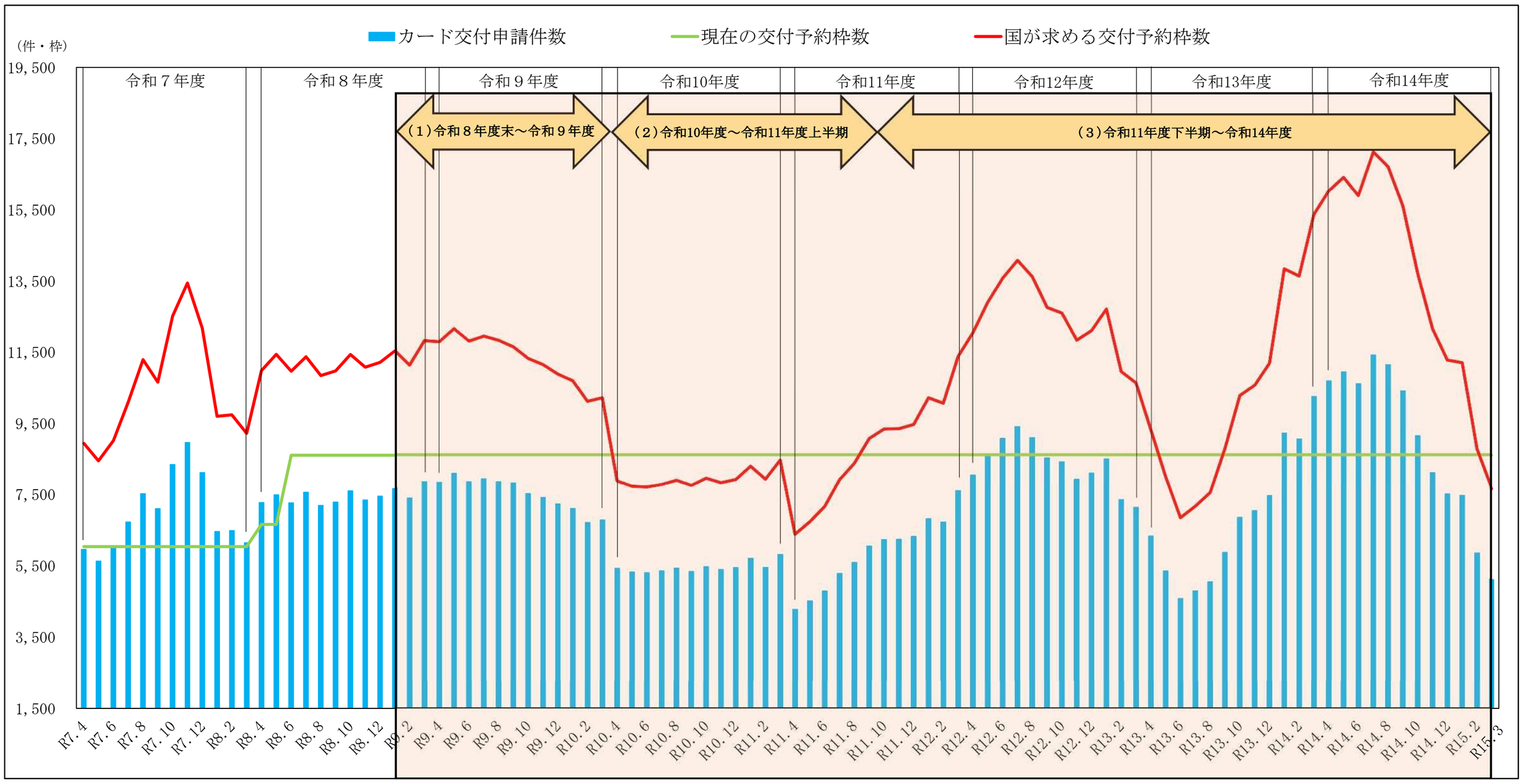
引き続き、令和８年度末及び令和９年度における窓口体制の強化について、具体策の検討を行う。

また、可能な限り令和８年度末にカード交付が集中しないよう、令和８年10月から開始する郵便局におけるカード申請補助を契機に、広報かつしかへの掲載等による積極的な広報活動を通じて、区民に対して円滑なカード更新手続を促していく。

［参考資料］
※令和８年６月 11 日総務委員会庶務報告資料に
需要変動時期 □ を追記

別紙

マイナンバーカード交付申請件数・交付予約枠数（令和７年度～14 年度）



※カード交付申請件数については、令和７年度は実績値、令和８年度以降は令和８年５月８日時点の推計値としている。
※国が求める交付予約枠数については、国がカード交付に係る予約可能時期を２週間以内としており、それを実現している自治体を参考に算出している。
（カード交付申請件数に対して 1.5 倍した数値）

庶務報告　Ｎｏ．１
産　業　観　光　部
令和８年９月２５日

物価高騰緊急対策支援金について

産業経済課

１　趣旨

中東情勢の緊迫化を背景とした物価高騰等が長期化していることにより、経営に影響が出ている区内事業者の経費負担軽減の一助として、支援金を交付するもの

２　交付対象者

以下の全ての要件を満たす区内事業者

（１）区内において引き続き１年以上事業を行っている中小企業等（法人及び個人事業主）

ただし、東京信用保証協会が信用保証の対象外とする業種（農業者及び学校法人は除く。）を除く。

法人においては区内に本店登記があるものに限る。

（２）令和８年度の、法人は都民税、個人事業主は葛飾区の特別区民税・都民税（区外在住者は、葛飾区の特別区民税（事業所課税分）及び居住地の区市町村民税及び都道府県民税）を滞納していないこと。

（３）確定申告を行っていること。

３　交付額

（１）個人事業主　30,000円

（２）法人　150,000円

４　申請期間（予定）

令和８年11月16日（月）から令和９年１月15日（金）まで

５　申請方法

郵送及び電子申請

（専用のコールセンター及び事務処理センターを別途設置する。）

６　周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区公式ＳＮＳ、東京商工会議所葛飾支部等の関係団体及び区内金融機関を通じて周知する。

７　予算措置

1,434,876千円

令和８年度第二次補正予算案に計上

庶務報告　Ｎｏ．２
産　業　観　光　部
令和８年９月２５日

水元四丁目農園の廃止について

産業経済課

１　廃止する農園

名　　称	水元四丁目農園
場　　所	水元四丁目15番
面　　積	556㎡
区　画　数	22区画

２　廃止する理由

土地所有者から返還の申し出があったため、農園を廃止し返還するもの

３　廃止予定年月日

令和９年２月１日

４　農園の位置

